

令和6年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月

仙台大学



## 目次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学生	14
基準 3. 教育課程	37
基準 4. 教員・職員	61
基準 5. 経営・管理と財務	73
基準 6. 内部質保証	85
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	90
基準 A. 社会貢献・連携	90
基準 B. 国際交流と連携	96
V. 特記事項	101
VI. 法令等の遵守状況一覧	102
VII. エビデンス集一覧	119
エビデンス集（データ編）一覧	119
エビデンス集（資料編）一覧	119

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神

本学の建学の精神は「実学と創意工夫」である。

仙台大学の経営母体である学校法人朴沢学園（明治 12(1879)年開設）の学園創始者は、建学の精神として「実学と創意工夫」を掲げ、「創意工夫と先見性をもって実学を志し、実学に根ざした人格形成と人材育成を図る」ことをもって先進的な女子教育を行い、寺子屋方式に代え一斉教授法を導入し明治時代の裁縫教育に一大革新をもたらした。

その考え方は、体育系単科大学として昭和 42(1967)年に開学した本学にも受け継がれ、人格形成の要素である体育・徳育・知育のうち「体育」に教育研究の重点を置きつつ、実学と創意工夫に根差した広い教育研究領域を探求することに継承されてきた。

なお、建学の精神の意図するところについては、開学時の第 1 回入学式・初代学長告辞にも「社会で充分活動できるための智識と技能を鍛えた心身ともに健康である人間をつくることであり、仙台大学は、企業等における健康管理・健康指導の企画・実施担当者の育成、各種の運動機構等における実技指導者、並びに学校体育の指導者を養成することを目的としております」と端的かつ明確に示されている。

### 2. 大学の基本理念

本学の基本理念は「スポーツ・フォア・オール」である。

仙台大学は、昭和 42(1967)年、単一学部・単一学科で開学した。その後、平成 7(1995)年度以降、順次学科を増設し、現在では 6 学科構成としている。また、学科増設に加え平成 10(1998)年度には大学院スポーツ科学研究科（修士課程）も新設している。こうした教育研究領域の拡大に伴い建学の精神を基盤に据えつつ、大学の新たな基本理念として定めたのが「スポーツ・フォア・オール」である。

「スポーツ・フォア・オール」とは文字通り「スポーツは健康な人のためだけでなく、すべての人に」を、すなわち「乳幼児から元気なお年寄りはもちろん、寝たきりのお年寄りまで。そして、性別や障害の有無を問わず、トップアスリート、生活の中での楽しみや健康の励みとしてスポーツをする人、スポーツをみるのが好きな人、スポーツをささえる人などすべての人を対象としてスポーツを科学的に探究すること」を意味している。

### 3. 使命・目的

基本理念を踏まえた仙台大学の使命・目的については、仙台大学学則第 2 条及び仙台大学大学院学則第 2 条にそれぞれ示している。

#### 仙台大学学則第 2 条及び仙台大学大学院学則第 2 条

##### 仙台大学学則第 2 条

本学は、体育・スポーツ、健康福祉、スポーツ栄養、スポーツ情報マスメディア、現代武道及び子ども運動教育に関する諸科学を教授研究し、当該分野における指導者としての専門的知識と技能を体得させるとともに、高い識見と広い視野とをもって、社会の指導的

な役割を果し得る有能な人材を育成することを目的とする。

**仙台大学大学院学則第 2 条**

本大学院は、広い視野に立って、体育・スポーツ、健康福祉、スポーツ栄養、スポーツ情報マスメディア、現代武道及び子ども運動教育に関する学術の理論と応用を教授研究し、当該分野における高度の専門的な職業等を担うための卓越した能力を培い、もって体育・スポーツ及び健康分野の発展に寄与する有為な人材を育成することを目的とする。

**4. 大学の個性・特色**

仙台大学体育学部には、コーチングの手法やトレーナーの育成・スポーツの運営管理などを学ぶ「体育学科」、福祉や健康支援などを学ぶ「健康福祉学科」、運動・スポーツと栄養・食事に関する両方の知識を学ぶ「スポーツ栄養学科」、スポーツ競技に不可欠な情報を科学的かつ論理的に学ぶ「スポーツ情報マスメディア学科」、武道の指導法や武道の応用展開を通じ、社会の安全・安心のあり方を学ぶ「現代武道学科」、そして、幼児期の運動を通じて、発育成長する子どもの教育のあり方を学ぶ「子ども運動教育学科」を設置している。これらは、いずれもそれ自体、独立した教育研究、社会貢献領域と言える。しかし、本学はこれら広範囲な領域を全て「身体活動」という一つの共通要素を基軸とした事象と捉え、6学科を体育・スポーツ及び健康分野の人材育成分野における「実学」教育の場として、体育学部という単一学部内に敢えて設置した。このことが、本学体育学部の個性・特色とするところであり、これを広く表明するために「スポーツ・フォア・オール」というわかりやすい表現の基本理念を掲げている。

**II. 沿革と現況**

**1. 本学の沿革**

明治 12(1879)年	1 月	朴澤三代治が仙台市に松操私塾を創設
昭和 26(1951)年	3 月	学校法人 朴沢松操女学園を設立
昭和 42(1967)年	3 月	法人名を朴沢学園に改称
昭和 42(1967)年	4 月	仙台大学を開学、体育学部体育学科を開設
平成 7(1995)年	4 月	体育学部健康福祉学科を開設
平成 10(1998)年	4 月	大学院スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻（修士課程）を開設
平成 15(2003)年	4 月	体育学部運動栄養学科を開設
平成 19(2007)年	4 月	体育学部スポーツ情報マスメディア学科を開設
平成 23(2011)年	4 月	体育学部現代武道学科を開設
平成 29(2017)年	4 月	体育学部子ども運動教育学科を開設
令和 4(2022)年	4 月	体育学部運動栄養学科を体育学部スポーツ栄養学科に改称
令和 6(2024)年	4 月	体育学部スポーツ情報マスメディア学科 教職課程開設 高等学校教諭一種普通免許状（情報）

**2. 本学の現況**

・大学名 仙台大学

仙台大学

- ・所在地 宮城県柴田郡柴田町船岡南二丁目 2 番 18 号 (船岡キャンパス)  
宮城県仙台市青葉区川平二丁目 26 番 1 号 (川平キャンパス)

・学部及び研究科の構成 (単位：人)

学 部	学 科	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員
体育学部	体育学科	300	10	1,220
	健康福祉学科	100	20	440
	スポーツ栄養学科	80	8	336
	スポーツ情報マスタテリア学科	40	—	160
	現代武道学科	40	10	180
	子ども運動教育学科	40	—	160

研究科・専攻	入 学 定 員	収 容 定 員
スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻 (修士課程)	23	46

・学生数、教員数、職員数

① 学生数 (令和 6(2024)年 5 月 1 日現在) (単位：人)

学 部	学 科	1 年	2 年	3 年	4 年	計
体育学部	体育学科	357	324	319	380	1,380
	健康福祉学科	89	104	97	73	363
	スポーツ栄養学科	77	82	60	72	291
	スポーツ情報マスタテリア学科	49	36	49	37	171
	現代武道学科	40	61	46	41	188
	子ども運動教育学科	27	36	29	31	123
合 計		639	643	600	634	2,516

研究科・専攻	1 年	2 年	計
スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻	16	15	31

② 教員数 (令和 6(2024)年 5 月 1 日現在) (単位：人)

大学 学部・学科の名称	専任教員					助手	非常勤	
	教授	准教授	講師	助教	計			
体育学部	体育学科	17	17	9	0	43	7	16
	健康福祉学科	11	6	1	0	18	0	18
	スポーツ栄養学科	5	5	2	1	13	4	1
	スポーツ情報マスタテリア学科	8	3	2	1	14	0	0
	現代武道学科	7	3	1	0	11	0	4

仙台大学

	子ども運動教育学科	6	1	2	1	10	0	6
	合 計	54	35	17	3	109	11	45

大学院 研究科・専攻の名称	専任教員					助手	非常勤
	教授	准教授	講師	助教	計		
スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻	35	11	3	0	49	0	4

※ 大学院は、学部の教員が兼ねている教員数。

③ 職員数〈令和 6(2024)年 5 月 1 日現在〉(単位：人)

所属名	専任職員	臨時職員	計
大 学	107	40	147

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

##### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

##### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

仙台大学（以下「本学」という。）の使命・目的等は、仙台大学学則（以下「学則」という。）第 2 条第 1 項において「本学は、体育・スポーツ、健康福祉、スポーツ栄養、スポーツ情報マスメディア、現代武道及び子ども運動教育に関する諸科学を教授研究し、当該分野における指導者としての専門的知識と技能を体得させるとともに、高い識見と広い視野をもって、社会の指導的な役割を果し得る有能な人材を育成することを目的とする」と定めている【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】。また、使命・目的等を踏まえ、学部及び各学科の人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的については、【表 1-1-1】のとおり学則別表第 1 に具体的かつ明確に示している【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】。

本大学院の使命・目的等については、仙台大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 2 条第 1 項に「本大学院は、広い視野に立って、体育・スポーツ、健康福祉、スポーツ栄養、スポーツ情報マスメディア、現代武道及び子ども運動教育に関する学術の理論と応用を教授研究し、当該分野における高度の専門的な職業等を担うための卓越した能力を培い、もって体育・スポーツ及び健康分野の発展に寄与する有為な人材を育成することを目的とする」と定めており、この使命・目的等を踏まえ、研究科の人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的については、【表 1-1-2】のとおり大学院学則第 2 条第 2 項に明記している【資料 1-1-5】【資料 1-1-6】【資料 1-1-7】。

【表 1-1-1】 学部及び各学科の人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的

人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的	
体育学部	体育・スポーツ及び健康分野に関する学修と科学的な教授研究を通して、今日的なグローバル化の視点に立った教養を供え、人間性豊かな行動規範を培い、体育・スポーツ、健康増進に関わる指導や支援に関する専門的知見・技術を身につけた有能な指導者並びに優秀な競技者を養成することにより、広く社会に貢献することを教育研究上の目的とする。また、体育学部が設置



	する各学科の人材養成の目的は、以下のとおりである。
体育学科	体育・スポーツの普及や振興並びにスポーツ選手の競技力向上に対する多様なニーズに応え得るスポーツコーチング、スポーツトレーナー、スポーツマネジメントに関する専門的知識や技能、判断能力を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。
健康福祉学科	子どもから高齢者、障害児・者、生活習慣病のある人全ての健康増進に必要な健康と福祉及びスポーツに関する深い知識と技術を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。
スポーツ栄養学科	すべての人の健康増進やスポーツ選手の競技力向上に必要な運動・スポーツと栄養に関する深い知識と技術を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。
スポーツ情報マスメディア学科	情報倫理、情報社会、情報科学、マルチメディア等の情報に関する知識や技術を基盤として、スポーツ現場におけるスポーツ情報の戦略的な活用や迅速かつ効果的な収集、分析、共有管理等を通じて、メディアの特性を踏まえた適切な情報の加工、表現、発信等、スポーツとメディアに関する深い知識と技術、円滑な人間関係を構築する力を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。
現代武道学科	武道教育と武道の応用展開としての社会の安全・安心の確保に関する専門的な知識、技術を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。
子ども運動教育学科	幼児期の子どもの運動遊びの支援・助長に関する知識と感性を理論的・実践的に学ぶことを通して、子どもの発育発達に係る能力を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。

【表 1-1-2】 研究科の人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的

人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的	
スポーツ科学研究科	スポーツ科学研究科は、授業及び研究指導を通して、当該分野における科学的知識・技能並びに研究能力を修得させるとともに、学術研究の高度化や国際化、社会との連携、生涯学習への対応にも貢献し得る豊かな教養を身につけた人材を養成することを目的とする。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 1-1-1】学則（第 2 条第 1 項）（【資料 F-3】と同じ）
- 【資料 1-1-2】学生便覧 p.13（【資料 F-5】と同じ）
- 【資料 1-1-3】学則（別表第 1）（【資料 F-3】と同じ）
- 【資料 1-1-4】学生便覧 p.31（【資料 F-5】と同じ）
- 【資料 1-1-5】大学院学則（第 2 条第 1 項）（【資料 F-3】と同じ）
- 【資料 1-1-6】大学院学則（第 2 条第 2 項）（【資料 F-3】と同じ）
- 【資料 1-1-7】大学院便覧 p.3（【資料 F-5】と同じ）

### 1-1-② 簡潔な文章化

本学では建学の精神を「実学と創意工夫」、基本理念を「スポーツ・フォア・オール」という簡明な言葉で表現するとともに、大学、大学院の使命・目的及び学部、研究科の教育目的は、学則及び大学院学則において、学部、各学科、研究科ごとに簡潔に明示している。これらについては、大学案内やホームページ等の各種媒体においても統一的な表現で明示しており、一貫性が保たれている【資料 1-1-8】【資料 1-1-9】【資料 1-1-10】【資料 1-1-11】【資料 1-1-12】。

#### 【エビデンス集・資料編】

- 【資料 1-1-8】 大学案内 p.3～p.4（【資料 F-2】と同じ）
- 【資料 1-1-9】 入学試験要項 p.3（【資料 F-4】と同じ）
- 【資料 1-1-10】 大学院ガイドブック p.2（【資料 F-2】と同じ）
- 【資料 1-1-11】 ホームページ〈仙台大学の「建学の精神」および「基本理念」について〉
- 【資料 1-1-12】 ホームページ「仙台大学学則別表第 1（学部及び各学科の人材養成の目的等）」

### 1-1-③ 個性・特色の明示

東北・北海道地区唯一の体育系大学である本学の主な個性・特色は、以下のとおりである。

- 1) 「身体活動」を基軸として、体育・スポーツ、健康福祉、スポーツ栄養、スポーツ情報マスメディア、現代武道及び子ども運動教育という広範な教育研究領域を、体育学部という単一学部による人材養成分野と位置づけ、同学部内に 6 学科を置くとともに、高度の専門的かつ有為な人材養成のため大学院（スポーツ科学研究科）で教育研究を展開している。
- 2) 体育学部における「身体活動」を共通要素として、同学部に属する健康福祉学科における介護福祉士及び社会福祉士養成、スポーツ栄養学科における栄養士養成、子ども運動教育学科における保育士養成といった厚生労働省所管の人材養成を行っている。
- 3) 身体活動に根ざしたさまざまな知識・技能の修得を共通基盤に、体育学部及び大学院で使命・目的等を遂行している。
- 4) 本学で取得できる免許・資格については、開学以来「中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育）」を基盤とし、スポーツ・身体活動を支える職域を主体として、養護教諭、栄養教諭、福祉科教諭、情報科教諭、幼稚園教諭、特別支援教育の教員免許をはじめと

してさまざまな免許・資格の取得が可能なカリキュラム編成を行っている。

初等中等教育の機軸をなす学習指導要領に示されている教科「保健体育」については、スポーツに関し「する」「みる」「ささえる」といった生涯にわたる豊かなスポーツライフを継続していく資質能力の育成という視点が入り入れられている。このことから、昨今のスポーツ界では、「スポーツをささえる」という機能の重要性が認識されつつあり、時代や社会からの要請に応えなければならない。

本学では、スポーツ施設管理、アスレティックトレーニング、ストレンクス&コンディショニング、栄養指導、スポーツ情報分析、体育・スポーツに関連した安全・安心の確保その他、「ささえる分野」でその手腕を発揮することが可能となる免許・資格の普及拡大や職域拡大も視野に対応を図っている。こうした「身体活動」を基軸とする体育系大学ならではの個性・特色は、大学の使命・目的、人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的及び基本理念の具現化を目指して、学部・学科並びに研究科の教育課程及び教育活動等に反映している。また、これらの個性・特色を大学案内やホームページ等において明示し、周知している【資料 1-1-13】【資料 1-1-14】【資料 1-1-15】。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-13】 ホームページ「教学組織体系図」

【資料 1-1-14】 大学案内「免許・資格一覧」 p.73～p.74 (【資料 F-2】と同じ)

【資料 1-1-15】 ホームページ「取得できる資格」

#### 1-1-④ 変化への対応

学則第 2 条の 2 には「本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない」、大学院学則第 3 条には「本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定められており、「自己点検・評価運営委員会」において、使命・目的及び教育目的が社会情勢の変化に対応しているかを適宜点検及び評価している。

昭和 42(1967)年 4 月に体育学部体育学科の単科大学として開学して以降、【表 1-1-3】のとおり、学科等の増設や学科名称変更を行い、社会動向に応じて使命・目的及び教育目的について不断の見直しを行うことで、社会の変化に対応してきた。

また、令和 2(2020)年 1 月 22 日に「教学マネジメント指針」が公表された。さらに、令和 4(2022)年 9 月 30 日に「大学設置基準等の一部を改正する省令」が公布され、同年 10 月 1 日から施行された。

本学ではこれらの動向を注視しながら、教学マネジメントの確立に向けた取組みを検討し、令和 4(2022)年 10 月にアセスメント・ポリシーの改正を行い、学修成果を検証するだけでなく、体育学部 6 学科の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の妥当性についても点検を行っている。また、スポーツ情報マスメディア学科において、令和 6(2024)年度の開設に向けて「情報」の教員免許の課程認定の申請を行い、令和 5(2023)年 12 月に文部科学省から課程認定を受けた。こ

れに伴い、体育学部スポーツ情報マスメディア学科の人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的を見直し、同学科の人材の養成に関する目的等について改正を行い、時代の要請を踏まえた人材養成に努めている。

また、令和 5(2023)年度には、若手教職員を中心として構成する「仙台大学 2033 プロジェクトチーム」を立ち上げ、10年後の本学のビジョンを見据えた改善・改革すべき点等について議論を開始し、令和 6(2024)年 1 月に中間報告書が出された。今後は論点を絞って議論を行い、令和 6(2024)年度の上半期中に提言として取りまとめることとしている【資料 1-1-16】。

【表 1-1-3】 社会の変化に対応した学科等の開設

年 月	社会の変化に対応した学科等の増設
平成 7(1995)年 4 月	健康福祉学科(厚生労働省の介護福祉士養成施設を兼ねる)を開設【資料 1-1-17】
	単科大学から複数学科設置に移行することに伴い、また、人材育成領域の拡大を踏まえ「スポーツ・フォア・オール」という基本理念を掲げる
平成 10(1998)年 4 月	大学院スポーツ科学研究科(修士課程)を開設【資料 1-1-17】
	体育・スポーツ及び健康領域を深耕すると共に、人材育成領域の拡大を図る
平成 15(2003)年 4 月	運動栄養学科(厚生労働省の栄養士養成施設を兼ねる)を開設【資料 1-1-17】 ※令和 4(2022)年 4 月より、スポーツ栄養学科へ学科名称変更
平成 19(2007)年 4 月	スポーツ情報マスメディア学科を開設【資料 1-1-17】
平成 23(2011)年 4 月	現代武道学科を開設【資料 1-1-17】
平成 29(2017)年 4 月	子ども運動教育学科(厚生労働省の保育士養成施設を兼ねる)を開設【資料 1-1-17】
令和 6(2024)年 4 月	スポーツ情報マスメディア学科 教職課程開設 高等学校教諭一種普通免許状(情報)【資料 1-1-18】

身体活動に根ざしたさまざまな知識・技能の修得を共通基盤とした体育学部単一学部という枠組みを維持しつつ、「実学と創意工夫」という建学の精神を踏まえ、本学の使命・目的等を達成するための取組みを遂行している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-16】 2033 プロジェクトチーム中間報告書

【資料 1-1-17】 体育学部 6 学科・大学院研究科の設置認可通知、養成施設(介護福祉士・栄養士・保育士) 指定通知

【資料 1-1-18】 高等学校教諭一種免許状(情報) 課程認定通知

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も建学の精神、基本理念を踏まえ、使命・目的及び教育目的について、自己点検・評価を行い PDCA のサイクルを回す中で、三つのポリシー変更の必要性の検討等を進め、社会の変化や時代の要請に応じた人材養成を目指して、教育内容の改善に努めていく。

**1-2. 使命・目的及び教育目的の反映**

**1-2-① 役員、教職員の理解と支持**

**1-2-② 学内外への周知**

**1-2-③ 中長期的な計画への反映**

**1-2-④ 三つのポリシーへの反映**

**1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性**

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**1-2-① 役員、教職員の理解と支持**

大学、大学院の使命・目的及び学部、研究科の教育目的は、学則及び大学院学則に明記している。

大学、大学院の使命・目的及び学部、研究科の教育目的等の改正にあたっては、「自己点検・評価運営委員会」での協議を経て、学長が管理職の職員も陪席する教授会及び研究科会議の意見を聴取したうえで、それらの意見を踏まえて理事会へ具申し、理事会で決定している【資料 1-2-1】。

以上のような審議の過程を通して、大学、大学院の使命・目的及び学部、研究科の教育目的等について、役員、教職員間の共通理解と支持が得られている。

**【エビデンス集・資料編】**

【資料 1-2-1】委員会に関する規程

**1-2-② 学内外への周知**

大学、大学院の使命・目的及び学部、研究科の教育目的は、大学案内、学生便覧及びホームページ等に掲載して、在学生、教職員及び社会一般に対して周知している【資料 1-2-2】

【資料 1-2-3】。また、年度当初に行われるオリエンテーションの際には、全学生に配付する「オリエンテーション資料」にも建学の精神、基本理念及び使命・目的を表記するとともに、担当者から説明することで周知を図っているほか、学内の講義室をはじめとする学内随所に建学の精神、基本理念を踏まえた使命・目的を記したパネルを掲示している【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】。

また、毎年 4 月の「教職員全体集会」において、学長が建学の精神、使命・目的及び教育目的等について示し、新任も含めた教職員全員での認識を共有するよう徹底している【資料 1-2-6】。

### 【エビデンス集・資料編】

- 【資料 1-2-2】 大学案内 p.4 (【資料 F-2】と同じ)
- 【資料 1-2-3】 ホームページ〈仙台大学の「建学の精神」および「基本理念」について〉  
(【資料 1-1-11】と同じ)
- 【資料 1-2-4】 オリエンテーション資料
- 【資料 1-2-5】 「建学の精神」および「基本理念」パネル掲示マップ
- 【資料 1-2-6】 教職員全体集会資料

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では建学の精神や基本理念、これを踏まえた使命・目的及び教育目的を達成するため、中長期的視点も含めた事業計画を策定してきた。計画的な成長戦略に取り組むために、令和 5(2023)年度までの 5 年間の学校法人朴沢学園中期経営計画(2019 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日)(以下「第Ⅰ期中期経営計画」という。)を平成 31(2019)年 3 月開催の評議員会へ諮問し、その後、理事会での審議を経て承認を得た【資料 1-2-7】。

第Ⅰ期中期経営計画において大学の「目標と計画」には、①教育研究 ②東京オリンピック・パラリンピックへの取組み ③地域連携 ④国際交流 ⑤学生募集、就職支援 ⑥研究費の外部資金獲得促進 ⑦施設整備の 7 項目を掲げており、各項に具体的な目標や計画を設定し、使命・目的の遂行に必要な組織改革と運営等を行ってきた。中期経営計画は毎年度その進捗状況を管理し、公表も行っている【資料 1-2-8】。また、中期経営計画を踏まえた各年度の事業計画について点検・評価を行い、その状況を理事会・評議員会及び教授会・「部長会議」で報告するとともに、次年度の事業計画に反映させて運用している。

令和 5(2023)年度までの取組みの成果と課題を踏まえた学校法人朴沢学園第Ⅱ期中期経営計画(2024 年 4 月 1 日～2029 年 3 月 31 日)(以下「第Ⅱ期中期経営計画」という。)については、令和 5(2023)年 12 月の理事会・評議員会に原案を報告後、理事、評議員並びに監事から意見聴取し、同様に公認会計士及び取引金融機関からも意見聴取を行い、内容に反映させ、令和 6(2024)年 3 月開催の評議員会へ諮問し、理事会の審議を経て決定された【資料 1-2-9】。

### 【エビデンス集・資料編】

- 【資料 1-2-7】 第Ⅰ期中期経営計画
- 【資料 1-2-8】 第Ⅰ期中期経営計画進捗報告
- 【資料 1-2-9】 第Ⅱ期中期経営計画

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

学校教育法施行規則第 165 条の 2 に則り、学部及び各学科に係る「ディプロマ」「カリキュラム」「アドミッション」の三つのポリシーは、本学の建学の精神、基本理念を踏まえた使命・目的及び教育目的を反映し、これを具現化したものとして設定している【資料 1-2-10】【資料 1-2-11】。また、大学院の三つのポリシーも同様に本学の建学の精神、基本理念を踏まえた使命・目的及び教育目的を反映したものとなっている【資料 1-2-12】。

### 【エビデンス集・資料編】

- 【資料 1-2-10】 大学案内 p.50 (体育学部) p.20 (体育学科) p.24 (健康福祉学科)  
p.28 (スポーツ栄養学科) p.32 (スポーツ情報マスメディア学科)  
p.36 (現代武道学科) p.40 (子ども運動教育学科) (【資料 F-2】と同じ)
- 【資料 1-2-11】 仙台大学の三つのポリシー一覧 (【資料 F-13】と同じ)
- 【資料 1-2-12】 大学院ガイドブック p.3~p.4 (【資料 F-2】と同じ)

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、スポーツ科学研究科を設置する大学院及び体育、健康福祉、スポーツ栄養、スポーツ情報マスメディア、現代武道、子ども運動教育の6学科で構成される体育学部に加えて、本学の教育研究に基づく社会貢献事業を担うスポーツ健康科学研究実践機構、健康管理センター、学生支援センター、教職支援センター、キャリアセンターという学修支援に係る各種センター、国際交流に係る国際交流センター及び教育企画部・学生部・入試創職部の各部、図書館等で構成している。学則に基づく大学院、学部・学科、附置機関並びにエンロールメント・マネジメントに資する各組織の円滑な運営を図るために教授会、研究科会議及び各部の下部組織として委員会を置き、これらを適正に運営している【資料 1-2-13】【資料 1-2-14】【資料 1-2-15】。

大学院は、体育・スポーツ及び健康分野の教育研究の専攻領域を深耕し、高度で専門的な指導者として寄与し貢献できる人材を養成する組織である。また、6学科から成る体育学部は、体育・スポーツ及び健康分野を専攻領域とし、「建学の精神」「スポーツ・フォア・オール」という「基本理念」を具現化した組織として、「身体活動」に係るさまざまな領域を担う人材養成について、領域を体系的に整理・編成している。また、スポーツ健康科学研究実践機構その他の組織は、本学の使命・目的を遂行することを具現化した各学科の組織運営をそれぞれの機能面から補完する組織である【資料 1-2-16】。

### 【エビデンス集・資料編】

- 【資料 1-2-13】 教学組織に関する規程
- 【資料 1-2-14】 委員会に関する規程 (【資料 1-2-1】と同じ)
- 【資料 1-2-15】 令和6年度委員会等構成表
- 【資料 1-2-16】 スポーツ健康科学研究実践機構運営規程

### (3) 1-2の改善・向上方策 (将来計画)

今後も理事会、教授会等を通じて、使命・目的及び教育目的とその具現化方策について役員、教職員間で認識と情報を共有して取組みを推進するとともに、さまざまな媒体を活用し、さらに学内外への周知に努めていく。

令和6(2024)年度からの第Ⅱ期中期経営計画においては、実現目標時期を明示した大学個別の「目標と計画」を盛り込んでおり、各年度において「自己点検・評価運営委員会」において、進捗状況も含めて点検・評価を行っていく予定である。また、三つのポリシーが本学の使命・目的及び教育目的に対して適切なものか、教育研究組織が十分機能しているかについては、学長のリーダーシップのもと、自己点検・評価等を通し、継続して検証

していく。

**【基準1の自己評価】**

建学の精神、基本理念を踏まえた使命・目的及び教育目的を学則に定め、これらの意味、内容を具体的かつ明確に示し、簡潔に文章化している。また、個性・特色も「スポーツ・フォア・オール」という基本理念を掲げホームページ等に明示している。さらに、使命・目的及び教育目的は、役員、教職員の理解と支持を得て適切に学内外に周知している。加えて、使命・目的及び教育目的を三つのポリシーや中期経営計画に反映しており、教育研究組織の構成に整合させている。さらに、これらについては時代の変化や社会の要請に応えるべく不断の見直しを行っている。

以上のことから、本学は「基準1. 使命・目的等」を満たしている。



**基準 2. 学生**

**2-1. 学生の受入れ**

**2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知**

**2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証**

**2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持**

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知**

<学部>

アドミッション・ポリシーは、教育目的に基づき学部・学科ごとに明確に定めている【表 2-1-1】。アドミッション・ポリシーは、大学案内及びホームページを通じて学内外に周知している【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】。特に、本学が求める学生像については、入学試験要項に学部及び各学科のアドミッション・ポリシーとして明記している。また、入学試験要項には、その重要性を考慮し、入学後の本学での学修に備え「入学するまでに身につけてきて欲しいこと」についても特記している。さらに、複数回開催するオープンキャンパス・入試懇談会・高校訪問・大学見学の随時受入れ・入試説明会・同窓会との連携等、さまざまな機会を利用して受験生とその保護者、高等学校の教員等をはじめとして広く教育目的の周知を図っている【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】【資料 2-1-6】【資料 2-1-7】【資料 2-1-8】【資料 2-1-9】。

**【表 2-1-1】 学部・各学科のアドミッション・ポリシー**

体育学部のアドミッション・ポリシー
<p>&lt;求める学生像&gt;</p> <p>仙台大学体育学部では、本学のディプロマ・ポリシーを達成するために、以下のような学生を求めます。</p> <p>だれよりもスポーツが好きで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本学の建学の精神と基本理念を理解し、意欲的に仲間と協働で学ぶ意志がある人</li> <li>・意欲的に体育・スポーツ及び健康分野の専門的知識や技能を修得し、卒業後、関連する分野において、その能力・識見を活かしていこうとする意志がある人</li> <li>・スポーツ活動や社会貢献活動に意欲的に取り組む意志がある人</li> <li>・卓越した競技力を獲得するために努力を惜しまない人</li> </ul> <p>なお、本学で体育・スポーツ及び健康分野について学びその専門的知識や技能を修得するにあたっては、高等学校までに修得した幅広い教科の基礎的学力（基礎的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体性を持って学ぶ態度）を身につけておくことを望みます。</p> <p>以上を踏まえ、本学では、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜という入試方式を通じて「学力の3要素」の各要素についてバランス良く多角的な視点から評価し、個々人の</p>

有用な能力を生かし得る学生の受け入れを行うこととしています。	
各学科のアドミッション・ポリシー	
体育学科	自他ともに認めるスポーツ好きで、体育・スポーツへの興味関心が高く、将来は、体育・スポーツ領域でのコーチング・トレーナー・マネジメントなど関連分野の専門家になりたいという強い意志がある方
健康福祉学科	スポーツが好きで、健康福祉分野に興味・関心を持ち、物事に積極的に取り組み、かつホスピタリティーマインドがあり、将来は、これら関連分野の専門家になりたいという強い意志がある方
スポーツ栄養学科	スポーツが好きで、運動・スポーツと栄養の関わりに強い興味と関心を持ち、将来は、これら関連分野の専門家になりたいという強い意志がある方
スポーツ情報 マスメディア学科	スポーツが好き、メディア制作に興味がある、あるいはコンピュータなどの情報分野に興味があり、それらの分野について専門的に学び、将来は、学んだ分野に関連する職業に就くことを志す方
現代武道学科	スポーツ好きで、特にわが国の伝統文化である武道に興味を持ち、また、武道の応用展開の修得を通じ社会の安全・安心に関して強い関心があり、将来は、体育・スポーツ・武道の専門的指導者や社会の安全・安心を担う業務分野に就きたいという強い意志を持つ、明るく礼儀正しい方
子ども運動教育学科	スポーツが好きであり、子どもと時間を過ごすことが好きで、子どもとの運動や遊びの支援・助長を通じ、将来は、幼児の教育・保育、幼児体育指導に携わりたいという強い意志を有している方

**【エビデンス集・資料編】**

- 【資料 2-1-1】 大学案内 p.50 (体育学部) p.20 (体育学科) p.24 (健康福祉学科)  
p.28 (スポーツ栄養学科) p.32 (スポーツ情報マスメディア学科)  
p.36 (現代武道学科) p.40 (子ども運動教育学科) (【資料 F-2】と同じ)
- 【資料 2-1-2】 ホームページ「三つのポリシー」
- 【資料 2-1-3】 入学試験要項 p.4～p.7 (【資料 F-4】と同じ)
- 【資料 2-1-4】 オープンキャンパス入場者数 (過去 2 年間)
- 【資料 2-1-5】 高校訪問状況
- 【資料 2-1-6】 高校出前授業等派遣一覧
- 【資料 2-1-7】 入試説明会等参加状況
- 【資料 2-1-8】 入試懇談会次第及び関連資料
- 【資料 2-1-9】 同窓会開催状況

< 大学院 >

アドミッション・ポリシー【表 2-1-2】は、大学院便覧、大学院ガイドブック及びホームページを通じて学内外に周知している。また、教員等を志す学部生の進学率の増加を目指し、学部の新年度オリエンテーションで大学院を紹介する機会を設け、希望者にはその都度、学生募集要項を配付し、周知を図っている【資料 2-1-10】【資料 2-1-11】。

【表 2-1-2】大学院のアドミッション・ポリシー

大学院スポーツ科学研究科のアドミッション・ポリシー

本大学院では、仙台大学の建学の精神および基本理念のもと、高度の専門的職業等を担うための学究に意欲をもち、将来、指導的な役割を果たし得る資質を有する人材を受け入れます。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-10】大学院ガイドブック p.3～p.4（【資料 F-2】と同じ）

【資料 2-1-11】ホームページ「大学院の三つのポリシー」

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

<学部>

本学では、入学者の受入れについては、多様な入試区分（総合型選抜・スポーツ総合型選抜・学校推薦型選抜・一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜）を設定し、各学科のアドミッション・ポリシーに沿って入試区分ごとに選考方法（選考基準）を定め、教授会の意見を聴取したうえで、学長が決定している【資料 2-1-12】。また、出願資格や出願要件等は、入学試験要項等で公表している【資料 2-1-13】。

各学科のアドミッション・ポリシーに沿って実施されている選考方法や運用等が適切であるかについては、入試創職部において、入試区分ごとに4年間の学業を経た卒業時における成果について検証する目的で平成 29(2017)年度より追跡調査を行い、令和 5(2023)年度からは高等学校関係者等外部有識者の知見も活用している【資料 2-1-14】【資料 2-1-15】。

入試問題については、問作委員を選出して大学自ら作成している。学長から委嘱された問作委員は、それぞれの試験科目の作業部会を設置し、機密性の保持を図るとともに、出題過誤が起きないように作業部会の構成員によって相互確認を行っている【資料 2-1-16】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-12】入試区分ごとの選考方法

【資料 2-1-13】入学試験要項（【資料 F-4】と同じ）

【資料 2-1-14】入学者を対象とした追跡調査

【資料 2-1-15】高等学校関係者への検証依頼文書

【資料 2-1-16】入学試験問作委員名簿

<大学院>

大学院入試については、前期（11月上旬）及び後期（2月上旬）の年2回実施している。2年コースでは、一般選抜（語学試験・論述試験・口述試験）、社会人選抜（口述試験）、

留学生選抜（論述試験・口述試験）を実施し、1年コースでは研究計画のプレゼンテーションを含む口述試験による一般選抜を実施している【資料 2-1-17】。また、出願資格や出願要件等は、学生募集要項等で公表している【資料 2-1-18】。

国内外における教育的動向も踏まえながら、平成 28(2016)年度より外国語版の学生募集要項を作成するとともに、「秋入学試験」の入試制度を導入している【資料 2-1-19】。入試問題については、研究科長が選出した問作係が作成している【資料 2-1-20】。

### 【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-17】 大学院入試区分ごとの選考方法

【資料 2-1-18】 大学院学生募集要項（【資料 F-4】と同じ）

【資料 2-1-19】 大学院春・秋入学外国人留学生特別選抜学生募集要項

【資料 2-1-20】 大学院各種係名簿

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

<学部>

各学科の入学定員、入学者数、充足率については、【表 2-1-3】のとおりである。

学部全体では定員を充足し安定的に入学者を確保しているが、子ども運動教育学科が令和 2(2020)年度から 5 年連続して定員を下回り、志願者の掘り起こしが課題となっている。学部全体としては入学定員 600 人に対して令和 3(2021)年度 653 人、令和 4(2022)年度 646 人、令和 5(2023)年度 658 人、令和 6(2024)年度 639 人の入学者を獲得し、その充足率は各々 109%、108%、110%、107%となっている。

なお、令和 3(2021)年度から令和 6(2024)年度までの 4 年間の入学定員に対する平均充足率は、体育学科が 119%、健康福祉学科が 94%、スポーツ栄養学科が 94%、スポーツ情報マスメディア学科が 112%、現代武道学科が 121%、子ども運動教育学科が 75%と推移しており、子ども運動教育学科を除き学生をほぼ適切に確保している。

但し、スポーツ情報マスメディア学科の令和 4(2022)年度及び現代武道学科の令和 5(2023)年度の入学定員に対する充足率がそれぞれ 140%及び 156%になったことから、定員管理の徹底に向けて改善に取り組んでいる。

【表 2-1-3】各学科の入学定員、入学者数、充足率の推移 (単位：人)

学 科	項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
体育学科	入学定員	300	300	300	300
	入学者数	386	349	333	357
	充 足 率	129%	116%	111%	119%
健康福祉学科	入学定員	100	100	100	100
	入学者数	83	101	104	89
	充 足 率	83%	101%	104%	89%
スポーツ栄養学科	入学定員	80	80	80	80
	入学者数	76	64	85	77

	充足率	95%	80%	106%	96%
スポーツ情報 マスメディア学科	入学定員	40	40	40	40
	入学者数	37	56	37	49
	充足率	93%	140%	93%	123%
現代武道学科	入学定員	40	40	40	40
	入学者数	42	48	63	40
	充足率	105%	120%	156%	100%
子ども運動 教育学科	入学定員	40	40	40	40
	入学者数	29	28	36	27
	充足率	73%	70%	90%	68%

<大学院>

大学院における過去4年間の入学定員に対する入学者の充足率は、【表2-1-4】のとおりである。

【表2-1-4】大学院の入学定員、入学者数、充足率の推移 (単位：人)

研究科	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
スポーツ科学 研究科	入学定員	23	23	23	23
	入学者数	15	11	14	16
	充足率	65%	48%	61%	70%

(3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

<学部>

体育学部及び各学科のアドミッション・ポリシーについては、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性に配慮しながら、文部科学省のガイドラインや高大接続改革に基づく入試改革を踏まえ、継続的な点検・見直しをしていくこととしている。アドミッション・ポリシーについては、受験生とその保護者及び高等学校からの理解を深めるために、大学案内、ホームページ、オープンキャンパス、入試説明会、進路ガイダンス等の機会を活用し、より一層周知を図っていく。

本学はこれまで18歳人口の減少等、高等教育を取巻く諸情勢が厳しい中でも、入学定員及び収容定員を充足してきた。令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の学生募集においても、コロナ禍で十分な学生募集活動を実施することができなかったこと等もあり、体育学科と現代武道学科を除き4学科で単年度の定員未充足があったものの、体育学部の入学者数としては定員充足する結果となった。コロナ禍以前のように学生募集活動を活性化させることに加えて、今まで以上に、受験生とその保護者及び高等学校に対し、東北・北海道地区唯一の体育系大学としての本学の取組みや各学科の特色ある教育と実績を、あらゆる機会、媒体を活用して積極的に発信し、継続的な定員充足に努めていく。

<大学院>

大学院については、入学定員を満たしていない状況が続いているため、平成 29(2017)年度から、学部の人生設計科目「キャリアプランニングⅢ」の中で、大学院への進学について説明する時間を設定したほか、学部生の進学を念頭に、平成 30(2018)年度より「修士論文研究計画発表会」の公開の範囲を学部生にも広げた。さらに、令和 5(2023)年度より、年度はじめに全学部生に配付する「オリエンテーション資料」に大学院を紹介するページを盛り込んだ。今後もあらゆる機会を通し、本大学院への進学意欲を喚起していく。また、社会人（本学の卒業生や宮城県内の現職教員等）に対しては、1年コースの情報提供を積極的に行い、大学院入試の出願を促していく。また、アカデミックパートナーシップ協定を締結している仙台市に本拠地を置くプロスポーツ団体に在籍する選手に対しては、セカンドキャリア形成の場としての活用も促していく。留学生の受入れは、18の協定校を軸に交換留学生受入れプログラムの拡充等に努めていく。

さらに、大学院生の就職先や進学先の開拓に努め、修了後の支援対策を強化していく。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学生の主体的な学修を促進するための学修支援サービスの空間として、平成 28(2016)年度に「ラーニングコモンズ」を設置するとともに、以下の各センターを設置し、教員と職員等が連携を図りながら、学生の学修支援等を円滑に行っている。

#### 1) 学生支援センター（事務組織は学生生活部：学生支援課）

障害のある学生への支援の一つとして、聴覚障害のある学生に対し、学生支援センターのラーニングサポート・グループが、学生及び学外協力者〈令和 5(2023)年度：コーディネーター2人（本学臨時職員）、学生ノートテイカー29人、学外ノートテイカー8人〉と協働して、授業時のノートテイクや手話通訳等の支援を行っている【資料 2-2-1】。また、手話技能の向上と聴覚障害についての理解を深めることを目的として、平成 30(2018)年度より学生と教職員を対象に、聴覚障害がある職員及び学生を講師とする「手話カフェ」を開催し、令和 5(2023)年度は 12 回開催している【資料 2-2-2】。

また、外国人留学生に対する日本語学修支援（インターナショナル・ラーニングサポート・グループ）や学生に対するボランティア活動の推進・支援（ボランティアサポート・グループ）等の業務を教員と職員等が協働して行っている【資料 2-2-3】。

#### 2) 教職支援センター（事務組織は教職・資格支援部：教職支援課）

学生及び卒業生の教員免許取得を通じた公立学校を中心とした学校教員への就業に資する各種支援を行うため、教職支援センターを設置し、教員養成に関する指導、実習等の教

職支援プログラムの企画・実施及び免許申請に係る手続き等の業務を行っている【資料2-2-4】【資料2-2-5】。教職支援プログラムは、教職志望学生の実情や今日的な教職の課題に即し、各プログラムのねらいや期待する効果等を点検・確認、学修の重点化を図り実施している。さらに、教職科目担当教員、実技系科目担当教員及び教職支援課職員等の効果的な連携と支援体制の強化・充実に努めている【資料2-2-6】。「チーム教採」や「未来先生」活動等を支援し、教職課程に主体的に取り組む姿勢、生涯を通じ学び続ける態度の育成、教職支援プログラムの取組み及び成果等について情報公開・発信に努めている【資料2-2-7】。これらの取組みの成果として、【表2-2-1】のとおり令和5(2023)年度においては、延べ389人が教員免許を取得している。

【表2-2-1】 教員免許取得者数の推移 (単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中学校保健体育科教諭	150	128	160	144
高等学校保健体育科教諭	154	145	191	184
高等学校福祉科教諭	0	0	0	0
養護教諭	14	17	13	13
栄養教諭	1	2	0	0
特別支援学校教諭	25	16	26	20
幼稚園教諭	7	32	32	23
小学校教諭	11	13	3	5
合 計	362	353	425	389

### 3) キャリアセンター（事務組織は教職・資格支援部：資格支援課）

学生の各種の資格取得を支援するため、キャリアセンターを設置し、教職員が連携してさまざまな資格付与機関との連絡調整を行うとともに、学生の資格取得等を支援している。このことにより、各学科において多くの学生が在学中に各種の資格を取得している【資料2-2-8】【資料2-2-9】【資料2-2-10】。

### 4) 国際交流センター（事務組織は研究支援部：国際交流課）

学生の留学及び外国人留学生の学修支援を行うため、国際交流センターを設置し、教職員が協働して運営に当たっている。また、外国籍の職員も事務組織に複数人配置し、留学生の対応や留学先でのサポート体制を整えている。「国際交流センター企画運営委員会」の運営及び実際の企画・運営等に際しては、所管職務を踏まえた同等の立場で意見を述べ合うなど、教員と職員が協働して所掌事務に当たっている【資料2-2-11】【資料2-2-12】【資料2-2-13】。

#### <大学院>

大学院の学修支援については、指導教員の個別指導によるところが大きいですが、必要に応じ、教務・学生係担当教員、大学院事務課及び国際交流課の職員が大学院生の相談等に対

応している。

### 【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-2-1】 学生支援センター運営規程
- 【資料 2-2-2】 手話カフェの関連資料
- 【資料 2-2-3】 学生支援センター活動報告書（抜粋）と日本語教室時間割表
- 【資料 2-2-4】 教職支援センター運営規程
- 【資料 2-2-5】 教職支援課月別業務
- 【資料 2-2-6】 教職支援プログラム
- 【資料 2-2-7】 教員採用試験対策「チーム教採」「未来先生」の関連資料
- 【資料 2-2-8】 キャリアセンター運営規程
- 【資料 2-2-9】 資格取得推進のための各種資格担当主管一覧
- 【資料 2-2-10】 各種資格試験の受験結果
- 【資料 2-2-11】 国際交流課職員リスト
- 【資料 2-2-12】 国際交流センター運営規程
- 【資料 2-2-13】 国際交流協定大学等一覧

## 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

<学部>

本学を選んで入学してきた学生たちが中途退学することなく、しっかりとした学士力を身につけてもらうため、学修支援として以下のような体制で取り組んでいる。

### 1) 英語教育

世界共通語として英語の重要性が高まり、また、国際大会で活躍する一流アスリートも英語力の必要性を促す場面も多いことから、本学では実用的な英語の修得に主眼を置いて取り組んでいる。入学前教育として英語の課題を入学試験合格者に提供している【資料 2-2-14】。1年次前期に必修科目の教養基礎科目「導入演習」と教養展開科目「体育系大学の基礎教養」の授業で、スポーツにおける英語の必要性を喚起し、1年次後期から、実用的な英語教育を実施している【資料 2-2-15】【資料 2-2-16】。具体的には、英語の必修4単位（「総合英語 A」「総合英語 B」「総合英語 C」「総合英語 D」）の履修については、1コマ45分授業の構成とし、1年次後期から3年次前期までの2年間での履修としている。また、授業クラスも、1年次前期に実施するプレイスメントテストの結果により習熟度別に20人～35人の少人数編成とし、それぞれ難易度の異なる授業を展開している。加えて、体育系大学という点を踏まえ、学生が関心を有するスポーツ関連の題材を取り入れて本学独自に作成したテキストを使用している【資料 2-2-17】【資料 2-2-18】。また、実用英語教育という観点からカリキュラム編成にも工夫を凝らし、英語に関連する選択科目も次のとおり配置している。1年次後期に「スポーツに何故英語が必要か」、2年次前期に「英会話 A」、2年次後期に「英会話 B」、3年次前期に「英会話 C」と「スポーツ&イングリッシュ」、3年次後期に「就職のための英語」を開講しており、実用英語が活用できるカリキュラムを構築している【資料 2-2-19】。



## 2) クラス担任制

学生約 25 人ごとにクラス担任教員を 1 人配置し、学生の科目履修の支援やクラブ活動、学生生活に関する相談など幅広く対応している。学生は入学から 3 年次まではクラス担任教員が、4 年次から卒業までは卒業研究の指導教員が担当し、親身な学生サポートを行っている【資料 2-2-20】。

## 3) 修学サポート委員会

修学不振、留年及び復学した学生への対応については、「修学サポート委員会」が学科・コース、学生相談室等と連携し、必要な対応を図っている【資料 2-2-21】。「修学サポート委員会」は、臨床心理士等の資格を有する教員を委員長とし、各学科・コースの担当教員と支援員で構成されている。同委員会は、学生の実態に合わせた支援のあり方を毎年見直し、クラス担任教員を中心に各学科・コースの教員等が学生に関与し、情報を共有しながら適切に運営されている。特に、修学改善勧告対象者や留年・復学など慎重な対応を要する学生には、委員の中から支援員を充て、担任と共に継続的に支援している。中途退学等の理由として【表 2-2-2】のとおり「進路変更（就職）」と「修学意欲の低下」が多く、その兆候として授業の欠席が増える傾向が多くみられることから、早期対応を目的として欠席が目立つ学生や前期成績不振学生を一律に抽出することを基本としている【資料 2-2-22】。

令和 5(2023)年度からは、抽出された支援対象学生について、各学科・コースにおいて実情に合わせた支援策を立てるなど、現実的な学修支援体制を構築し、学生を組織的に見守ることを促進している。

【表2-2-2】 中途退学者数と退学理由

(単位：人)

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
修学意欲の低下	7	11	14	18
進路変更（進学）	5	8	11	17
進路変更（就職）	17	21	19	41
経済的困窮	4	6	1	2
学力不足	2	1	2	5
身体疾患	1	0	0	0
心神耗弱	3	3	2	2
海外留学	0	0	1	0
その他（除籍）	7	16	18	12
合 計	46	66	68	97

## 4) 修学改善勧告

1 年間の修得単位数が 15 単位以下の学生に対しては、修学改善勧告を行い、「修学サポート委員会」による個別面談等の支援措置を講じている【資料 2-2-23】【資料 2-2-24】。但

し、コロナ禍の影響もあり中途退学者及び休学者は、【表 2-2-3】 のとおり増加傾向を示しており、「修学サポート委員会」でも新たな対応方法を模索している。

【表 2-2-3】 在籍者に対する中途退学者及び休学者の割合

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
中途退学者	1.8%	2.5%	2.6%	3.8%
休学者	0.8%	1.0%	1.0%	1.4%

【表 2-2-4】 在籍者に占める 4 年間で卒業できなかった留年者の割合

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
留年者	0.8%	0.8%	1.0%	0.8%

### 5) オフィスアワー制度

全ての専任教員にオフィスアワー制度を設け、週 1 回学生からの各種相談に対応する体制を整備している。その日時については、各研究室前及び学内ポータルサイトに掲出するとともに、シラバスにも明記し周知している【資料 2-2-25】【資料 2-2-26】。

### 6) TA (Teaching Assistant)

TA については、充実した授業を実現するため、「ティーチング・アシスタント規程」に基づき優秀な大学院生が教育補助業務を行い、学部教育におけるきめ細やかな指導を実施している【資料 2-2-27】。

過去 4 年間の TA の実績数は、【表 2-2-5】 のとおりである。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響で遠隔授業の増加や感染リスク回避等の理由により、TA の活用はなかったが、対面授業の再開に伴って、活用機会が増加している。

【表2-2-5】 TAの実績数 (単位：人)

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人 数	0	10	7	7

### <大学院>

大学院では、9 領域からなる研究領域制を設け、学修及び授業支援を行っている。さらに、研究に関しては指導教員及び副指導教員の複数体制をとり、きめ細やかな指導を行っている【資料 2-2-28】。また、留学生の指導に関しては学生支援センターも支援に加わり対応しているほか、研究科長、外国人教員を含む大学院教員、大学院事務部長、研究支援部長及び国際交流課長等で構成する「留学生修学サポート委員会」を設置し、修学支援を行っている。

### 【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-14】 入学準備課題資料

- 【資料 2-2-15】「体育系大学の基礎教養」の資料
- 【資料 2-2-16】「導入演習」学生配付資料
- 【資料 2-2-17】英語プレイスメントテスト資料
- 【資料 2-2-18】総合英語 ABCD テキスト集
- 【資料 2-2-19】「スポーツに何故英語が必要か」の資料
- 【資料 2-2-20】クラス担任一覧
- 【資料 2-2-21】修学サポート委員会規程
- 【資料 2-2-22】令和 6 年度修学サポート委員会活動について
- 【資料 2-2-23】修学改善勧告対象者及び復学者の支援担当者
- 【資料 2-2-24】個人面談記録（修学改善勧告）
- 【資料 2-2-25】教員オフィスアワー時間帯一覧
- 【資料 2-2-26】シラバス（オフィスアワー）
- 【資料 2-2-27】ティーチング・アシスタント規程
- 【資料 2-2-28】大学院の正・副指導教員について

### (3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

#### <学部>

教員と職員等による学生への学修支援については、今後も教職員相互の意見を集約しながら運営するなど、学生への対応をより充実させていく。特に、履修科目において欠席が目立つ学生や成績不振学生に対し、早期から支援を行うことで中途退学者の減少につなげる。各学科・コースにおいてクラス担任や科目担当教員等が学生の状況を把握して指導を行い、その結果を学科・コースで情報共有する。そして解決が図れない場合には「修学サポート委員会」が個別面談などの支援を行うなど「修学サポート委員会」と各学科・コースが連携することにより、全学を挙げて修学支援に取り組んでいく。

#### <大学院>

退学の可能性のある大学院生に対しては、今後も指導教員及び副指導教員が手厚く個別に対応していく。また、大学院の教務・学生係担当教員及び担当職員との連携を一層密にした科目履修上の学修指導や生活指導体制を再構築していく。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### <学部>

#### 1) 教育課程内

教育課程内におけるキャリア教育については、基礎科目の中の人生設計科目として「キ

キャリアプランニングⅠ・Ⅱ・Ⅲ」(各2単位)を1年次から3年次までの必修科目として開講している【資料2-3-1】。インターンシップは、インターンシップコースを希望した学生が対象であり、大学が紹介する実習先で実施する「大学紹介インターンシップ」を実施している。「大学紹介インターンシップ」の一つとして、仙台市に本拠地を置くプロスポーツ団体とのアカデミックパートナーシップ協定【表2-3-1】に基づき、本学の基本理念である「スポーツ・フォア・オール」につながる、スポーツを「する・みる・ささえる」に関連した実践体験の場を設定するとともに、スポーツコーチング、スポーツマネジメント、ストレングス&コンディショニング、アスレティックトレーニング、スポーツ情報分析、スポーツ栄養等の各機能に関する各種実践を行っており、学生の学ぶ機会の拡大を図っている【資料2-3-2】。

【表2-3-1】アカデミックパートナーシップ協定を締結しているプロスポーツ団体

締結年度	団体名	大学紹介インターンシップの目的
平成28年度	仙台89ERS (プロバスケットボール)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関心のある職業について実践体験し、知識を深めることにより、社会人らしい考え方、行動を身につけること。</li> <li>・キャリアプランの意識化による人間教育の展開を図ること。</li> </ul>
平成29年度	楽天野球団 (プロ野球)	
平成30年度	ベガルタ仙台 (男子プロサッカー)	
令和3年度	マイナビフットボールクラブ (女子プロサッカー)	

この取組みにより、学生に将来の職業像を具体的に描くことのできる貴重な経験の提供ができています。さらに、専門教育の課程を履修する学生の実習体験、ゲストスピーカーによる講義等を実施し、ゲストスピーカーが所属する当該企業等が将来の就職先となるなど、学生に大きな影響を与えている【資料2-3-3】。

また、学生支援センターでは、学内外から多数のボランティアの依頼を収集し、学生に情報提供を行い、希望する学生を派遣している。ボランティア活動については「ボランティア活動実践A・B・C・D」(各1単位)という科目を設け、毎年70人前後の学生が単位を修得している。この取組みにより、学生は社会的自立に向けた貴重な経験を積むことができている【資料2-3-4】。

## 2) 教育課程外

教学組織として入試創職部(事務組織は入試・就職部:就職課)を設置し、教職員が一体となって以下のようなキャリア支援の取組みを行っている【資料2-3-5】【資料2-3-6】【資料2-3-7】【資料2-3-8】【資料2-3-9】【資料2-3-10】。

ア.3年生に対して就職セミナーとして就職サイトの使い方、企業調査の方法、インターンシップ対策、エントリーシート・履歴書の書き方、面接試験対策等を実施している。

また、希望者を対象に業界研究セミナー(学内合同企業説明会)を実施している。

- イ. 就職に対する意識を高めるために、3年生には夏季休業前までに全員を対象とした個別面談を実施するとともに、3年生の保護者を対象に就職活動についての理解を広める目的でDVDと冊子を作成のうえ、保護者宛てに郵送し、保護者が情報を得る機会を確保している。
- ウ. 就職試験対策及び就職に対する早期の意識づけの目的で、1～3年生を対象に公務員試験対策講座、SPI(Synthetic Personality Inventory)試験対策講座を実施するとともに、近隣に所在する警察署及び自衛隊駐屯地等への見学会を実施している。
- エ. 求人情報の提供については、仙台大学キャリア Navi での検索・閲覧を主とし、就職資料室の相談コーナーに求人ファイリングを備え置くとともに、Eメールや電子掲示板による情報提供を行っている。
- オ. 公務員志望（一般行政職及び公安（警察・消防・自衛隊等））の学生が多いことを受け、令和5(2023)年度に「公務員採用塾」を発足させ、全学科横断的に学生の公務員試験受験を支援する体制を整えた。「公務員採用塾」では公務員となった本学卒業生の講演会を実施し、Google クラウドルームを活用した効果的な情報提供を行うことで学生の意欲を高めている。令和6(2024)年度公務員採用試験（令和5(2023)年度実施）において、現役学生52人が合格している【表2-3-2】。

【表2-3-2】 公務員採用試験の現役合格者数の推移 (単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人 数	43	52	45	52

上記の入試創職部の活動のほか、教職支援センターでは、教員養成に資する学修プログラム「教採塾」を展開し、教職課程に主体的に取り組む姿勢、並びに教採対応力（実践力）の錬成・強化を行っている。あわせて「チーム教採」「未来先生」「せんだい実習」等のプログラムを支援・実施した成果として、令和6(2024)年度公立学校教員採用試験（令和5(2023)年度実施）において、現役学生15人が合格している【表2-3-3】。

【表2-3-3】 公立学校教員採用試験の現役合格者数の推移（延べ人数）（単位：人）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人 数	9	19	23	15

#### <大学院>

2年コースの教育課程内では、キャリア支援科目として「キャリアマネジメント演習」を設け、専門家を非常勤講師として招いている。また、選択科目の「スポーツ科学インターンシップ」では、自ら希望する職場での3週間（15日以上）の120時間の実習を実施している【資料2-3-11】【資料2-3-12】。

#### (3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

#### <学部>

キャリア教育の支援体制に関しては、より効果的なキャリア支援を提供するために、体系的なキャリア教育プログラムの構築、インターンシップの拡大・推進、企業等との連携による就業体験プログラムの実施、卒業生のキャリアネットワークの構築などを重点的な取り組みとして全学体制で進めていく。また、体育系大学で学んだ知識や技能を活用し、福祉、栄養、情報、警護・警備、幼児教育等、体育やスポーツ以外の「身体活動」を基盤とする職業分野でのキャリア支援を拡充していく。

就職・進学に対する相談・助言体制では、入試創職部と各学科が連携し、就職支援内容の情報共有を図るとともに、学生の就職希望分野や傾向を分析し、採用傾向などの情報を反映させた的確な情報を発信する体制づくりを推進する。また、教職支援センターでは、学科の枠を超えて保健体育の教員をはじめ養護教諭、情報科教諭など、教職を希望する学生一人ひとりのニーズに応じたきめ細かい相談・助言を行っていく。

#### <大学院>

修士生の研究領域等を検証し、それに見合った職域の開拓・拡大を行う方策を検討する。また、社会情勢を踏まえ、授業内容、ガイダンス、講座等のさらなる充実を図っていく。

#### 【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-3-1】 シラバス「キャリアプランニングⅠ・Ⅱ・Ⅲ」
- 【資料 2-3-2】 プロスポーツ団体とのアカデミックパートナーシップの協定書
- 【資料 2-3-3】 プロスポーツ団体との取り組み報告
- 【資料 2-3-4】 「ボランティア活動実践 A・B・C・D」単位取得者数の推移
- 【資料 2-3-5】 就職指導計画
- 【資料 2-3-6】 就職指導計画に基づく関連資料
- 【資料 2-3-7】 卒業後の進路（過去4年間の主な就職先一覧）
- 【資料 2-3-8】 就職ガイドブック（大学生編）
- 【資料 2-3-9】 就職個別面談実施について
- 【資料 2-3-10】 公務員採用塾 開講式 次第
- 【資料 2-3-11】 シラバス「キャリアマネジメント演習」
- 【資料 2-3-12】 スポーツ科学インターンシップ実習について

#### 2-4. 学生サービス

##### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

###### (1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

###### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

###### 1) 学生サービス、厚生補導のための組織

学生サービス、厚生補導のために、学生部（事務組織は学生生活部：学生生活課及び奨学金事務課）及び健康管理センター（事務組織は学生生活部：健康管理課）を設置し、相

互に連携して学生が学修面及び生活面で支障をきたすことがないように、さまざまなサービスを提供し、支援を行っている。

例えば、ICカードの機能を備えた学生証を活用した「自己管理システム（栄養自己管理システム、健康自己管理システム、体力自己管理システムの総称）」がある。このシステムは、学生自身が学生食堂で摂った食事や健康診断、体力測定等のデータをサーバーに蓄積・分析するものであり、学生が自身の学生生活について可視化することを可能としている【資料 2-4-1】。

また、大地震等の災害発生時等に備えて、Eメールを利用して、安否確認や情報提供を目的とした「携帯緊急メールシステム」を導入し、大学が学生に付与しているメールアドレスを入学時に登録してもらい、緊急時の連絡手段として活用している【資料 2-4-2】。

## 2) 奨学金など学生に対する経済的な支援

学生部（事務組織は学生生活部：奨学金事務課）が窓口となり、以下のように、本学独自の奨学制度を設けて、学生への経済的支援を行っている【資料 2-4-3】【資料 2-4-4】【資料 2-4-5】。

### ア. 「給付型奨学金制度」

勉学意欲・学業成績・人物ともに優良でありながら、経済的に困窮状態にある修学が困難な学生に対して奨学金を給付する制度

### イ. 「スポーツ奨学生制度」

大学が指定するスポーツ競技部に所属し、競技成績が優秀で学業成績・人物ともに優れ、活躍が期待されると認められる学生に対し、学費の全額又は一部免除を行う制度

### ウ. 「ハイパフォーマンススポーツ奨学生制度」

スポーツ競技部のうち学長が指定する特別指定競技部に所属することを条件とし、特に競技成績が優秀で学業成績・人物ともに優れ、活躍が期待されると認められる新入生に対し、学費の全額又は一定割合の免除を行う制度

その他、学費滞納を理由により除籍となった学生に対し、一定の条件のもと、学費の未納分を納入した場合は、除籍の取消しを認める制度を設け、金銭面の問題で修学を断念する前に学生を救済する制度を設けている。

## 3) 学生の課外活動への支援

学生部所管として、学長を会長とし、全学生（研究生、科目等履修生を除く）と専任教職員を会員とした「仙台大学学友会」（以下「学友会」という。）を組織している。学友会は、大学からの助成金と学生会員から徴収した会費をもって運営しており、令和 5(2023)年度の会費は 3,816 万円であった。その他の助成金等を含めた総額 4,200 万円を活動資金としている。

令和 6(2024)年度の学友会公認のクラブは 58 団体であり、運営については「クラブ運営要綱」で、また、さらに資金等の管理については「学友会クラブ費・同好会費の予算算出・執行に関する申し合わせ」に基づき、「学生委員会」や学生生活課の職員の指導のもと適切に運営している【資料 2-4-6】【資料 2-4-7】。なお、各クラブの決算報告書については、クラブハウス（KMCH）内に掲示し、予算の執行状況や用途等を広く公開し会計処理の透明

性を確保している。

学友会公認のクラブに対しては、学友会から規程に則って配分しているクラブ費・同好会費に加え、大会参加に係る遠征費の助成も行っており、令和5(2023)年度には、総額2,897万円の支援を行っている。また、保護者会からは、全国大会出場者・海外留学研修に対して「振興特別助成金」を、クラブ活動によって顕著な成績を収めた学生に対しては「報奨金」を支給している【資料2-4-8】【資料2-4-9】。

#### 4) 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等

##### ア. 健康管理センター

学生及び教職員の診療を行い、健康の保持増進を図ることを目的とし、保健所に「診療所」として届出しており、レントゲン等の医療機器も備えている。医師（専任教員1人、非常勤医師2人）と看護師（3人の内1人は健康運動看護師有資格者）が定期健康診断の結果に問題のある学生や既往歴のある学生に対する健康相談・指導、学外実習への帯同支援のほか、授業やクラブ活動等での怪我、風邪等の軽度の疾病に対する診察、専門的な病院への紹介や診断書の作成等の業務を行っている【資料2-4-10】【資料2-4-11】。

##### イ. アスレティックトレーニングルーム（以下「ATルーム」という。）

健康管理センターと連携しながら、医師による診察の後にリハビリの相談や指導を行っており、アメリカや日本で公認されているアスレティックトレーナー資格保有者や学生トレーナーがスポーツ外傷・障害に対するアスレティックリハビリテーションや傷害予防トレーニング、競技復帰へ向けてのコンディションの調整・指導を行っている。また、大学のスポーツ医科学に関する教育活動及び研究活動、アスレティックトレーナーを目指す人材養成等を担っている【資料2-4-12】。

##### ウ. 学生相談室

学生生活や修学上におけるさまざまな問題や悩み・疑問等に対する心的支援・相談業務を行っており、令和6(2024)年度のスタッフは、専任教員7人（公認心理師、臨床心理士、スポーツカウンセラー、精神保健福祉士、社会福祉士、看護師、養護教諭の資格保有者）、インテーカーの職員1人（公認心理師・臨床心理士の資格保有者）の合計8人体制で運営しており、インテーカーは学生相談室に常駐し、学生がいつでも相談できる環境を整備している。また、「学生相談室だより」の発行、「ランチタイム開放」と「学生相談ティーアワー」の開催及び教職員向けの研修会等を開催しており、活動の周知はもちろん、機能の充実についても積極的に取り組んでいる【資料2-4-13】【資料2-4-14】。

上記ア～ウの構成員と関係教職員が、各種委員会にて適宜情報の共有を図り、連携して学生に対する多面的な支援を行っている。

#### (3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

学生部及び健康管理センターについては、今後も学生サービスと厚生補導のための組織として相互連携を強化し、学生の学修面及び生活面での支援機能の拡充を図っていく。

経済的支援に関しては、本学独自の奨学金等に関する規程の運用内容・方法等について、学生一人ひとりの生活実態に即した形で見直し、さらなる支援の強化を図っていく。

多様化する学生の相談や心的支援を必要とする学生に対しては、安定した学生生活が送れるよう、各専門医との連携を含めて検討しつつ、学生部、健康管理センター、学生相談



室、AT ルームが連携して対応していく。

### 【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-4-1】 自己管理システムの説明と全体図及び学生基本属性調査資料
- 【資料 2-4-2】 携帯緊急メールシステムについて
- 【資料 2-4-3】 給付型奨学金規程
- 【資料 2-4-4】 スポーツ奨学生規程
- 【資料 2-4-5】 学費滞納を理由とした除籍の運用に関する規程
- 【資料 2-4-6】 クラブ運営要綱
- 【資料 2-4-7】 学友会クラブ費・同好会費の予算算出・執行に関する申し合わせ
- 【資料 2-4-8】 保護者会振興特別助成規程
- 【資料 2-4-9】 保護者会報奨内規
- 【資料 2-4-10】 健康管理センター運営規程
- 【資料 2-4-11】 健康管理センターにおける関連資料（学年・診療科別受診件数一覧、月別・学科別受診件数一覧、レントゲン撮影利用状況、健康診断書発行状況、他機関との連携件数）
- 【資料 2-4-12】 船岡アスレティックトレーニング室の運営に関する内規
- 【資料 2-4-13】 学生相談室の運営に関する内規
- 【資料 2-4-14】 学生相談における関連資料（学生相談室年間活動報告、学生相談室利用状況、学生相談室だより第 34 号～36 号）

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

#### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、宮城県南部の柴田町を本拠とし、JR 東北本線船岡駅から徒歩 10 分の場所にある。また、仙台市青葉区川平にも川平キャンパス棟（人工芝のサッカー場、陸上競技場、バスケ・ラボ、AT ルーム、川平アリーナ、クラブハウス、SU サテライトホール）がある。

校地面積は 193,570 m<sup>2</sup>、校舎面積は 22,529 m<sup>2</sup>で、大学設置基準の数値を上回り、体育系大学としては十分な校地・校舎等の面積を有している【表 2-5-1】。また、大学設置基準のほか、厚生労働省が定める介護福祉士・栄養士・保育士の各養成施設に必要な施設・設備の条件も満たしている。

### 【表 2-5-1】 校地・校舎面積

校地面積	設置基準上必要な校地面積	校舎面積	設置基準上必要な校舎面積
193,570 m <sup>2</sup>	24,960 m <sup>2</sup>	22,529 m <sup>2</sup>	14,687.9 m <sup>2</sup>

校舎は、管理・研究棟、専門研究棟、25 記念館（学生食堂含む）、大学院研究棟（健康管理センター・附属診療所、情報処理実習室含む）、講義棟、35 記念館、川平キャンパス棟を整備し、各校舎には教室（40 人～300 人収容の講義室 39 室、演習室 16 室、実験・実習室 37 室）や研究室（110 室）などを配置している。また、普通教室向けの情報機器の活用拡大のため、各教室に PC やプロジェクターを設置し、授業電子黒板や DVD プレーヤー等の情報機器を配備している。

専攻領域に係るスポーツ科学関連施設については、運動場（日本陸上競技連盟第 3 種公認陸上競技場）、人工芝のサッカー競技場、天然芝のサッカー・ラグビー場、全面人工芝の野球場、冬季ソリ競技用プッシュトラック、漕艇部のローイングアカデミートレーニングルーム、テニスコート 5 面、第一から第五までの五つの体育館（トレーニングセンター、柔道場、剣道場、体操場、新体操場、AT ルームなど含む）、室内温水プール、附属図書館、人間環境計測制御室、高圧高酸素室、基礎代謝測定室、スポーツ動作計測室、スポーツバイオメカニクス分析装置、スポーツ情報戦略データ分析、栄養・健康・体力自己管理システムなどに係る研究設備その他、体育系大学としての教育研究活動の目的を達成するためには十分なものとなっており、これらの施設を有効に活用している。なお、令和 2(2020)年度には第二グラウンドの野球場の人工芝化と屋外照明の LED 化工事を実施し、LED 化工事は令和 4(2022)年度に第二体育館、令和 5(2023)年度に第三体育館内の柔道場・剣道場・トレーニングセンターの天井照明でも実施した。また、第三体育館内の空調・換気設備の整備を令和 3(2021)年度に柔道場と剣道場で、令和 5(2023)年度には体操場で実施し、感染症予防や熱中症予防対策といった健康上のリスク軽減や防災機能を強化する取組みを進めている。

学生の休息等ゆとりの環境の場については、学生食堂（愛称：なちゅら）、クラブハウス、大規模スクリーンを整備したラーニングコモンズなどの施設を設け、学生が有効活用している。特にラーニングコモンズは、アクティブ・ラーニングなど学生たちの主体的な活動を支援する環境を提供するだけでなく、学生と教員とが学び合う場ともなっている。また、外国人留学生や研究者が快適で充実した生活が送れるよう国際交流会館（寮）を整備している【資料 2-5-1】。

施設・設備の日常的な管理業務については、施設管理課が行っている。また、「防火・防災対策委員会」において、防火・防災管理組織、防火・防災担当責任者等を決定し、消防訓練等を実施し、東日本大震災の教訓を踏まえた対策を講じている【資料 2-5-2】【資料 2-5-3】。

なお、施設は全て建築基準法に定める耐震基準を満たしている【資料 2-5-4】。

### 【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-1】 学生寮規則

【資料 2-5-2】 防火・防災管理規程

【資料 2-5-3】 防火・防災管理組織図

【資料 2-5-4】耐震診断報告書（専門研究棟、第一体育館、第二体育館、学生寮）

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

図書館は「附属図書館運営規程」に基づき、学生や教職員に学びと研究の環境を提供している。広さは1、2階合わせて1,323.4㎡である。閲覧室214席（1階54席、2階160席）、メディア再生装置2台、グループ学習室（18席、メディア再生装置6台）、教員閲覧室（4席、マイクロフィルムリーダー・プリンター）から成る。所蔵図書は約15万冊（和書13万冊、洋書2万冊、電子書籍350冊）、雑誌153タイトル（うち外国書44タイトル）、新聞11紙、CD・DVD・ビデオ約4,000本である。選書は新書に関して教職員5人で構成する「図書館企画運営委員会」が協議して決めている【資料 2-5-5】。

開館時間は授業期間の平日が午前9時から午後9時（土曜は午前9時から午後3時、日曜は閉館）、春季・夏季・冬季の授業のない期間の平日が午前9時から午後5時（土曜・日曜・祝日は閉館）である【資料 2-5-6】【資料 2-5-7】。

外部に向けた施設の開放は、生涯学習の場の提供という観点から18歳以上の地域住民を対象に閲覧・コピーのサービスに努めている。

専用ウェブサイトはトップに「図書」「電子書籍」の検索コーナーを設け、ページとして「図書館について」「図書を探す」「雑誌・論文を探す」「記事・事柄を調べる」「申し込み」がある。「申し込み」はリモートアクセス、文献複写依頼、図書のリクエストに応じている。この他、ブログ「書燈」を平成24(2012)年より運営し、教員が随時おすすめ本をコラム形式で紹介し、学生の関心を高める取組みとしている【資料 2-5-8】。

令和4(2022)年度にはGoogleクラスルームで「e図書館」を立ち上げて全学生に対して、本に関するさまざまな情報を提供している【資料 2-5-9】。

コンピュータ等のIT施設としては、情報処理実習室、スポーツ情報マスメディア学科FDルーム等を設置している。情報処理実習室は、85台のパソコンを設置し、主として「情報処理」を含むICT教育等に活用している。また、スポーツ情報マスメディア学科FDルームは、62台のパソコンを設置し、画像の分析や編集等を行う授業等で活用している【資料 2-5-10】。

### 【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-5】 附属図書館運営規程

【資料 2-5-6】 附属図書館利用規程

【資料 2-5-7】 附属図書館ライブラリーガイド

【資料 2-5-8】 附属図書館ブログ「書燈」

【資料 2-5-9】 e図書館関連資料

【資料 2-5-10】 学内LANの利用について

## 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリーについては、エレベータ、自動ドア、車椅子でも利用できる多目的トイレの設置、スロープの整備等を行っている【資料 2-5-11】。校舎や体育館へは、段差及び階段をスロープ式への変更、簡易スロープを設置するなどの利便性に配慮している。

## 【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-11】 バリアフリー施設状況

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行うクラス編成については、体育学科 6 クラス 12 組、健康福祉学科 3 クラス 6 組、スポーツ栄養学科 2 クラス 4 組、スポーツ情報マスメディア学科 2 クラス、現代武道学科 2 クラス、子ども運動教育学科 2 クラスを基本として、授業方法、必修・選択の別、授業内容、施設状況に応じて、以下のとおり対応している【資料 2-5-12】。

学部共通で必修となる講義科目及び教員免許状取得の必修科目については、1 講義を三つのクラスに分けて開講することを原則とし、1 クラスの受講者数が 150 人以下となるよう努めている。また、厚生労働省令で定められている資格については、その定めに応じたクラス数及び専任教員で開講し対応している。東北厚生局による指導調査を適宜受け、適切な学生数で授業を行っている。

演習科目については、1 クラスの受講者数が 25 人以下となることを基本とし、複数回開講又は複数人の教員が担当し対応している。

実技・実習科目は、各科目の受講者数が使用する場所の広さ、用具の数から適正になるよう配慮し、授業内容に応じて複数回開講又は担当教員数を増員するようにしている。

上記の開講クラス数の調整は、教育企画部（事務組織は教務部：教育企画課）が各年度の時間割作成の際に行っている【資料 2-5-13】。

## 【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-12】 クラス担任一覧（【資料 2-2-20】と同じ）

【資料 2-5-13】 時間割（全学科分）

### (3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

ICT 環境は、継続して整備に努めていく。この他の施設・設備等の学修環境の整備についても、学生の意向も踏まえて検討していく。

また、施設ごとにバリアフリー化をさらに進めるとともに、教育効果が上がるクラスサイズが保てるよう、授業科目の特性に応じたクラス数の設定、時間割の作成等を行っている。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

学生の学修支援については、構内 5 箇所に学生意見箱を設置し、学生の意見をくみ上げるとともに、年に 1 回、学生のニーズ等の把握を目的とした「学修状況及び学生生活に関する調査」を行い、その把握に努めている。アンケート調査結果は、自由記述回答の意見を集約し、回答が可能な事項を整理し、全学的に周知することにより学生の満足度向上につなげるとともに、学生ニーズを意識した大学運営の明確化を図っている【資料 2-6-1】。

学修支援に関する学生の意見・要望とそれに対する改善事例として、令和 5(2023)年度に「公務員採用塾」を発足させ、全学科横断的に学生の公務員試験受験を支援する体制を整えたことや、大学構内の Wi-Fi 環境を整えるなど、学生の学修及び研究活動にインターネットを活用できる環境づくりに努めたことなどがある。

**【エビデンス集・資料編】**

【資料 2-6-1】学修状況及び学生生活に関する調査における意見・要望等への大学回答

**2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

健康管理センターは、学生等の健康保持を目的に、健康管理に関する専門的業務を行い、学生相談室・AT ルームと連携して、学生が心身共に落ち着いた状態で学生生活を送れるようサポートしている。毎年実施している定期健康診断の結果に基づき、所見による学生の再検査や専門医療機関への紹介、健康診断の間診票も兼ねる「健康調査票」の分析結果から把握された学生の健康習慣やメンタルヘルスに関する諸問題について、学生相談室と連携しながら問題解決に取り組んでいる【資料 2-6-2】。令和 5(2023)年度には、健康管理センターの公式 LINE を立ち上げ、心身の健康に関する質問・相談にチャット形式で対応するとともに、ICT を活用した学生の「けが・事故・熱中症等」の定型報告フォームを策定し、情報の収集及び共有を効率的に実施している【資料 2-6-3】【資料 2-6-4】。

また、各部活動の選手の怪我やリコンディショニングについては、AT ルームに常駐しているスタッフ〈NATA（全米アスレティック・トレーナーズ協会）認定アスレティックトレーナー「ATC」資格保持者、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー「JSP0-AT」資格保有者〉と相談し、競技復帰までのアスレティックリハビリテーションのメニューの作成・実践、再発予防のトレーニングやテーピング方法の指導を行っている【資料 2-6-5】。

学生相談室では、毎年、学生相談アンケートを実施し、学生の悩みや心配の内容を確認している。令和 6(2024)年度の結果は、上位から「進路・就職（897 人）」「勉強についていけるかどうか（657 人）」「BYOD に関すること（422 人）」「クラブ活動、競技に対すること（387 人）」「経済的な問題（354 人）」であった。その結果は、教職員と共有しているほか、学内ポータルサイトに掲出し、情報開示している【資料 2-6-6】。

**【エビデンス集・資料編】**

【資料 2-6-2】健康調査集計結果

【資料 2-6-3】健康管理センター公式 LINE ポスター

【資料 2-6-4】「けが・事故・熱中症等」の定型報告フォーム

【資料 2-6-5】AT ルームスタッフリスト

【資料 2-6-6】学生相談室アンケート結果

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生意見箱を学生生活課の窓口をはじめ構内 5 か所に設置し、学生の意見をくみ上げている。学生意見箱は、学生部長が管理し、学生の意見・要望を把握して学長に報告するとともに、学生部において、意見・要望の内容を検討した上で、内容別に関連する学科、各部・課に具体的な対応を要請している。

また、年に 1 度、「学修状況及び学生生活に関する調査」を実施し、学修環境や学生生活に関する意見・要望を把握するように努めている。これら寄せられた意見や要望について、内容に個人情報等の問題が含まれない場合には、学生用掲示板や E メールを通じて回答するとともに、必要なものから順次対応している【資料 2-6-7】。令和 5(2023)年度からは、BYOD の実施と共に船岡キャンパス内の学内 Wi-Fi 環境の整備及び Office365 の学生への無償提供等を行い、多様なメディアを高度に利用して行う授業（遠隔授業）ができる環境を整えた。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-7】学生からの意見・要望に対する取組み状況

#### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見や要望を把握・分析するための体制は整っており、今後も学生の要望に応じたきめ細やかな学生サービスの構築に努めていく。

具体的には、学生生活に関する調査を継続的に実施し、分析結果に基づいて改善の必要性を検討、その後、各学科や関係部署等において改善計画を策定し、学長の指導の下で改善措置の具体化を図り、学生支援の充実に役立てていく。

#### 【基準 2 の自己評価】

学部及び各学科、大学院は、建学の精神、基本理念、使命・目的及び教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを明確に定め、それを学内外に示している。学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーを踏まえた入試を実施し、多角的に検証を行うとともに、学生確保に向けた活動に取り組んでいる。

学修支援に関しては、教員と職員が協働して全学的な支援体制を整備しており、実用的な英語教育の拡充、心身に不調のある学生や障害のある学生へのサポート、教員免許取得のための組織的な指導、TA の活用、中途退学の防止、オフィスアワーの実施等、学生のニーズに応じた支援体制を提供している。

キャリア支援では、教育課程内にインターンシップを含むキャリア教育のための授業科目を設け、プロスポーツ団体と連携したインターンシップを行うなど、学生の就職希望分野に応じたキャリア教育を積極的に推進している。また、教育課程外でも学生の各種の資

格取得を支援するとともに、入試創職部や教職支援センター等を中心に、キャリア支援を行っており、社会的・職業的自立に向けた指導体制を整備している。

学生生活の安定のための支援は、学生サービスと厚生補導のための組織を設置し、適切に運営しており、奨学金などの経済的支援、課外活動の支援、学生の心身に関する相談・支援も適切に行っている。

学修環境の整備については、校地・校舎の面積が大学設置基準の数値を上回っており、十分な校地・校舎の面積を有している。バリアフリーについては、エレベータ、自動ドア、バリアフリースイレの設置、スロープの整備等を行い、校舎や体育館へのアクセスを容易にするための工夫を行っている。また、障害を持つ学生に対する人的支援の体制も整えている。

教育効果に配慮して、授業科目の特性に応じたクラス数の設定や時間割の作成を行い、クラスサイズを適切に維持している。さらに、学生の意見・要望に対応していくため、普段から学生が意見を出せるよう学生意見箱を設置するとともに定期的なアンケートも実施している。

以上のことから、本学は「基準 2. 学生」を満たしている。

**基準 3. 教育課程**

**3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定**

**3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知**

**3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知**

**3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用**

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知**

<学部>

本学は、教育目的を踏まえ、学部及び各学科のディプロマ・ポリシーを策定している【表 3-1-1】。スポーツ情報マスメディア学科においては、令和 6(2024)年度より高等学校教諭一種免許状（情報）の教員養成課程を開設することとなった。これに伴い、体育学部スポーツ情報マスメディア学科の人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的を見直し、同学科の三つのポリシーの変更を行った。

ディプロマ・ポリシーは、大学案内及びホームページ等を通じて学内外に周知している【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】。

【表 3-1-1】 学部・各学科のディプロマ・ポリシー

体育学部のディプロマ・ポリシー
<p>仙台大学体育学部は、建学の精神「実学と創意工夫」を基盤に「スポーツ・フォア・オール」を基本理念として、学生一人一人の無限の可能性を導き出す真の人間形成を促す教育を展開し、体育学の基盤的な分野、すなわち、体育・スポーツ及び健康分野において専門的な知見・技能を有して活躍できる人材を養成することを目的としています。すなわち、教育分野を含む体育・スポーツ及び健康領域での指導に携わる人材、体育・スポーツ及び健康分野の産業等に携わり、各分野で組織の目標達成・業績向上や職場の人間関係の構築・深化などに寄与するに足る能力・識見を身につけた学生に対して学位を授与します。</p> <p>仙台大学体育学部では、この人材養成の目的を達成するため、本学のアドミッション・ポリシーに沿って受入れた学生に対して、卒業までに次のようなことを修得することを求めています。</p> <p>本学のカリキュラム・ポリシーのもと、本学の基本理念・教育目的に沿って設定した授業科目、さらには学内外における体育・スポーツ活動や社会貢献活動を通じて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その授業科目を履修して卒業要件単位数を修得することができること</li> <li>・体育・スポーツ及び健康分野についての専門的知識・技能を修得するとともに、それらを実践・応用する力を身につけることができること</li> <li>・現代社会において体育・スポーツ及び健康分野の学問が果たすべき役割を理解し、課題探究力、問題解決力、コミュニケーション能力などを総合的に身につけることができる</li> </ul>



こと	
各学科のディプロマ・ポリシー	
体育学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門分野としてコーチング、トレーナー、マネジメントの各コースの中から1分野を選択し、そのコースでの多面的な履修を通じて卒業後社会で専門性を発揮できる力と専門的な学修能力を養うとともに、すべての人の健康増進やスポーツ選手の競技力向上に必要な体育・スポーツに関する深い知識と感性を有し、これを実践できる力を身につけること</li> <li>・その上で、生涯スポーツの観点における運動・スポーツに関する専門性が果たすべき役割を深く理解すること</li> </ul>
健康福祉学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康福祉の関連分野を修得し、多面的な履修を通じて卒業後社会で専門性を発揮できる力と専門的な学修能力を養うとともに、子どもから高齢者、障がい児・者、生活習慣病のある人全ての健康増進に必要な健康と福祉およびスポーツに関する深い知識と感性を有し、これを実践できる力を身につけること</li> <li>・その上で、現代社会において健康と福祉およびスポーツに関する専門性が果たすべき役割を深く理解すること</li> </ul>
スポーツ栄養学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養学の関連分野を修得し、多面的な履修を通じて卒業後社会で専門性を発揮できる力と専門的な学修能力を養うとともに、すべての人の健康増進やスポーツ選手の競技力向上に必要な運動・スポーツと栄養に関する深い知識と感性を有し、これを実践できる力を身につけること</li> <li>・その上で、現代社会において運動・スポーツと栄養に関する専門性が果たすべき役割を深く理解すること</li> </ul>
スポーツ情報 マスメディア学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての学生が、情報学を包括的に学ぶことで情報学の基本的な知識や技術を身につける。そして、その知識や技術を活かし、データサイエンスを軸にスポーツを科学的に学ぶスポーツ情報戦略分野、デジタル技術やメディアと社会との関係を学ぶメディア分野、システム開発などの発展的な情報技術を学ぶ情報分野の3分野の知識と技術を身につけ、高度情報化社会において、様々な場面での課題解決に貢献し、新たな価値を創造する人材を育成する</li> <li>・その上で、高度情報化社会においてスポーツ情報戦略・メディア・情報に関する専門性が果たすべき役割を深く理解すること</li> </ul>
現代武道学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武道学および武道の応用展開をベースとする社会の安全・安心に関わる領域（現代社会の多様なリスク・危機を踏まえた警護・警備等）に卒業後社会で専門性を発揮できる力と必要な基本的な学修能力を身につけ、これを実践できること</li> <li>・その上で、現代社会においてわが国の伝統文化としての武道や</li> </ul>

	海外における武道さらに、社会の安全・安心に貢献できる役割を深く理解すること
子ども運動教育学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育学・保育学の関連分野を修得し、多面的な履修を通じて卒業後社会で専門性を発揮できる力と専門的な学修能力を養うとともに、幼児の運動遊びの支援・助長に深い知識と感性を有して、保育・幼児教育に従事する上での専門的な知識を修得し、これを実践できる力を身につけること</li> <li>・その上で、現代社会において幼児の運動遊びの支援・助長に深い知識と感性を有して、保育・幼児教育上、果たすべき役割を深く理解すること</li> </ul>

**【エビデンス集・資料編】**

【資料 3-1-1】 学生便覧 p.35 (体育学部) p.42 (体育学科) p.60 (健康福祉学科) p.94 (スポーツ栄養学科) p.116 (スポーツ情報マスメディア学科) p.136 (現代武道学科) p.154 (子ども運動教育学科) (【資料 F-5】と同じ)

【資料 3-1-2】 大学案内 p.50 (体育学部) (【資料 F-2】と同じ)

【資料 3-1-3】 ホームページ「三つのポリシー」(【資料 2-1-2】と同じ)

<大学院>

大学院では、ディプロマ・ポリシーを大学院便覧、大学院ガイドブック及びホームページを通じて学内外に周知している【表 3-1-2】【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】。

**【表 3-1-2】 大学院のディプロマ・ポリシー (抜粋)**

大学院スポーツ科学研究科のディプロマ・ポリシー
本大学院は、建学の精神および基本理念のもと、多様化・高度化したスポーツについて様々な側面から理論的、実証的あるいは事例的方法によるアプローチを行い、体育・スポーツ、健康福祉、スポーツ栄養、スポーツ情報マスメディア、現代武道及び子ども運動教育の分野における高度な専門的指導者として、その発展に寄与し得る有能な人材を養成することを目的としています。

**【エビデンス集・資料編】**

【資料 3-1-4】 大学院便覧 p.4 (【資料 F-5】と同じ)

【資料 3-1-5】 大学院ガイドブック p.3～p.4 (【資料 F-2】と同じ)

【資料 3-1-6】 ホームページ「大学院の三つのポリシー」(【資料 2-1-11】と同じ)

**3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知**

<学部>

6 学科の各シラバスには、ディプロマ・ポリシーをより具体化するため、卒業時に身に

つけておくべき資質や能力を「着眼点」として5項目設定し、関連性を明確に示している。科目の担当教員はこれに基づき講義・演習・実験・実習・実技を進め、学則第31条（単位の授与）に則り単位を認定している【資料3-1-7】。授業によって学生にどのような力を身につけてもらいたいのか、成績をどのような方法で評価するか等については、シラバスに各科目の担当教員が定期試験やレポート提出、授業態度などの割合を明記するなどして学生に周知している【資料3-1-8】。また、評価の観点を可視化するため、令和元(2019)年度よりルーブリックの作成を全ての科目で実施しており、学生に分かりやすく明示するため、シラバスに併記している。成績評価の基準は、学生便覧に掲載する各学科の「教育課程及び履修方法に関する規程」でも学生に示している【資料3-1-9】。

各年次の進級基準を定めた規程はなく、原則として4年次まで進級が可能であるが、「教育課程及び履修方法に関する規程」に基づき、1年間で16単位以上修得できなかった学生に対して修学改善勧告を行うと同時に修学サポートを行い、その上で次年度においても改善の意思がないと判断される学生は、学則第38条（懲戒）に基づき退学処分としている【資料3-1-7】。

卒業認定に関しては、学則第35条（卒業）、第36条（学位授与）で規定している【資料3-1-7】。

単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準は、いずれも学生便覧及びホームページに掲載しており、学内外に周知している【資料3-1-10】【資料3-1-11】。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-7】 学則（第31条、第35条、第36条、第38条）（【資料F-3】と同じ）

【資料3-1-8】 シラバス（成績評価方法）

【資料3-1-9】 6学科の「教育課程及び履修方法に関する規程」

【資料3-1-10】 学生便覧 p.17～p.19（【資料F-5】と同じ）

【資料3-1-11】 ホームページ「学則」（【資料F-3】と同じ）

#### <大学院>

大学院のディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準、修了認定基準はそれぞれ大学院学則に定めている。内容は、大学院便覧及びホームページに掲載しており、学内外に周知している【資料3-1-12】【資料3-1-13】。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-12】 大学院便覧 p.18～p.19（【資料F-5】と同じ）

【資料3-1-13】 ホームページ「大学院学則」（【資料F-3】と同じ）

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

#### <学部>

各科目における単位認定及び成績評価は、成績評価基準に基づき行われている。学生への成績付与は、科目担当教員が定めた評価基準を基に成績の判定及び登録を行い、教育企画課が登録漏れ等はないかチェックする体制で実施している。学則第28条の2は「1.講

義及び演習については15時間の授業で1単位とする。2.実験、実習及び実技については30時間の授業で1単位とする」と定めている。成績は5段階評価で、学則第31条第2項に「秀(100点~90点)、優(89点~80点)、良(79点~70点)、可(69点~60点)、不可(59点以下)の5段階で表し、秀、優、良、可を合格とする」と定めている【資料3-1-14】。

また、本学は学生の成績全体が一目でわかるように、GPA(Grade Point Average)制度を導入している【資料3-1-15】。示された客観的数値は、1年間に履修できる単位数に上限を設けたCAP制の特別枠付与(履修できる単位数が加算される優遇措置)の判断基準に活用し、給付型奨学金の採用基準に役立てている【資料3-1-16】。さらに、令和4(2022)年度からは、成績不振及び卒業判定に係るGPAの基準を明確にしている【資料3-1-17】。

各年次の進級基準を定めた規程はなく、進級要件は設けていないが、単位の取得状況が不芳な学生については「修学サポート委員会」が対象者の抽出・整理を行い、学科・コース、クラス担任教員及びゼミ担当教員と連携する体制を整えている。修学改善勧告対象者などの修学に大きな問題のある学生については、次年度の単位取得に向けて学修意欲を改善し、卒業認定基準に到達できるようサポートをしている【資料3-1-18】。

卒業認定基準については、学則第35条が「4年以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、124単位以上修得した者については、卒業を認定し、卒業証書を授与する」と定めている【資料3-1-14】。

### 【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-14】学則(第28条の2、第31条第2項、第35条)(【資料F-3】と同じ)

【資料3-1-15】GPAについて

【資料3-1-16】CAP制について

【資料3-1-17】成績不振者及び卒業判定に係るGPAの基準について

【資料3-1-18】修学サポート委員会規程(【資料2-2-21】と同じ)

### <大学院>

単位認定基準については、大学院学則第37条に「本大学院の定める授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の方法により行う成績評価に合格した者に単位を授与する」と定めている【資料3-1-19】。

成績の評価については、大学院学則第37条第2項に「秀(100点~90点)、優(89点~80点)、良(79点~70点)、可(69点~60点)、不可(59点以下)の5段階で表し、秀、優、良、可を合格とする」と定めている【資料3-1-19】。評価方法については、シラバスの「成績評価方法」欄において、方針と詳細な基準を大学院生に明示している【資料3-1-20】。

進級基準については、進級要件を設けていない。

修了認定基準については、大学院学則第43条に「2年コースは、大学院学則第32条及び第33条に定める授業科目から30単位以上を修得する。学位論文として修士論文を提出し、学位論文審査及び試験に合格した者は、研究科会議意見聴取のうえ、修了者と認定する。

(中略)1年コースは、大学院学則第32条及び第33条に定める授業科目から30単位以上を修得する。学位論文として「特定の課題についての研究成果(リサーチ・ペーパー)」

を提出し、学位論文審査及び試験に合格した者は、研究科会議意見聴取のうえ、修了者と認定する」と定めている【資料 3-1-19】。また、学位論文の審査及び学位の授与等については、大学院学位規程第 4 条（学位論文の提出）、第 5 条（学位論文の審査）、第 8 条（学位の授与）で規定している【資料 3-1-21】。

### 【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-19】 大学院学則（第 32 条、第 33 条、第 37 条、第 37 条第 2 項、第 43 条）  
（【資料 F-3】と同じ）

【資料 3-1-20】 大学院シラバス（成績評価方法）

【資料 3-1-21】 大学院学位規程（第 4 条、第 5 条、第 8 条）

### （3）3-1 の改善・向上方策（将来計画）

#### ＜学部＞

現在のディプロマ・ポリシーは、教育目的を踏まえて策定しているが、学修成果の目標として学生への周知をより一層行えるよう「自己点検・評価運営委員会」で周知方法などについて検討を進めていく。

GPA については、現状では CAP 制の特別枠付与、給付型奨学金の採用基準及び学修成果の点検等に活用しているが、さらに効果的な活用策について検討していく。

単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準等については、各規程及びシラバス・ルーブリック等の整備により公平性を担保しているが、今後はさらにその精度を高めるため、科目ごとに学修成果の達成状況を検証し、改善を図っていく。

修学不振の学生には、「修学サポート委員会」が中心となって、サポートが必要な学生を抽出し、学科・コースの教員が適切なサポートを講じられるよう行っていく。

#### ＜大学院＞

今後も単位認定基準、成績評価基準、修了認定基準等について厳正な適用に努め、ディプロマ・ポリシーに基づいた学位審査体制の整備を図っていく。

シラバスについては、授業計画や成績評価基準を全ての科目に定めているが、成績評価の結果を分析し、より客観的な評価に努めていく。

## 3-2. 教育課程及び教授方法

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### 3-2-④ 教養教育の実施

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### （1）3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

#### （2）3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は建学の精神、基本理念、使命・目的及び教育目的を踏まえるとともに、ディプロマ・ポリシーの実現のために、学部及び各学科のカリキュラム・ポリシーを策定している

【表 3-2-1】。スポーツ情報マスメディア学科においては、令和 6(2024)年度より高等学校教諭一種免許状（情報）の教員養成課程を開設することとなった。これに伴い、体育学部スポーツ情報マスメディア学科の人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的を見直し、同学科の三つのポリシーの変更を行った。

カリキュラム・ポリシーは、大学案内及びホームページ等を通じて学内外に周知している【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】。

【表 3-2-1】 学部・各学科のカリキュラム・ポリシー

体育学部のカリキュラム・ポリシー
<p>仙台大学体育学部では、人材養成の目的を達成するため、本学のディプロマ・ポリシーを達成するために、次のような教育課程を編成しています。</p> <p>教育課程は、『教養教育』と『専門教育』の二つに大別されています。</p> <p>『教養教育』は、6 学科共通の「教養基礎科目」、「教養展開科目」、「海外文化科目」及び「人生設計科目」の各科目から構成されています。これらの科目を履修することにより、自らの専門領域の勉学を進めていくためにも、さらに健全な社会生活を送るためにも、身につけておくべき基礎的な知識や技能を幅広く修得することになります。</p> <p>提供される科目の主なねらいは次のとおりです。</p> <p><b>【教養基礎科目】</b></p> <p>大学生としての自覚を高めるとともに、高校でも修得してきた勉学およびコミュニケーションに関する基礎的技術のさらなる伸長を目指します。</p> <p><b>【教養展開科目】</b></p> <p>人文、社会、自然の 3 分野の教養を幅広く身につけるとともに、課題に沿って勉学や研究を主体的に取り組むことができる技術の修得を目指します。</p> <p><b>【海外文化科目】</b></p> <p>英語をはじめとした各種外国語の修得を通じて各国文化への理解を深め、グローバルな視点での見方・考え方ができる態度を養います。</p> <p><b>【人生設計科目】</b></p> <p>充実した学生生活、さらに卒業後社会人として生きていくための方向づけを促し、深めることを目指します。</p> <p>『専門教育』は、各学科において、人材養成に向け特色のある編成となっています。体育学の基礎と各学科の学問分野の基礎となる「専門基礎科目」、そして、これらを基礎としてそれらの応用力を修得する「発展科目」や「応用科目」と、基礎から発展・応用という形で順次性をもった構成となっており、体系的に専門的な知識や技能を修得することになります。</p> <p>また、教員免許状を取得するために必要な「教職に関する科目」、学科を超えて履修できる「自由科目」も設置されています。</p>

以上の教養教育及び専門教育の学修に先立ち、入学直後から、本学のアドミッション・ポリシーに沿って受入れた多様な入学者が自ら学修計画を立て主体的に大学での学修に取り組むことのできるような学修方式の修得を初年次教育に取り入れることとしています。

さらに、教師・学生間の討議を通じた課題解決型講義をはじめ学生の能動的な学修を促す教育内容・方法を取り入れるとともに、学修到達度について評価の観点、基準、尺度、課題の各要素に着目して具体的に把握していくルーブリックの導入等、実効ある学修成果の評価方式を導入することとしています。

各学科のカリキュラム・ポリシー

<p>体育学科</p>	<p>「スポーツコーチング」「スポーツトレーナー」「スポーツマネジメント」の三つのコースを設置し、専門性の高い教員による体育・スポーツ科学に関する講義に加え、実社会を念頭に置いた多様な課題を追究する演習や実習などに主体的に参加することによって、コース毎に専門分野の知見・技能の修得及び関連資格が取得できるよう配慮したカリキュラムを用意しています。</p> <p>&lt;スポーツコーチング・コース&gt;</p> <p>i) 現代のスポーツにおけるコーチングや学校教育における体育指導についての専門的な知識を修得する科目</p> <p>ii) スポーツコーチングや体育指導の演習・実習を通じ、トップアスリートを育成指導する者や競技スポーツにおける専門的指導者になるために必要な知識・技能の実践・活用法を修得する科目</p> <p>iii) スポーツや体育の実践の場を想定し、専門的な知識や技術を修得する科目</p> <p>iv) スポーツや体育を科学的に研究し、科学的方法に基づいたスポーツコーチングや体育指導を行える者を育成する科目</p> <p>&lt;スポーツトレーナー・コース&gt;</p> <p>i) スポーツ傷害の予防や評価、管理、アスレティックリハビリテーション等を実施するための専門的な知識を修得する科目</p> <p>ii) 健康・体力づくりや競技力向上に関わるトレーニングのサポートを実施するための専門的な知識を修得する科目</p> <p>iii) i) 及び ii) の専門的な知識に基づく身体の構造・機能の評価およびトレーニングプログラムを作成するための応用力を修得する科目</p> <p>iv) スポーツトレーナーとして活動するうえで必要となる実技・技術の修得及び実践力を修得する科目</p> <p>v) スポーツトレーナーとしての専門的知識やそれをベースにした応用力をスポーツ現場にて発揮するための実践的科目</p> <p>&lt;スポーツマネジメント・コース&gt;</p>
-------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>i) スポーツ事業・スポーツ組織や施設の経営・管理において必要となる専門的な知識を修得する科目</li> <li>ii) 野外・レクリエーションの現場で求められる技術とマネジメント能力、アウトドアスポーツやレクリエーションに関する専門的な知識を修得する科目</li> <li>iii) 専門的な知識を踏まえたスポーツに関する企画と運営を行うための応用力を修得する科目</li> <li>iv) 幅広いスポーツ関連現場での企画、運営、評価、改善といった一連のマネジメントが行える実践力を修得する科目</li> <li>v) スポーツマネジメントにおける専門的な知識や技術、応用力を幅広いスポーツ関連現場にて発揮するための実践的科目</li> </ul>
<p>健康福祉学科</p>	<p>子どもから高齢者に至るあらゆる世代を対象に、また、障がい児・者を対象に、その心身および健康に関する幅広い知識や技能を学ぶと共に、あらゆる人々を対象にした本学独自の「健康づくり運動サポーター」の活動を基に安全で効果的な楽しい運動指導法や実践力を学生が主体的、創造的に修得できるよう、また、関連資格が取得できるよう配慮したカリキュラムを用意しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 運動・スポーツに関する専門的な知識・技能の基盤を修得する科目</li> <li>ii) 心身の健康や福祉に関する専門的な知識を修得する科目</li> <li>iii) 健康福祉、教育等の領域で運動指導や健康支援、スポーツ指導のための実践力を身につける理論、実技、演習等の科目</li> <li>iv) 教職に関する科目の他、高齢者の健康維持や介護に関する専門的な知識・技能を修得する介護福祉士・社会福祉士資格関連科目</li> </ul>
<p>スポーツ栄養学科</p>	<p>運動・スポーツと栄養に関する幅広い知識や技能、これらを通じてすべての人の健康増進やスポーツ選手の競技力向上に寄与できる実践力の修得、更に、本学独自の「スポーツ栄養研究会」の活動をはじめ、運動・スポーツの現場に密着した体験型の教育活動を通じて、学生による主体的、創造的な学びができるよう、また、関連資格が取得できるよう配慮したカリキュラムを用意しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 運動・スポーツに関する専門的な知識・技能の基礎を修得する科目</li> <li>ii) 運動・スポーツと栄養の関わりを専門的に学ぶスポーツ栄養学関係の科目</li> <li>iii) スポーツ選手の競技力向上を目指した栄養サポートを実践するうえで必要な専門的な知識・技能を、実際の体験を通じて主</li> </ul>



	<p>体的に修得する科目</p> <p>iv) 教職に関する科目の他、栄養や栄養指導に関する専門的な知識・技能を修得する栄養士資格関連科目</p>
<p>スポーツ情報 マスメディア学科</p>	<p>情報を科学的かつ論理的に捉える基盤となる能力を身につけるため、全ての学生が情報倫理、コンピュータ理論、プログラミング、メディア表現等の情報学の基礎的な知識や技術を学びます。そして、学生の興味に応じてより専門的な内容を学ぶために「スポーツ情報戦略」「メディア」「情報」の三つの分野を設け、多面的な学びを可能にしています。また、スポーツ界やメディア制作、情報エンジニアなど様々な現場で即戦力となれるよう、授業の多くに体験型の学修、演習形式を取り入れると共に、関連資格が取得できるよう配慮したカリキュラムを用意しています。</p> <p>i) スポーツ・メディア・情報に関する包括的な知識・技能や学校教育における保健体育及び情報指導についての基礎を修得する科目</p> <p>ii) スポーツ・メディア・情報に関する専門的な知識・技能を修得する科目</p> <p>iii) スポーツ情報戦略について専門的に学び、競技力向上を目指した情報の収集・分析・伝達を演習や実習を通じて主体的に修得する科目</p> <p>iv) メディアについて専門的に学び、メディアの特性や情報デザインを踏まえた上で情報を適切に選択・編集（加工）・発信を演習や実習を通じて主体的に修得する科目</p> <p>v) 情報学について専門的に学び、プログラミングやシステム開発などの情報科学の知識や技術を演習や実習を通じて主体的に修得する科目</p>
<p>現代武道学科</p>	<p>体育学を基に、武道教育と武道の応用展開としての社会の安全・安心の確保に関する科目を幅広く学修すると共に、関連資格が取得できるよう配慮して、授業では段階的かつ体験的に学べるように実技・演習形式を多く取り入れ、学生自らが創造的、主体的に取り組めるようなカリキュラムを用意しています。</p> <p>i) 現代の武道や学校教育における武道指導についての専門的な知識を修得する科目</p> <p>ii) その基盤となる体育・スポーツ及び健康分野での体育・スポーツ健康科学関係科目</p> <p>iii) 武道実技や武道の応用展開としての演習・実技を実践し、基本的知識や専門的な身体運動の技術を身につけ実践力を修得する科目</p> <p>iv) 海外における武道実習・実技の体験を通して技術や文化価値</p>

	<p>を知る機会を得る独自のプログラムを設定した国際交流を推進している科目</p> <p>v) 武道の応用展開としての社会の安全・安心の確保に関する科目（現代社会の各種リスク・危機を踏まえた警護・警備等）</p>
子ども運動教育学科	<p>幼児期の子どもの運動遊びの支援・助長に関する教育を「体育学」の領域を基盤として行うとともに、幼児期の子どもの発育発達に係る「教育学・保育学」にまたがる領域をも取り込み、この分野の実践的な学修を通じ、幼稚園教諭、保育士、幼児体育指導者などを養成するカリキュラムを用意しています。</p> <p>i) 幼児期の子どもの運動遊びを軸とした保育・幼児教育について専門的知識・技能を修得する科目</p> <p>ii) その基盤となる体育学の領域での体育・スポーツ健康科学関係科目</p> <p>iii) 子どもの運動遊びを軸として幼児期の子どもの発育発達段階を踏まえた保育や幼児教育を進める上で必要となる教育学・保育学の領域での科目</p> <p>iv) 教育学、保育学の一環での保育上の表現技術および保育実習の内容を理解する科目</p> <p>v) 地域社会や各家庭の保護者への運動遊びを軸とした保育や幼児教育の指導を行える者を育成する科目</p> <p>vi) 教職に関する科目の他、就学前の幼・小児の保育に関する保育士資格関連科目</p>

**【エビデンス集・資料編】**

【資料 3-2-1】 学生便覧 p.35（体育学部） p.42（体育学科） p.60（健康福祉学科） p.94（スポーツ栄養学科） p.116（スポーツ情報マスメディア学科） p.136（現代武道学科） p.154（子ども運動教育学科）（【資料 F-5】と同じ）

【資料 3-2-2】 大学案内 p.50（【資料 F-2】と同じ）

【資料 3-2-3】 ホームページ「三つのポリシー」（【資料 2-1-2】と同じ）

<大学院>

平成 30(2018)年度からの大学院スポーツ科学研究科の新カリキュラム実施に際し、【表 3-2-2】のとおりカリキュラム・ポリシーの見直しを行い、改定したものを大学院便覧、大学院ガイドブック及びホームページを通じて学内外に周知している【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】【資料 3-2-6】。

**【表 3-2-2】 大学院のカリキュラム・ポリシー（抜粋）**

大学院スポーツ科学研究科のカリキュラム・ポリシー
2年コースの教育課程は、「体育、スポーツおよび健康分野」の高度な専門的指導者とし

て寄与・貢献できる人材を養成するために、専門的知識・技能の修得を支援する「アカデミック支援関連科目」およびキャリアアップ（職能開発）を支援する「キャリア支援関連科目」を両軸とするコースワークの充実を図っています。

職場等で自ら抱える専門分野の研究課題を解決する教育研究の場である「1年コース」では、その解決策を内容とする「特定の課題についての研究の成果（リサーチ・ペーパー）」が課されます。そこで在籍中、その作成に多くの時間を費やすこととなります。

### 【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-4】 大学院便覧 p.4～p.5（【資料 F-5】と同じ）

【資料 3-2-5】 大学院ガイドブック p.3～p.4（【資料 F-2】と同じ）

【資料 3-2-6】 ホームページ「大学院の三つのポリシー」（【資料 2-1-11】と同じ）

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

<学部>

体育学科、健康福祉学科、スポーツ栄養学科、スポーツ情報マスメディア学科、現代武道学科及び子ども運動教育学科の6学科では、ディプロマ・ポリシーの考え方をより具体化するため、卒業時に身につけておくべき資質や能力を「着眼点」としてそれぞれ定めている【表 3-2-3】。この「着眼点」は、学生が具体的に目指すべき資質・能力を示すものであり、これらの実現こそがカリキュラム・ポリシーの目指すところである。

シラバスにおいては、この「着眼点」に記載された5項目が各科目とどのように関連しているかを、カリキュラムマップに基づき明示することで、各科目に対する学生の理解が深まり、それぞれの科目を通して必要な資質・能力を身につけられるよう配慮している【資料 3-2-7】。

これらのことから、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は確保されている。

【表 3-2-3】 各学科のディプロマ・ポリシーの着眼点

各学科のディプロマ・ポリシーの着眼点	
体育学科	i) 体育・スポーツに関する専門的・応用的な知識・技術を身につけることができる ii) 体育・スポーツが果たす役割を深く理解することができる iii) 体育・スポーツ指導の実践の場において、知識・技能を相手に的確に伝えることができる iv) 多様な人々と円滑な人間関係を築くことができ、指導や支援を行う場において、専門的知見を踏まえて、適切にコミュニケーションができる v) 論理的かつ多面的に考え、多様な人々とコミュニケーションを図りながら課題を探求し、主体性を持って課題解決に取り組むことができる
健康福祉学科	i) 健康福祉に関する専門的・応用的な知識・技術を身につける

	<p>ことができる</p> <p>ii) 健康福祉が果たす役割を深く理解することができる</p> <p>iii) 健康福祉の実践の場において、知識・技能を相手に的確に伝えることができる</p> <p>iv) 多様な人々と円滑な人間関係を築くことができ、指導や支援を行う場において、専門的知見を踏まえて、適切にコミュニケーションができる</p> <p>v) 論理的かつ多面的に考え、多様な人々とコミュニケーションを図りながら課題を探求し、主体性を持って課題解決に取り組むことができる</p>
スポーツ栄養学科	<p>i) 運動・スポーツと栄養に関する専門的・応用的な知識・技術を身につけることができる</p> <p>ii) 運動・スポーツと栄養が果たす役割を深く理解することができる</p> <p>iii) 運動・スポーツと栄養の実践の場において、知識・技能を相手に的確に伝えることができる</p> <p>iv) 多様な人々と円滑な人間関係を築くことができ、指導や支援を行う場において、専門的知見を踏まえて、適切にコミュニケーションができる</p> <p>v) 論理的かつ多面的に考え、多様な人々とコミュニケーションを図りながら課題を探求し、主体性を持って課題解決に取り組むことができる</p>
スポーツ情報 マスメディア学科	<p>i) スポーツ情報戦略に関する専門的な知識や技術を身につけ、データサイエンスの視点からスポーツを科学的に分析し、活用できる</p> <p>ii) メディアを批判的・主体的に読み解く能力を身につけ、メディアの社会的機能や影響を理解することで適切な情報の分析・編集・発信をすることができる</p> <p>iii) 情報に関する専門的な知識や技術を身につけ、システム開発などの実践的な学びを通して、様々な社会の問題を解決するために、適切に情報技術を活用することができる</p> <p>iv) 多様な人々と円滑な人間関係を築くことができ、指導や支援を行う場において、専門的知見や情報デザインの視点を踏まえて適切にコミュニケーションができる</p> <p>v) 論理的かつ多面的に考え、多様な人々とコミュニケーションを図りながら課題を探求し、主体性を持って課題解決に取り組むことができる</p>
現代武道学科	<p>i) 武道を通じた安全・安心に関する専門的・応用的な知識・技術を身につけることができる</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>ii) 武道を通じた安全・安心が果たす役割を深く理解することができる</li> <li>iii) 武道を指導する場において、知識・技能を相手に的確に伝えることができる</li> <li>iv) 多様な人々と円滑な人間関係を築くことができ、指導や支援を行う場において、専門的知見を踏まえて適切にコミュニケーションができる</li> <li>v) 論理的かつ多面的に考え、多様な人々とコミュニケーションを図りながら課題を探求し、主体性を持って課題解決に取り組むことができる</li> </ul>
子ども運動教育学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>i) 幼児への運動遊びの支援・助長に関する専門的・応用的な知識・技術を身につけることができる</li> <li>ii) 幼児への運動遊びの支援・助長が果たす役割を深く理解することができる</li> <li>iii) 保育・幼児教育の指導の場において、知識・技能を相手に的確に伝えることができる</li> <li>iv) 多様な人々と円滑な人間関係を築くことができ、指導や支援を行う場において、専門的知見を踏まえて適切にコミュニケーションができる</li> <li>v) 論理的かつ多面的に考え、多様な人々とコミュニケーションを図りながら課題を探求し、主体性を持って課題解決に取り組むことができる</li> </ul>

**【エビデンス集・資料編】**

【資料 3-2-7】 シラバス（当該科目と DP との関連性）

<大学院>

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの策定については、建学の精神、基本理念を踏まえた使命・目的及び教育目的をそれぞれ念頭に置いて策定しており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは一貫性を有している【資料 3-2-8】。

**【エビデンス集・資料編】**

【資料 3-2-8】 開講科目における三つの領域区分別到達目標一覧

**3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成**

<学部>

**1) 教育課程の体系的編成**

6 学科はいずれも建学の精神を踏まえた教育目的、ディプロマ・ポリシーに基づき適切なカリキュラム・ポリシーを定め、この方針に沿って教育課程を編成している。全学的組織である「教育課程検討委員会」は学長、副学長、各学科長、教育企画部長、学生部長、

入試創職部長、教養教育部長等で構成し、教育課程の体系的編成に努めている。授業科目は、各学科とも基礎科目（教養基礎科目、教養展開科目、海外文化科目、人生設計科目）、専門基礎科目、発展科目、応用科目で構成されている。さらに学科を超えて履修できる自由科目も設けている。一方、授業方法を講義、演習、実験、実習、実技に分け、これらの授業科目の区分・方法を設定することによって、各授業科目の教育課程編成上に体系的な学修ができるよう位置づけている。体育系大学としての「学士力」を形成するため、学部共通の学士力基盤科目（基礎科目 7 科目、専門基礎科目 5 科目）を指定している【資料 3-2-9】。1 年生に対する初年次教育科目は「学び」の入口であると認識し、基礎科目の中に「導入演習」（前期）、「キャリアプランニング I」（後期）、「学習基礎教養演習」（後期）の 3 科目を開設している。教育課程の体系的編成については、カリキュラム・ポリシーに基づき、各学科においてナンバリングを導入するとともにカリキュラムマップ及びカリキュラム・ツリー（履修系統図）を策定することで、教育課程の順次性・系統性を明確化している。これらのナンバリング、カリキュラムマップ、カリキュラム・ツリー（履修系統図）は、ホームページでも公表している【資料 3-2-10】【資料 3-2-11】。

## 2) 履修登録単位数の上限

本学は、単位制度の実質を保つことを目的とし、「教育課程及び履修方法に関する規程」第 11 条の 2 で「学科・学年を問わず、1 年間に履修登録できる単位数の上限を 49 単位とし、それを超えての履修登録はできない」と定め、CAP 制を導入している【資料 3-2-12】。

一方で、GPA が高く、上限を超えても学修の質を保つことができると認められた学生に対し、GPA に応じて履修できる単位数が加算される。しかし、CAP 制の対象となる科目は「基礎科目」「専門基礎科目」「発展科目」「応用科目」「資格関連科目（子ども運動教育学科のみ）」としており、教職をはじめとする資格・免許取得に関連する科目はその対象外であることから、取得可能な資格・免許の種類が多い学科、あるいは資格・免許関連の科目が多く設定されている学年については 49 単位を超える履修登録者も存在する。これらの学生に対しては CAP 制対象科目も含め学修の質を担保できるよう資格等科目担当教員によるオリエンテーション等を通じて学修の助言を行い、クラス担任や卒業研究担当教員による学生の成績確認などを行っている。

## 3) シラバスの適切な整備

シラバスにおいて、全授業科目の授業計画を示し、週ごとに授業の「テーマ・内容」と「授業外学修」という項目を設けている。授業外学修を示すことによって、学修時間の確保だけでなく、単位制度の実質化に向けた具体的な改善方策としてより充実した学びへとつなげている。また、令和 5(2023)年度からは、シラバスにおいてルーブリックも明示しており、学生が目指すべき学修成果の水準を具体的に示し、特に複数教員が担当する科目においては評価の透明性と公平性を担保している。ルーブリックを明示することにより、学生自身が自分の学修状況を把握し、自己評価するための基準を持つことが可能となっている。各科目のシラバスは「教育改善企画運営委員会」の委員が「シラバス・ルーブリック作成の手引き」及び「シラバス・ルーブリック承認作業について」に基づき記載内容を点検し、修正が必要な場合は科目担当教員に改善を指示している。このようなチェック体

制を設けることによって、教育の質の向上につながる PDCA サイクルを構築している。なお、シラバスにはオフィスアワーや実務経験のある教員による授業科目について記載する項目も設けている【資料 3-2-13】【資料 3-2-14】【資料 3-2-15】。

#### 【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-2-9】 ホームページ「学士力基盤科目について」
- 【資料 3-2-10】 科目ナンバリング及びカリキュラムマップ
- 【資料 3-2-11】 カリキュラム・ツリー（履修系統図）
- 【資料 3-2-12】 CAP 制について（【資料 3-1-16】と同じ）
- 【資料 3-2-13】 シラバス「テーマ・内容」「ルーブリック」「授業外学修」「オフィスアワー」「実務経験の有無」
- 【資料 3-2-14】 シラバス・ルーブリック作成の手引き
- 【資料 3-2-15】 シラバス・ルーブリック承認作業について

#### <大学院>

大学院は、2 年コースにおいて学部教育との連携教育の強化を主眼とした教育課程を導入している。現在では、保健体育科教育、現代武道、スポーツマネジメント、スポーツコーチング、スポーツ情報戦略・マスメディア、トレーナー、運動・スポーツ栄養学、健康福祉及び子ども運動教育の 9 領域を設置し、領域における教育の充実に向けて開講科目の高度化を図る体制となっている点が個性・特色である【資料 3-2-16】。

2 年コースの授業科目は、コア科目及び領域科目に区分されているが、キャリア支援科目として「キャリアマネジメント演習」、選択科目として「スポーツ科学インターンシップ」のほか、学生自らがプログラムを開発し実践する内容が含まれた「スポーツ科学指導研究」など大学院生が主体的に取り組む一連の授業を設けている【資料 3-2-17】【資料 3-2-18】【資料 3-2-19】。2 年コースの大学院生には、修士論文が修了審査の対象となっている。

1 年コースの授業科目は、コア科目、領域ごとの必修科目及び共通科目から構成されている。1 年コースの大学院生には、修士論文に代え、実践的研究を通し自らの抱える課題を究明する「特定の課題に関する研究（リサーチ・ペーパー）」が修了審査の対象となっている。

なお、大学院は、履修登録単位数の上限設定を特に設けていない。

#### 【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-2-16】 大学院学則別表・授業科目（【資料 F-3】と同じ）
- 【資料 3-2-17】 シラバス「キャリアマネジメント演習」（【資料 2-3-11】と同じ）
- 【資料 3-2-18】 シラバス「スポーツ科学指導研究」
- 【資料 3-2-19】 スポーツ科学インターンシップ実習について（【資料 2-3-12】と同じ）

### 3-2-④ 教養教育の実施

#### <学部>

#### 1) 特色ある教養教育と外国語（英語）教育の不断の見直し

科学技術の著しい変革と一層のグローバル化を踏まえ、スポーツ科学の探求に向けた教養教育と外国語（英語）教育のあり方を絶えず検討し構築している【資料 3-2-20】。

平成 23(2011)年度入学生から対象としている教養教育の科目は、教育課程で「基礎科目」として開講している。「教養基礎科目」<初年次教育・情報処理・外国語（英語）・レポートや卒業研究作成に不可欠となる 5 つの技法を学ぶ科目>「教養展開科目」<人文・社会・自然科学の各分野の科目、本学独自の体育系大学としての教養科目>「海外文化科目」<英語・ドイツ語・中国語・韓国語・ロシア語・日本語（留学生対応）に関する科目>から成る。

これらの中で本学独自の取組みと言えるものが教養展開科目の「体育系大学の基礎教養」「仙台大学の専門教養演習Ⅰ～Ⅲ」である。いずれも体育系大学として、「実学と創意工夫」の建学の精神のもと、各競技種目等での実践を通したスポーツの意味と意義の幅広い考察によって「スポーツ・リテラシー」の獲得を目指す科目としている【資料 3-2-21】。

外国語（英語）教育では、「総合英語 A～D(含む外国語コミュニケーション)」を実用性の重視、集中と継続という考え方に基づいて、週 1 回 45 分の授業を 1 年次後期から 3 年次前期までの 2 年間にわたり全学生必修として実施し、外国語を継続して学ぶことにより、学力を高めることを目標としている。また、授業方法として、プレイスメントテストを実施し、学生を各々の能力に応じて 5 段階のグレードに分けたクラス（1 クラスは 20 人から 35 人程度）に配して授業を進めるという習熟度別・少人数の授業を行っている。さらに、学生の興味・関心に応じた授業内容とするため、スポーツ関連の題材をできるだけ多く取り入れた本学オリジナルのテキストを作成している。このテキストは、スポーツ関連の題材について令和 3(2021)年度後期に全面改訂を行い、オープンな教育リソースとしてホームページにも公開し、広く提供している【資料 3-2-22】【資料 3-2-23】。

## 2) 教養教育関係組織の位置づけと活動

教養教育部（事務組織は教務部：教育企画課）は平成 30(2018)年に教養教育科目「導入演習」「体育系大学の基礎教養」「学習基礎教養演習」「仙台大学の専門教養演習Ⅰ～Ⅲ」の内容の充実とクラス運営のマネジメントを徹底させるために教育企画部から独立設置した。「導入演習」「体育系大学の基礎教養」では教材開発と各クラスの教育方法の支援を行い、「学習基礎教養演習」では、担当教員の配置と教育方法の質的向上を意図した教員向け研修会を開催している【資料 3-2-24】【資料 3-2-25】。「仙台大学の専門教養演習Ⅰ～Ⅲ」は、各クラスが同一の教育内容を提供できるように令和 4(2022)年度よりモデル・シラバスを導入し、各クラスの均質化を図るとともに、教員の力量形成を促している【資料 3-2-26】。さらに令和 5(2023)年度よりセルフアセスメントシートと出席管理データを教育企画課が一括して把握し、学生が授業 1 回ごとに自らの学修の深まりを学修ポートフォリオとして可視化できる仕組みを整備している【資料 3-2-27】。

### 【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-20】 体育系大学としての「教養教育」の実施について

【資料 3-2-21】 シラバス「体育系大学の基礎教養」「仙台大学の専門教養演習Ⅰ～Ⅲ」

【資料 3-2-22】 総合英語 ABCD テキスト集（【資料 2-2-18】と同じ）



- 【資料 3-2-23】 オープンエデュケーション
- 【資料 3-2-24】 シラバス「学習基礎教養演習」
- 【資料 3-2-25】 「学習基礎教養演習」に関する教員研修会資料
- 【資料 3-2-26】 「仙台大学の専門教養演習」モデル・シラバス
- 【資料 3-2-27】 「仙台大学の専門教養演習」学修ポートフォリオ

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

<学部>

本学は、体系立てた教育課程の各科目の中でも特に「基礎科目」については、少人数指導を行い、学生と教員との距離が近い環境のもと、信頼関係がより一層構築できるよう工夫している。また、「専門基礎科目」「発展科目」「応用科目」についても、同一科目の授業を複数回実施するなど、適正人数による学修体制を敷いている。

教授内容や方法の工夫・開発を進めるための組織として、教育企画部に「教育改善企画運営委員会」を設置している。同委員会においては、教授方法等の改善のための教員向け研修会の実施などを行っている。また、全学生を対象に授業改善アンケートを実施し、授業担当教員にフィードバックしている。令和 5(2023)年度に実施した主な研修としては、4月に「新任教員のための FD セミナー」、9月に「授業改善 FD 研修会」、12月に「学生参加型 FD 研修会」等を開催した。このように学生の意見を聞きながら全学を挙げて新しい教授方法の採用など、授業内容のあり方について改善・工夫に取り組んでいる【資料 3-2-28】。また、令和元(2019)年度より、シラバスにアクティブ・ラーニングのキーワードである「課題解決型学習」「反転学習」「ディスカッション」「ディベート」「グループワーク」「プレゼンテーション」「実習」「フィールドワーク」の 8 項目を表示する覧を設け、学生が授業の実施方法を認識しやすくした。さらに、令和 5(2023)年度のシラバスより評価基準と学修到達レベルを示すルーブリックを掲載することで、学生が目指すべき方向性を理解し、授業の到達目標に向け学修を進められるようにした。

平成 28(2016)年度にはラーニングコモンズを設置し、学生たちの主体的な学びや活動を支援する場となっている。

また、令和 3(2021)年度からは、最新のアプリケーションを利用した実践型の授業にも取り組んでいる。具体的にはマーカーレス動作分析アプリケーションの「SPLYZA Motion (スプライザモーション)」を利用し、運動時の身体各部位の角度や速度の算出等について学び、学生自身の所属する部活動等でも実践している【資料 3-2-29】。令和 5(2023)年度からは、陸上競技場にスポーツ動作計測室〈令和 4(2022)年度私立学校施設整備費補助金に採択〉を新設し、授業でも疾走動作の分析及びデータのフィードバックを実施している【資料 3-2-30】【資料 3-2-31】。

#### 【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-2-28】 SUFD Report (過去 4 年間)
- 【資料 3-2-29】 SPLYZA Motion 関連資料
- 【資料 3-2-30】 スポーツ動作計測室構成図
- 【資料 3-2-31】 令和 4 年度私立学校施設整備費補助金 交付決定通知

<大学院>

各授業科目に「領域水準グレード」を付し、学生が主体的に学修編成を組めるように配慮している。さらにポートフォリオ学修を取り入れ、その成果を評価の対象にしている【資料 3-2-32】。

少数で開講する演習形式の授業では、教員・学生間の討議を通じた課題解決型講義をはじめ学生の能動的な学修を促す教育内容・方法を積極的に取り入れている。

専修免許状（保健体育及び養護教諭）を取得することを可能にする教育課程を編成し、諸資格と必要科目の対応については、学生便覧に記載している。

各授業科目における具体的な学修指導計画及び授業外の学修についてはシラバスに明記し、その中には、成績評価の方針及び方法についても記載している。

授業の改善を進めるための組織として、教務・学生係及び FD 活動推進係を設置している。同係においては、シラバスの整合性のチェックを行っている。令和 3(2021)年度より修士論文の指導科目を除く全科目で大学院生対象の授業改善アンケート調査を導入し実施している。アンケート調査結果を科目の担当教員にフィードバックを行い、次年度以降の授業改善に生かせるよう役立たせている【資料 3-2-33】。

**【エビデンス集・資料編】**

【資料 3-2-32】 ポートフォリオと学修成果報告書について

【資料 3-2-33】 大学院授業改善アンケート調査結果

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

<学部>

現在のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は確保されており、教育目的を踏まえて策定されているが、教育課程は多様化・複雑化する社会のニーズに 대응しているか、大学関係者のみならず、各方面の意見や評価を幅広く取り入れつつ、引き続き三つのポリシー見直しの必要性について「自己点検・評価運営委員会」で協議を行っていく。

全学横断的な教授方法の工夫や開発、改善を図るために「教育改善企画運営委員会」が、授業改善等について検討を引き続き実施していく。また、授業内容の改善等に当たっては、授業改善アンケートを継続して実施し、学生からの率直な評価や意見を含め集計・分析した結果を可能な限り「見える化」し、各種研修等を通じて多角的な視点から教授方法の改善を図っていく。

教授方法の工夫や改善を不断に行っていくことが教育の質保証において最も重要な要素であることを全教職員で共有し、具体的な成果が現れるよう研修会等の一層の充実と活性化を図っていく。

単位制度の実質化を保つために、授業時間外の課題設定等をシラバスで明示することを徹底するとともに、ラーニングコモンズの利用環境を整備する等、施設面での学修支援体制の充実を図っていく。令和 5(2023)年度には、学修支援体制の強化を目的とし、学内 Wi-Fi 環境を整備しており、今後、DX 時代に対応する人材を育成するため、ICT を活用した教

育の改善及び充実した学修環境の提供に努めていく。

CAP 制については、学生の学修状況の確認を適切に行うとともに、CAP の適用外科目についての履修指導により、学生が予習・受講・復習を確実にを行い知識・技術・技能を十分に身につけることができる範囲での履修に限定するなど、今後、その適切な運営に努める。

#### <大学院>

大学院では、教育課程の体系的編成、教授方法の工夫・開発において、PDCA サイクルを活用しながら改善・向上を進めていく。

また、修士論文及びリサーチ・ペーパーの審査体制を、教育の質をさらに高めるものとなるよう改善していく。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

##### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

##### <学部>

本学は、平成 30(2018)年度にアセスメント・ポリシー（学修成果の評価方針）を制定した【資料 3-3-1】。学部及び各学科の三つのポリシーを踏まえて「機関（大学）」「教育課程（学科）」「科目（授業）」の 3 段階のレベルにおいて教育成果及び学修成果について点検・評価を行っている【資料 3-3-2】。

#### 1) 科目（授業）レベルの検証

前期と後期の終了間際に授業改善アンケートを実施し、学生自身がルーブリックを用いて成績評価を行う項目を設定し、授業担当者と学生の評価の差異を検証している【資料 3-3-3】。また、教育企画部は毎年度、「成績評価の配分比率基準」を提示し、学生の単位取得状況、成績評価、GPA の状況について比較している。例えば「秀」の評価が基準よりも多い授業科目があれば、授業内容が大学生向けとして適切かを確認し、逆に「不可」の評価が多い場合は、学生が理解できる内容かを、授業担当者自身が点検している。この点検結果は、IR 部が全教員に作成を依頼する「前期振り返りと後期に向けて」及び「年度振り返りと次年度に向けて」に反映され、授業改善と教育の質の向上を目指している【資料 3-3-4】【資料 3-3-5】【資料 3-3-6】【資料 3-3-7】。

#### 2) 教育課程（学科）レベルの検証

科目ごとに点検した結果や、学位授与率、成績、免許・資格取得状況、卒業時アンケー

ト等の結果をもとに、学科ごとの分析と検証を行っている。その結果に基づいて、教育課程の効果や三つのポリシーの妥当性について点検を行っている。卒業時アンケートでは、学生の成長度や満足度に加えて、ディプロマ・ポリシーに設定された着眼点ごとに設問項目を設けている。その結果、全ての項目で肯定的な回答が9割程度を占めており、学生の学科での学びに対する高い評価が示されている【資料3-3-8】。

### 3) 機関（大学）レベルの検証

科目レベル及び教育課程レベルでの検証結果を踏まえ、「自己点検・評価運営委員会」が大学全体の教育成果及び学修成果を評価し、三つのポリシーの妥当性等について検証している【資料3-3-2】。

令和5(2023)年度以降（令和6(2024)年度実施）は、これまで個別に実施してきた以下の検証ツールを、アセスメント・ポリシーに加えて実施することとしている【資料3-3-9】【資料3-3-10】。

### 4) 英語の学修成果の検証

全学科で必修科目となっている「総合英語 A」「総合英語 B」「総合英語 C」「総合英語 D」は1年次後期から3年次前期まで開講している。1年次前期にプレイスメントテストを実施し、習熟度別にクラスを編成している。また、3年次後期にはポストテストを実施して英語の学修成果を検証しており、授業方法の改善や大学全体として英語教育の方針を考える際の検討材料としている。さらに、下位レベルのクラスほど成績の向上が顕著であり、レベルの底上げという観点では、十分な成果が得られていると考えている【資料3-3-11】。

### 5) 卒業生と就職先アンケートによる学修成果の検証

本学の卒業生が社会で求められる人材となっているか、また、企業が本学の卒業生に何を期待しているのかを把握するために、企業にアンケートを実施しており、これらの情報を集約・検証し、教職員で共有している【資料3-3-12】【資料3-3-13】。

## 【エビデンス集・資料編】

- 【資料3-3-1】 アセスメント・ポリシー（学修成果の評価方針）
- 【資料3-3-2】 令和4(2022)年度機関・教育課程・科目レベルの達成状況の検証資料
- 【資料3-3-3】 授業改善アンケート調査フォーム
- 【資料3-3-4】 科目レベルでの点検イメージ
- 【資料3-3-5】 成績評価の配分比率基準
- 【資料3-3-6】 前期振り返りと後期に向けて
- 【資料3-3-7】 年度振り返りと次年度に向けて
- 【資料3-3-8】 令和4年度「教育課程レベル」の学修成果の達成状況分析
- 【資料3-3-9】 アセスメント・ポリシー（学修成果の評価方針）改正資料
- 【資料3-3-10】 令和5年度からのアセスメントに関するスケジュール
- 【資料3-3-11】 英語の学修成果分析（令和5年度卒業生）

【資料 3-3-12】 卒業生アンケート概要報告

【資料 3-3-13】 就職先企業に対する大学教育の成果に関するアンケート調査結果

<大学院>

授業担当者は、ポートフォリオを活用して受講学生の学修状況を把握している【資料 3-3-14】。また、指導教員は、担当学生の成績や資格取得、就職状況を把握し、年度末の研究科会議で点検・評価している。

### 【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-14】 ポートフォリオと学修成果報告書について（【資料 3-2-32】と同じ）

## 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

<学部>

### 1) 教員への学修成果の点検・評価結果のフィードバック

アセスメント・ポリシーの点検・評価結果は、「自己点検・評価運営委員会」で承認を受けた後、学長から教授会に報告され、教職員に周知している。授業改善アンケートの集計結果も全教員に公表されており、教員はこのデータを全体平均や前年の結果と比較して授業改善に役立てている【資料 3-3-15】。この集計結果は、全教員を対象とする「前期振り返りと後期に向けて」及び「年度振り返りと次年度に向けて」にも反映され、教育の質の向上と質の保証につなげている。また、「前期振り返りと後期に向けて」及び「年度振り返りと次年度に向けて」は、授業担当者自身が科目レベルの点検の一環として行っていることから、ポータルサイトに掲出して共有を図っている。

学修状況調査の結果は、全教員を対象とした FD 研修会で共有され、授業改善に活用している。さらに、教員と学生が共に参加する FD 研修会も開催され、調査結果に基づいて学修状況をテーマに討論することで教員と学生のコミュニケーションを深めている。これにより、「学生の生の声」を教育内容や方法に生かしている【資料 3-3-16】。

### 2) 学生への学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学生が学修すべき内容とその学修到達レベルを示すためルーブリックを導入している【資料 3-3-17】。令和 5(2023)年度から、ルーブリックに基づく評価指標をシラバスに追加し、自己評価を行う項目も追加している。

さらに、卒業生に学修成果を可視化する取組みとして、令和 5(2023)年度から「学修の成果の指標」を卒業時に配付している【資料 3-3-18】。これは、就職活動の補助資料として提供していた「ディプロマ・サプリメント」を簡易化したもので、学生の学びの総括として配付している【資料 3-3-19】。

また、在学生に対しては、令和 5(2023)年 4 月からポータルサイトで学修成果等をレーダーチャートで閲覧できるように整備を行った【資料 3-3-20】。

これらの取組みにより、学修成果の点検・評価結果を学生にフィードバックし、教育内容や指導方法の改善に生かすことができている。

### 【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-3-15】 授業改善アンケート集計結果
- 【資料 3-3-16】 学修状況に関する調査報告
- 【資料 3-3-17】 シラバス（ルーブリック）
- 【資料 3-3-18】 学修成果の指標（卒業生配付）
- 【資料 3-3-19】 ディプロマ・サプリメント（就職活動）
- 【資料 3-3-20】 学修成果の可視化（ポータルサイト）

#### <大学院>

授業改善アンケート調査は、令和 2(2020)年度までは一部のコア科目だけで実施してきたが、令和 3(2021)年度からは修士論文の指導科目を除く全ての大学院の科目で導入している【資料 3-3-21】。アンケート調査結果は科目担当教員にフィードバックされ、次年度以降の授業改善に活用している。大学院では、教育内容・方法及び学修指導等の改善を段階的に進めている。

### 【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-3-21】 大学院授業改善アンケート調査結果（【資料 3-2-33】と同じ）

#### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

##### <学部>

今後も、三つのポリシーを踏まえながら、学生の学修状況調査、学生の授業出席状況及び成績の確認、授業改善アンケート、学生の資格取得調査、就職先の企業アンケートを実施し、教育目的の達成状況を的確に把握していく。各種アンケートの結果分析で得られた改善・修正点は、学生に最適な方法でフィードバックするとともに、教員側でも共有し、学修指導法等の改善に役立てていく。英語教育に関しては、学内メールシステムを利用し、授業ごとに出欠状況や確認テストの結果を学生とクラス担任教員に連絡する取組みを行っている。特に、単位取得に関わる欠席については累積状況に基づき警告を発し、高得点を獲得している学生には、賞賛メッセージを送る仕組みを導入している。今後も、PDCA サイクルを意識して取り組んでいく。

また、学修成果の点検・評価は、大学教育の質の向上に不可欠と認識している。「科目（授業）レベル」については、ルーブリックに基づく学生の自己評価及び成績分布等の検証を踏まえて改善を図っていく。また、「教育課程（学科）レベル」及び「機関（大学）レベル」については、学生の学修成果の把握と各種アンケート調査結果等の検証により改善を図るとともに、各レベルの検証結果をホームページで公表することも検討していく。

##### <大学院>

就職先企業等へのアンケート調査を通して、修了生に求められる能力や不足している点を明確にし、教育内容の改善と教育目標の達成を確認する仕組みを構築する。さらに、修了生の就業状況等についてフォローアップ調査を実施する。また、博士課程の進学先への

アンケート調査も行い、必要な教育内容の改善等に役立てていく。

大学院生へのアンケート調査の実施も含め、大学院生の能力や関心を把握して、大学院での指導改善と就職支援に努めていく。

### **【基準3の自己評価】**

#### **<学部>**

本学の教育目的に基づき、6 学科ごとにディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定・周知し、単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準等を定めて、厳正に適している。教授内容や方法の工夫により、教授方法の改善を進めるための組織体制を整備・運用している。

学修成果の点検・評価は、三つのポリシーに沿って行われ、その結果は教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックされている。

以上のとおり、定めたアセスメント・ポリシーに基づき、学生が主体的に学修できるよう学生の意見、客観的指標も反映しながら授業改善に取り組んでいる。また、学修成果の点検・評価を通じて、好循環を生み出すよう教職員が協力して進めている。

#### **<大学院>**

大学院では、教育目的に基づいてディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定・周知し、単位認定基準、成績評価基準、修了認定基準等を厳正に適用している。教育目的の達成状況については、点検・評価の仕組みを工夫しており、教育内容・方法及び学修指導の改善に向けて結果をフィードバックしている。

以上のことから、本学は「基準3. 教育課程」を満たしている。

#### **基準 4. 教員・職員**

##### **4-1. 教学マネジメントの機能性**

##### **4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**

##### **4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**

##### **4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性**

###### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

###### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### **4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**

本学は「教学組織に関する規程」において、大学の管理運営体制の組織及び責任と役割について定めている【資料 4-1-1】。学長のリーダーシップを確立するため、同規程第 11 条において「学校教育法第 93 条他、関係諸法規等が要請するところのリーダーシップを十分発揮し、説明責任に裏打ちされた大学の理念を率先遂行するとともに、大学の運営全般を統括する」と規定し、学長がリーダーシップを発揮するうえでの権限を明確化している。また、学長は、教授会で審議すべき必要事項を審議する「学内調整会議」、教育課程の改革・改正等の必要事項を審議する「教育課程検討委員会」及び諸規程の整備の推進等を含む自己点検・評価等の必要事項を審議する「自己点検・評価運営委員会」を主宰・統括するとともに、各教学組織の長にそれぞれ所管業務を分担させている【資料 4-1-2】。

大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長のリーダーシップを補完するために、副学長及び学長特別補佐を置き、学長の指示の下、所管業務を分担している【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】。さらに、学事顧問を置き、学長の諮問に応じ、総合的・専門的な立場から意見を述べており、学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制を強化している【資料 4-1-5】。

#### **【エビデンス集・資料編】**

【資料 4-1-1】 教学組織に関する規程（【資料 1-2-13】と同じ）

【資料 4-1-2】 委員会に関する規程（【資料 1-2-1】と同じ）

【資料 4-1-3】 副学長の担当職務

【資料 4-1-4】 学長特別補佐の担当職務

【資料 4-1-5】 学事顧問の職務内容

##### **4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**

教学マネジメントに必要な教学組織に関しては「教学組織に関する規程」において教学組織の種類・教員の所属・職位・運営組織及び会議体の役割等を定め、また、運営組織・会議体には下部組織として各種委員会を置き、権限の分散による組織間の相互牽制と各組織の責任の明確化を図り、適正な教学マネジメントの確保を図っている【資料 4-1-6】。具体的には、この教学組織の構築のため、大学運営への全員参加という学長方針を踏まえ、



全教員が教育・研究・社会貢献という大学の使命に係る担当業務を遂行することとしている。その際、全教職員を対象に、本学の教育・研究・社会貢献に係る認識と情報を共有する体制を整備している。各主要会議終了後には、学内メールを活用し所管部署が2週間以内に議事録を作成の上、IR課へ提出し、併せて、学長・副学長・IR部長にも報告することにより、議事の内容を確認している。このような形で教学マネジメントが適正に行われているか否かの事後点検が全学的にできる体制を整備している。また、これらの議事録についてはIR課で学内ポータルサイトに掲出し、教職員がいつでも閲覧できる環境としている。

さらに、教学マネジメント構築の際、学長と教授会等との相互牽制と、それをベースとしての大学の総意を踏まえた学長のリーダーシップの遂行を図るため、次の体系的なプロセスが整備されている。すなわち、「教授会運営規程」「大学院研究科会議運営規程」において、教授会及び研究科会議は、決定権者である学長に対して意見を述べる関係にあることを規定し、学校教育法の一部改正（平成27(2015)年4月1日施行）を踏まえ、学長と教授会及び研究科会議の役割や両者の関係性を明確にしている。また、教育研究に関する重要事項で教授会及び研究科会議の意見を聴くことが必要なものについては、同規程において学長があらかじめ別に定め、周知している【資料4-1-7】【資料4-1-8】。

また、学則等において「学長が定めるもの」に係る教育研究上の学長権限を「学長裁定事項」（＝学校教育法第93条第2項第3号）と表現し、「学長の求め」に係る学長権限を「学長指示事項」（＝学校教育法第93条第3項）と表現し、学長自身が定めることを担保している。その他、教授会からの意見聴取が不要な事項を「学長決定事項」としている【資料4-1-9】。

さらに、情報と認識の共有の観点から月2回開催される法人の常任理事会の概要を「常任理事会情報」として学長から全教職員にEメールで配信している。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料4-1-6】 令和6年度委員会等構成表（【資料1-2-15】と同じ）

【資料4-1-7】 教授会運営規程

【資料4-1-8】 研究科会議運営規程

【資料4-1-9】 学長のガバナンス及び学内規程における「学長権限」の記載方法の基準

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学マネジメント遂行に当たり、教職協働の認識のもと職員の適正配置と役割の明確化を図るため、「学校法人朴沢学園事務組織規程」において職員の組織・職制及び事務分掌を明確に定め、各事務部門が果たす役割の明確化を通じ、職員が使命・目的及び教育目的達成のために円滑に事務をつかさどることができるようにすることで、教学マネジメントの機能性を確保している【資料4-1-10】。

令和3(2021)年度には、業務内容の可視化と部署ごとの役割、業務分掌や属人的な業務の整理を通じて、業務間連携が最適に行える事務組織とすべく、外部のコンサルティング会社の助言のもと、事務組織再編を行った。その後も全職員へのアンケートをとり、再編の効果検証を行うとともに、適材適所の人的配置を目指した人事異動及び若手職員の採用

**に努め、令和 6(2024)年度には、若手職員 5 人の新規採用を含め専任職員 78 人、非常勤職員 40 人の体制とし、各事務部門に配置している。**

加えて、教学マネジメントの機能強化のため、以下の対応を導入整備している。

第 1 には、平成 19(2007)年度の学校教育法改正に伴い、助手の見直しが行われ、助教（主として教育研究を行うことを職務とし、将来の大学教員や研究者になることが期待される者）と助手（教育研究を補助することを主たる職務とする者）に区分されたが、本学では従来の助手の職位概念をベースに、学校教育法上の助手とは異なる教員と職員をつなぐ本学独自の職位として「新助手」を設置した。令和 6(2024)年度は、本学の卒業生を中心に 29 人が「新助手」として、教育活動を間接的に補助する業務等に従事している。

第 2 に、平成 30(2018)年度において、新助手制度の一部見直しを行い、「ATC(Athletic Trainer Certified)」「CSCS (Certified Strength&Conditioning Specialist)」などスポーツ界での専門的機能に係る先鋭的・先進的分野の開拓や研究及び実践を主たる業務とし、各分野の専門的資格を保有する人材を学校教育法上の助手として任用することに改め、令和 6(2024)年度には 11 人がこれらの業務に従事している。

第 3 には、教員と職員の協働を実践するための教員組織と事務組織との間で連携体制を構築しており、各委員会等には、担当事務部門の責任者（部長等）及び関係職員が協議に参加している。

第 4 に、事務局長による統括総合調整の下、本学の実質的な業務の責任者である各部長が、関連部署と協議・連携を密に行いながら、事業計画や事務組織等の長の年度業務目標及び予算に基づいて業務を執行している。また、事務部門の「部長会議」を定期的に開催し、法人の常任理事会の概要を伝えるとともに、大学運営の状況に関する情報の共有化と目標に対する意識の共有を図り、教職協働の取組みを推進している【資料 4-1-11】【資料 4-1-12】。

第 5 に、職員の採用・昇任は「学校法人朴沢学園事務職員等採用・昇任に関する規程」に基づき、適切に行っている【資料 4-1-13】。個々の職能に鑑みた適材適所の配置を行うほか、新規採用者に対する研修会、外部機関主催の研修会への参加を促すなど、職員のキャリアアップに努めながら教学マネジメント機能の強化に取り組んでいる【資料 4-1-14】。

### 【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-10】 学校法人朴沢学園事務組織規程

【資料 4-1-11】 令和 6 年度事業計画（【資料 F-6】と同じ）

【資料 4-1-12】 教学組織・事務組織等の長の年度業務目標

【資料 4-1-13】 学校法人朴沢学園事務職員等採用・昇任に関する規程

【資料 4-1-14】 新規任用事務職員初任者研修次第

### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

教学マネジメントの改善向上には、学長のリーダーシップ発揮が不可欠である。そのため、令和 6(2024)年には新たに「学長特別補佐」を置くこととし、3 人の副学長による学長補佐体制を強化するとともに、学長の主宰統括する各種会議体とその所管事務を担う各教学組織の活性化、教学組織を支える事務組織の事務能力の向上に努めている。同時に学

長の担う重要事項を審議する教授会の適正な牽制機能の確保も重要であることから、教員に対する各種情報の提供にも積極的に取り組んでいく。

今後も学長のリーダーシップの下、教職協働を意識した教学マネジメント体制を維持・発展させるとともに、高等教育政策の動向や学内の状況を踏まえて、組織体制や人材配置の充実に努め、SDの推進による人材育成などを通し、教学マネジメントの機能性を高めていく。

#### 4-2. 教員の配置・職能開発等

##### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

##### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

###### (1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

###### (2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の採用は、公募制を原則とし、ホームページ上における採用情報の掲載、公益社団法人全国大学体育連合及び国立研究開発法人科学技術振興機構（JREC-IN Portal）の求人情報サイトの活用等により、広く人材を募りながら、採用している。

教員の昇任については、「専任教員の職位再任・昇任手続き等に関する要綱」で、昇任とともに所定様式による教員の意思表示としての申請を行うよう定めている。申請があった場合、常任理事会において、所定事項につき、教員が所定様式により報告する内容等について審査することとしている。昇任に関する基本理念を踏まえ、特に、昇任後に大学貢献の観点から実施を強く求められる事項（実施依頼事項）についての説明を求め、説明内容の確認を行った上で、審査に当たっている【資料4-2-1】【資料4-2-2】【資料4-2-3】。その際、常任理事会においては、現下の大学教育を取巻く環境、社会の動向を踏まえた審査を行うこととしている。教育基本法における教育・研究・社会貢献という大学に求められる点を踏まえ、従来の研究に関する実績に加え、これを偏重することなく、教育を主体に教学マネジメントの機能性の確保のための大学運営、そして社会貢献等に関する実績についても対等に評価し、昇任を決定している。

特に、教育については、文部科学省が実施している教員FD実態調査における調査項目を、大学運営については、同じく教育改善実態状況調査における調査項目を所定事項に盛り込んでいる。研究実績については、従来の審査基準の考え方を原則として踏襲している。その教育・研究に係る職位基準は、学校教育法の定めと同一として厳格に取り組み、教員の確保と配置を行っている。

学位の種類及び分野に応じた専任教員の確保については、【表4-2-1】のとおり、各学科で大学設置基準上の必要人数を上回っている。

なお、専任教員1人当たりの在籍学生数は、全体の平均で約23.1人である。また、開講授業科目の担当者の専任比率は、令和6(2024)年度において88.8%になっている。

【表4-2-1】 学部・学科の専任教員数及び教授数 (単位：人)

学部・学科		専任教員数	設置基準上必要専任教員数	教授数	設置基準上必要専任教授数
体育学部	体育学科	43	15	17	8
	健康福祉学科	18	9	11	5
	スポーツ栄養学科	13	9	5	5
	スポーツ情報 マスメディア学科	14	8	8	4
	現代武道学科	11	8	7	4
	子ども運動教育学科	10	8	6	4
(大学全体の収容定員に応じた教員数)		—	25	—	13
大学全体		109	82	54	43

大学院スポーツ科学研究科の専任教員については、学部教育との連続性・整合性及び専攻分野に配慮し、大学院設置基準第8条第3項の定めにより教育研究上支障が生じないという前提で、相応の教育研究業績のある体育学部の専任教員が兼担している。研究指導教員及び研究指導補助教員は、【表4-2-2】のとおり、大学院設置基準上の必要専任教員数を満たしている。

【表4-2-2】 研究科の専任教員数 (単位：人)

研究科	専任教員数		設置基準上必要専任教員数	
	研究指導教員 (うち教授)	研究指導 補助教員	研究指導教員 (うち教授)	研究指導 補助教員
スポーツ科学研究科	14 (13)	35	4 (3)	4

### 【エビデンス集・資料編】

【資料4-2-1】 再任・昇任に際し求められる研究実績の基準

【資料4-2-2】 再任・昇任申請の検討・審査に際しての評価項目等

【資料4-2-3】 専任教員の職位再任・昇任手続等に関する要綱

### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD活動については、「教育改善企画運営委員会」が中心となり、学生にとって分かりやすい授業、教室で主体的に学べるアクティブ・ラーニング、思考力・創造力を養う教育、学期を通じて計画的・体系的に学べる教育等を行うべく、全学的な教育内容・方法等の改善の取組みを行っている。具体的には、「授業改善アンケート」「FD研修会」「シラバス・ルーブリック作成の支援」を実施し、また、FD活動の情報発信として「SUFD Report」の発行を行い、教員の資質・能力の向上と授業改善に努めている【資料4-2-4】。

### 1) 授業改善アンケートの実施とベストティーチャーズ賞の導入

授業の改善や教育内容・教授方法の改善を図るために、全ての授業科目を対象に授業改善アンケートを受講学生全員に実施している。また、本学独自の「授業改善アンケート活用フォーム」を用いて、集計結果を基に各教員が担当科目の評価と全科目の平均等との比較ができるようになっている【資料 4-2-5】。また、授業改善アンケートの結果から評価が高かった教員に対する「ベストティーチャーズ賞」といった表彰制度を導入し、教員の意欲向上や教育力向上への意識啓発を図っている【資料 4-2-6】。

### 2) FD 研修会の実施

令和 5(2023)年度の FD 研修会の実施状況は、【表 4-2-3】のとおりである。

【表 4-2-3】 FD 研修会の実施状況

No	日付	内容
1	令和 5 年 4 月 4 日	新任教員のための FD セミナー
2	令和 5 年 9 月 19 日	学修状況に関する調査報告
3	令和 5 年 9 月 19 日	授業改善 FD 研修会
4	令和 5 年 12 月 12 日	学生参加型 FD 研修会

### 3) シラバス作成の支援

「教育改善企画運営委員会」で毎年、次年度の様式や記載内容の項目について検討し、統一様式により、全ての開講科目について作成を支援している。学生にとってより分かりやすいシラバスにするため、教員にシラバス作成の手引きを配付している【資料 4-2-7】。また、シラバスはホームページに掲載し、ステークホルダーにも広く公開している。

### 4) ルーブリックの設定

評価の観点を可視化するため、令和元(2019)年度から全ての科目にルーブリックを設定している。令和 5(2023)年度からは、学修成果を把握しやすくするとともに、自己評価を促すために、評価項目を 3 段階から成績評価基準と同様の 5 段階に変更した。

この変更を行う際、「教育改善企画運営委員会」は授業形態ごとに「コモン・ルーブリック」を作成し、統一した評価の観点を設けた【資料 4-2-8】。

### 5) FD 活動の広報・周知

FD 活動の内容を学内外に周知するために、FD の広報冊子「SUFDF Report」を年に 1 度発行しているほか、ホームページで活動の内容を紹介している。また、学内外において開催されている研修会についての情報提供も行っており、E メールやポスター等で届いた開催案内を教員向けに整理し、関係している教員を対象に E メール等で周知している。

### 【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-4】 SUFD Report (過去 4 年間) (【資料 3-2-28】と同じ)

【資料 4-2-5】 授業改善アンケート集計結果の比較検討シート

【資料 4-2-6】 授業改善アンケートにおける高評価授業の表彰について

【資料 4-2-7】 シラバス・ルーブリック作成の手引き (【資料 3-2-14】と同じ)

【資料 4-2-8】 コモン・ルーブリック

### (3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

今後も、本学の教育目的及び教育課程に即した専任教員の確保と学生にとって分かりやすい授業、主体的に学べるアクティブ・ラーニング、思考力・創造力を養う教育、計画的・体系的に学べる教育等の展開を可能とする教員の配置の工夫を行うとともに、体育・スポーツ及び健康分野・各養成施設に係る分野等の動向を踏まえ、それに沿った教員の組織づくりを進めていく。

さらに、教育内容の充実を目的として、教員の資質・能力の向上と教授方法の工夫や開発を図るために FD 活動を継続するとともに、教育成果の可視化を一層推進することで、教育の質の向上に努めていく。

## 4-3. 職員の研修

### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

#### (1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

#### (2) 4-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学職員としての大学運営能力の向上と、常に高等教育への関心と問題意識を持ち続け、積極的な改善提案ができる人材を養成するために、各種研修会への参加を推奨している。文部科学省・日本私立学校振興共済事業団・日本私立大学協会等が主催する機能別研修会には、大学運営に携わる職員が参加し、教学組織のマネジメントの機能性の確保のための大学運営に必要な資質の向上を図っている【資料 4-3-1】。

法人は、毎年度、法人・大学・高校合同の SD 研修会【表 4-3-1】及び新規任用事務職員初任者研修を開催している【資料 4-3-2】【資料 4-3-3】。

【表 4-3-1】 法人・大学・高校合同の SD 研修会

年 度	講演内容等
令和 2 年度	演題：「テクノロジー×教育・医療・健康」 講師：仙台大学准教授 白幡恭子氏
令和 3 年度	演題：「新学習指導要領と ICT 活用について」 講師：宮城県総合教育センター 情報教育班主幹 山下学氏

令和4年度	演題：「DX・ウィズコロナ・ウクライナ ～パラダイムシフトに対応できる人材とは～」 講師：一般社団法人 仙台経済同友会専務理事 川嶋輝彦氏
令和5年度	演題：「ICT 活用のためのリテラシー向上に関する検討委員会の議論から大学における ICT の活用を考える」 講師：仙台大学教授 齋藤長行氏

また、平成16(2004)年度より、法人が学業経費を一部負担し、30歳前後の若手職員を計画的に桜美林大学大学院（大学アドミニストレーション実践研究学位プログラム（通信教育課程））へ進学させ、高等教育に関してより専門的な知識を修得するとともに、職員としての資質の向上を図っている。同大学院修了者については、積極的に部長・課長等の管理職に登用し、大学院で修得した知識や知見を現場に生かせるよう努めている。なお、令和5(2023)年度までに同大学院を19人が修了している【資料4-3-4】。

さらに、職員研修の一環として、日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という。）の「研修員受入制度」を活用し、不定期ではあるが、職員を年間単位で派遣し、高等教育に係る法令等や大学運営等に関する知識修得の機会を提供している。これまでに同制度を4人が修了している。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料4-3-1】各種研修会への参加状況一覧

【資料4-3-2】法人・大学・高校合同SD研修会次第

【資料4-3-3】新規任用事務職員初任者研修次第（【資料4-1-14】と同じ）

【資料4-3-4】桜美林大学大学院（通信教育課程）修了生修士論文題目一覧

#### (3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

大学運営に関わる職員の資質・能力向上の機会と教育支援を図る体制が構築できていることから、本体制を活用しさらに職員の資質・能力の向上を図る。特に、高等教育を取巻く環境に焦点を合わせた大学運営等に関するSD活動を継続的に行うとともに、オンラインも有効活用しながら各種研修会へ積極的に参加させることにより職員の資質、能力の向上に努めていく。併せて、組織の点検・見直しを継続的に行うとともに、職員の資質・能力及び力量の向上を目指したSD研修を活性化させ、教職協働体制による大学運営に取り組んでいく。

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

###### (1) 4-4の自己判定

基準項目4-4を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

全ての専任教員に研究室が用意され、研究用の設備・装置も順次整備している。

大学運営のための業務も、特定の教員に偏ることがないように配慮し、各教員の担当業務を定めている。

また、専任教員への研究支援は、文部科学省・日本学術振興会・その他各助成団体等からの研究助成に関する情報収集と学内への伝達、補助金等の申請手続き、科学研究費助成事業等のコンプライアンスの遵守に関する研修会やセミナーの開催等を行っている。また、公的研究費の適正な運営・管理の遂行ができるように「公的研究費管理推進委員会」を設置している【資料 4-4-1】。さらに、教育研究活動の内容が倫理的配慮又は個人情報の保護を必要とする場合、その実施の適否について審査することを目的として「倫理審査会」を設置している【資料 4-4-2】。加えて、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18(2006)年 6 月・文部科学省）」に基づき、その遵守及び動物実験等の適正な運営管理のため「動物実験委員会」を設置している【資料 4-4-3】【資料 4-4-4】【資料 4-4-5】。

研究活動の活性化と本学関係教職員の研究成果の発信を目的として「仙台大学紀要」を年 2 回発刊している。令和 5(2023)年度までに 55 巻【表 4-4-1】発刊されており、その編集作業は、「紀要編集委員会」が担い、博士号の学位を有する教員が査読を担当している【資料 4-4-6】。また、年 1 回「研究計画に基づく研究費研究成果発表会」を開催し、研究成果の発表を通じて教員相互の研鑽に努めている【資料 4-4-7】。

さらに、情報関係の研究収録としてスポーツ情報マスメディア学科の機関紙「メディア情報科学研究」を令和 4(2022)年 12 月に発刊、令和 6(2024)年 3 月には教職関係の研究収録である「教職支援センタージャーナル」を発刊し、体育・スポーツ以外の研究成果の発信にも努めている【資料 4-4-8】【資料 4-4-9】。

【表 4-4-1】 仙台大学紀要における掲載論文数 (単位：件)

年度	巻	1号	2号	計
令和 2 年度	52	6	6	12
令和 3 年度	53	5	7	12
令和 4 年度	54	2	7	9
令和 5 年度	55	2	4	6

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-1】 公的研究費管理推進委員会規程

【資料 4-4-2】 倫理審査会規程

【資料 4-4-3】 動物実験等に関する規程

【資料 4-4-4】 動物実験に関する自己点検・評価報告書

【資料 4-4-5】 動物実験委員会名簿

【資料 4-4-6】 紀要投稿規程

【資料 4-4-7】 研究計画に基づく研究費研究成果発表会資料



【資料 4-4-8】メディア情報科学研究

【資料 4-4-9】教職支援センタージャーナル

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）〈平成 26(2014)年 2 月 18 日改正・文部科学省〉」の概要に基づき、「公的研究費の管理・監査に関する実施基準」を作成し、コンプライアンス教育の推進を含め公的研究費の適正な使用と研究業務の管理に関する必要な事項を定めるとともに、公的研究費による研究活動の支援体制を構築している【資料 4-4-10】【資料 4-4-11】。また、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン〈平成 26(2014)年 8 月 26 日・文部科学省〉」に基づき、「研究活動上の不正行為防止に関する取扱要領」を作成し、研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上を図っている【資料 4-4-12】。

平成 26(2014)年度より、学内の「公的研究費管理推進委員会」は、所属する全ての専任教員及び関係職員を対象に「コンプライアンス教育」及び「研究倫理教育」に関する研修を定期的に行っている【資料 4-4-13】【資料 4-4-14】。

「公的研究費管理推進委員会」においては、平成 29(2017)年度より学内の教員が研究倫理に関し、各種機関が開催する研修会等の参加による学修だけではなく、時間と場所を選ばずに学修できる「研究倫理教育教材・研究倫理 e ラーニングコース [eL CoRE]」（日本学術振興会提供）などのシステムの活用も積極的に推奨している。また、健全な研究活動の推進に向けて、「教育研究活動の内容が倫理的配慮もしくは個人情報保護を必要とする場合に、その実施の適否について審査すること」を目的に「倫理審査会」を設置している【資料 4-4-15】。「倫理審査会」への過去 4 年間の申請件数及び承認件数は、【表 4-4-2】のとおりである。

【表 4-4-2】倫理審査の申請件数及び承認件数（過去 4 年間）（単位：件）

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
申請件数	61	29	28	52
承認件数	61	27	28	40

※ 条件付承認を含む。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-10】公的研究費の管理・監査に関する実施基準

【資料 4-4-11】公募型公的研究資金の運営・管理大綱

【資料 4-4-12】研究活動上の不正行為防止に関する取扱要領

【資料 4-4-13】「コンプライアンス教育」「研究倫理教育」に関する研修資料

【資料 4-4-14】公的研究費管理推進委員会規程（【資料 4-4-1】と同じ）

【資料 4-4-15】倫理審査会規程（【資料 4-4-2】と同じ）

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

各年度、全ての専任教員に対して個人研究費を予算化しており、令和 6(2024)年度は年

額 15 万円である。また、授業の実施に係る費用については、担当授業科目数・受講者数・授業形態等に応じて、上記の研究費とは別に教育費を全専任教員に予算化している。

大学独自の研究資金として「研究計画に基づく研究費」を設けている【資料 4-4-16】。この研究費は「本学教員の学術研究への取組みを支援し、大学教員としての資質の向上を図るとともに、文部科学省科学研究費助成事業等の外部競争的研究資金の獲得につながる創造性・発展性のある研究への助成」であり、併せて「若手研究者の研究活動を奨励・支援するための研究助成」という性格も有している【資料 4-4-17】。本研究費は、平成 6(1994)年度から予算編成を開始し、平成 26(2014)年 6 月から従来の内容を基本としながら必要事項等を規程化し、一部改正がなされ現在運用している。なお、研究種目として、「基礎研究」と平成 27(2015)年度申請から新たに「奨励研究」の研究種目を設定している【表 4-4-3】。また、教員からの新規申請に対しての予算交付額については、学長・副学長等で構成されている審査委員会で本研究費審査基準に基づき、厳正に審議のうえ、決定している【資料 4-4-18】【資料 4-4-19】。継続研究についても、研究の進捗状況及び経費執行状況等を審査することとしている【表 4-4-4】。また、建学の精神である「実学と創意工夫」の観点から、身体活動を軸とする体育学部としての広い人材育成領域に係る新しい知見の収集分析と教育活動への反映、教員やグループの教育改革、学修環境の整備、教育・事業運営に関する研究、社会貢献活動の推進等に対する研究支援を目的とした本学独自の制度である「CER(Creative Education & Research Plan in SU)」（教育研究の深化及び質の向上に資する計画）を平成 29(2017)年度から導入しており、令和 6(2024)年度は 20 件の計画を採択した【資料 4-4-20】【資料 4-4-21】。

これらの研究費や教育費等の各種予算の適切・適正な使用を目的に本学独自に作成している「研究費教育費ハンドブック」を全専任教員に配付し、それに基づいて執行している【資料 4-4-22】。

【表 4-4-3】「研究計画に基づく研究費」申請件数（新規・継続）（単位：件）

年 度	基礎研究	奨励研究
令和 2 年度	10	2
令和 3 年度	4	4
令和 4 年度	4	3
令和 5 年度	3	4

【表 4-4-4】「研究計画に基づく研究費」予算額（新規・継続）（単位：千円）

年 度	基礎研究	奨励研究
令和 2 年度	4,545	466
令和 3 年度	1,218	1,422
令和 4 年度	2,752	1,855
令和 5 年度	397	1,437

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-4-16】 研究計画に基づく研究費に関する規程
- 【資料 4-4-17】 研究計画に基づく研究費申請一覧（過去 4 年間）
- 【資料 4-4-18】 「科学研究費補助金」取扱要領
- 【資料 4-4-19】 科学研究費（間接経費）の執行に関する規程
- 【資料 4-4-20】 CER 申請要領
- 【資料 4-4-21】 CER 事業一覧（過去 4 年間）
- 【資料 4-4-22】 研究費教育費ハンドブック

### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究支援については、外部競争的研究資金の獲得をベースに拡充を図ることを基本に据えて今後も対応していく。まず、他の外部競争的研究資金の獲得につなげるべく、本学独自の「研究計画に基づく研究費」の運用方法の改善を図り、研究動向を踏まえた研究支援体制の構築、研究力向上のための若手教員の学位取得支援等の研究環境整備等に積極的に取り組む。

### 【基準 4 の自己評価】

教学マネジメントの機能性の確保という点から、大学の意思決定や教学マネジメントにおいて学長がリーダーシップを発揮するうえで求められる権限の分散と責任の明確化及び情報と認識の共有、それらをベースとする教学マネジメント体制の整備、学長を補佐する体制の強化が図られている。

教員の適正な配置については、「専任教員の職位再任・昇任手続き等に関する要綱」等の規程に基づき適切な基準・手続きにより実施し、専任教員数及び教授数も大学設置基準及び大学院設置基準を満たす形で配置している。また、教員の職能開発等についても、「教育改善企画運営委員会」を設置し、FD 及び SD 研修等により教職員の資質・能力向上への取組みを組織的に行っている。

研究支援に関しては、本学独自の研究支援体制を整備し、これを通じた今後の科学研究費補助金の獲得に向けた研究環境の整備が行われている。また、研究倫理に従って研究を進める体制も整えられている。

以上のことから、本学は「基準 4. 教員・職員」を満たしている。

## **基準 5. 経営・管理と財務**

### **5-1. 経営の規律と誠実性**

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

#### **5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮**

##### (1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

学校法人朴沢学園（以下「法人」という。）は、仙台大学（以下「大学」という。）及び仙台大学附属明成高等学校（以下「高校」という。）を設置している。

「学校法人朴沢学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第3条に法人の目的を規定している。「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、創意工夫をもって実学を志し、地域社会や国際社会で十分活動できる智識と技能を鍛えた心身共に健康な人材を育成すること」と規定し、この中で法令の遵守を明確に定めている【資料 5-1-1】。寄附行為のものと、法人の経営、教育機関の運営に当たっては、教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係法規を遵守し、適正かつ的確に運営されている。

組織倫理に関しては、「学校法人朴沢学園船岡地区就業規則」「学校法人朴沢学園における公益通報等に関する規程」及び「懲戒処分のガイドライン」などを定め、役職員による法令違反又は不正行為を防止し、適正かつ公正な業務運営を行っている【資料 5-1-2】【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】。また、研究倫理に関しては、「倫理審査会規程」及び「ヒトを対象とした研究倫理規程」等を定め、本学において教職員が実施するヒトを対象とした研究及び測定に関して「倫理審査会」において、人間の尊厳と人権を重んじ、社会的及び倫理的な観点から実施計画の内容を事前に審査する体制を整備し、研究活動が信頼性と公正性を確保して、誠実に行われるよう努めている【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】。

なお、寄附行為をはじめとする関係規程は、法令の改正、新しい制度の導入等の機会を捉え不断の見直しを行い、必要に応じ、改正を行っている。

### **【エビデンス集・資料編】**

【資料 5-1-1】 寄附行為（第3条）（【資料 F-1】と同じ）

【資料 5-1-2】 学校法人朴沢学園船岡地区就業規則

【資料 5-1-3】 学校法人朴沢学園における公益通報等に関する規程

【資料 5-1-4】 懲戒処分ガイドライン

【資料 5-1-5】 倫理審査会規程（【資料 4-4-2】と同じ）

【資料 5-1-6】 ヒトを対象とした研究倫理規程

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

法人は、寄附行為に基づき、業務の最高意思決定機関として理事会を、業務に関する重要事項等について諮問するための機関として評議員会を置いている。また、理事の業務執

行を監査する機関として監事を置いている。

理事会は、法人の使命・目的実現のための基本の方策等について審議するとともに、理事会から委任を受けた業務執行理事がこれらの実現に向けた取組みを行う上で必要な法人の業務に関する事項等を決定し執行している。

評議員会は、理事長からの諮問を受け、必要に応じ、的確な意見を述べている。

法人には、「学校法人朴沢学園寄附行為施行規則」（以下「寄附行為施行規則」という。）第7条の規定により、常任理事会が設置されている。構成員には学長が含まれており、学長特別補佐、事務局長も陪席している。法人の運営方針や経営状況は学長、学長特別補佐及び事務局長を通じて、随時、教学部門等に伝達している【資料 5-1-7】。一方、教学部門での教育内容や学生支援等の取組みに関する情報を、執行役員や関係職員に発信する場にもなっており、常任理事会は大学・高校の運営に関し、理事会と教学組織との意思疎通を図るためのツールとしての役割も担っている【資料 5-1-8】。

理事長には、寄附行為第19条及び同施行規則第6条の規定により、法令及び寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項や法人の業務に関する重要事項以外の業務（以下「日常業務」という。）の決定を、理事会から包括的に委任されている。このように理事長がリーダーシップを発揮するための内部統制環境は整えられており、使命・目的の実現へ向けた取組みが行われている【資料 5-1-9】。

また、副学長を複数人体制とするとともに学長特別補佐を置き、学長のサポート体制を強化し、学長、副学長、各管理運営機関が一丸となり、大学及び大学院の使命・目的の実現に向けて、不断の改善に努めている。

### 【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-7】 寄附行為施行規則（第6条、第7条）（【資料 F-1】と同じ）

【資料 5-1-8】 常任理事会開催要領

【資料 5-1-9】 寄附行為（第19条）（【資料 F-1】と同じ）

## 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

### 1) 環境保全への配慮

地球環境保全に配慮した省エネルギーへの取組事例として、平成25(2013)年度に整備した「震災復興記念プール」があり、室内温水式で25m×8コースの施設は、屋上屋根に太陽光発電システムを設置することにより学内の省エネルギー化に寄与しており、プール入口の電光板には発電量等を表示させ「見える化」する工夫もしている。また、毎年5月から10月までを「クールビズ期間」とし、体育館も含めた建物の室内温度を環境省が推奨する「夏28度、冬20度」となるよう消費電力を意識しながら空調設定温度を集中管理しているほか、陸上競技場は平成26(2014)年度に、野球場は令和2(2020)年度に、第二体育館は令和4(2022)年度に照明を全てLEDに切り替えた【資料 5-1-10】。

廃棄物については、粗大ゴミの分解・切断、ペットボトル等の再資源化など減量化に努めながら、学内通達文書等のEメール発信、教授会資料等のペーパーレス化、処分される紙の裏面を再利用する等、ペーパーレスへの取組みを強化している。

## 2) 人権への配慮

「学校法人朴沢学園個人情報管理基本規程」「学校法人朴沢学園におけるハラスメントの防止等に関する規程」及び「学校法人朴沢学園における公益通報等に関する規程」を制定し、教職員一人ひとりに高い倫理観の醸成と責任ある行動を促しており、「セクハラ」にとどまらず「アカハラ」「パワハラ」「マタハラ」も想定し、学長から折に触れて教授会において注意喚起をしながら、ハラスメントの未然防止等に努めている【資料 5-1-11】【資料 5-1-12】【資料 5-1-13】。

また、学生支援センターでは、聴覚障害のある学生に対する「ノートテイク支援」や多様な背景を持った学生に対する「合理的配慮の検討・支援」を実践しているほか、外国人留学生に対してはインターナショナル・ラーニングサポート・グループが各種支援に当たっている。

## 3) 安全への配慮

学内外のさまざまな危機に対応するため「危機管理に関する指針・個別マニュアル」を制定し、教職員にマニュアルの周知徹底を図り、有事の際に学生等の安全を確保できるよう体制を整備している【資料 5-1-14】。自然災害時の対応に加え、令和 3(2021)年度には飲酒、薬物、SNS、性感染症などについての注意喚起を網羅した「学生生活は危険がいっぱい」を作成し、毎年 4 月、危機管理の啓蒙資料として新入生に案内している【資料 5-1-15】。

また、大地震等の災害発生時の安否確認や学生生活における重要な情報を携帯電話の E メールを利用して提供する「携帯緊急メールシステム」を導入し、毎年度運用訓練を実施している。消防訓練及び避難訓練は、年 1 回、教職員対象に行っており、令和 6(2024)年 4 月には大地震が発生したという想定のもと、新入生を参加させて避難訓練を実施した【資料 5-1-16】。構内の各教室等には避難経路を表示し、守衛室には災害時優先電話を設置するとともに非常用飲料水・非常食・簡易防寒防水ブランケット等を常備している【資料 5-1-17】。また、防災士の資格取得のための講習会を令和 6(2024)年 2 月に開催し、一般参加者も含め 59 人が資格を取得した。

体育系大学は他大学に比べ高度な身体活動が広い敷地等で各々行われることから、AED（自動体外式除細動器）を漕艇部寮、サッカー・ラグビー場、第二グラウンド、川平キャンパス等を含め大学関係施設に 10 台（うち持ち運び用 1 台）を配置している【資料 5-1-18】。

令和 4(2022)年度から、スポーツ局の取組みの一環として、スポーツの安全安心に関する講習会（脳震盪、熱中症、AED 等）を柴田消防署とタイアップしながら、教職員・学生を対象に開催している【資料 5-1-19】。

平成 30(2018)年から、地域安全への配慮として「ながら見守り隊」を結成し、大河原警察署からの委嘱扱いで在学生約 2,500 人が防犯意識を持って日常生活をしながら地域の子どもの登下校時間帯等を見守り、異変に気付いた時は同署へ通報する取組みを継続している【資料 5-1-20】。

健康管理センターでは毎年、前年を上回る暑さが懸念される中、学生及び教職員を対象に熱中症予防対策に資する効果的な情報発信として、日本気象協会が発表する暑さ指数や予想最高気温等を「熱中症予防情報」として E メールを配信し、日常生活及び運動に関する具体的な指針を示して、熱中症予防の行動を促している【資料 5-1-21】。

### 【エビデンス集・資料編】

- 【資料 5-1-10】 クールビズと節電についての協力依頼
- 【資料 5-1-11】 学校法人朴沢学園個人情報管理基本規程
- 【資料 5-1-12】 学校法人朴沢学園におけるハラスメントの防止等に関する規程、ハラスメント防止規程
- 【資料 5-1-13】 学校法人朴沢学園における公益通報等に関する規程（【資料 5-1-3】と同じ）
- 【資料 5-1-14】 危機管理に関する指針・個別マニュアル
- 【資料 5-1-15】 学生生活は危険がいっぱい（目次）
- 【資料 5-1-16】 避難訓練実施計画
- 【資料 5-1-17】 防災用品点検表
- 【資料 5-1-18】 AED 設置状況に関する資料
- 【資料 5-1-19】 ASRP（運動部活動の安全安心プロジェクト）実施報告
- 【資料 5-1-20】 「ながら見守り隊」関連資料
- 【資料 5-1-21】 熱中症予防情報メール

### (3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも、大学及び大学院の使命・目的を達成すべく、関係法令を遵守し、寄附行為、学内規程等に基づいた誠実な経営に努める。また、法令の改正、新しい制度の導入などの機会を捉え、必要に応じ、諸規程等の見直しを行っていく。さらに、環境保全、危機管理や防災対策に関する最新情報の収集に努め、関係機関と連携・協力し、環境にやさしいキャンパスづくりや、教職員、学生等の安全の確保、災害の防止に努める。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、寄附行為第 18 条に基づき、事業計画案や予算案審議等のために定期的開催される場合と、緊急案件を審議するために臨時に開催する場合がある【資料 5-2-1】。いずれの理事会についても、理事の出席数は、全て定足数を満たしている。なお、理事が理事会当日に出席できないときは、理事会に付議する事項への賛否を書面であらかじめ意思表示すれば出席者としている。書面出席者を加えた場合の出席率は殆ど 100%となっている【資料 5-2-2】。また、理事には、外部から選任された複数の者も含まれており、理事会では外部の視点から法人経営に関する意見等が述べられることなどによって、公平かつ適正な意思決定がなされている【資料 5-2-3】。

寄附行為施行規則第 7 条の規定により、理事長、常務理事（2 人）、学長である理事及び

校長である理事で組織する常任理事会が設置されている【資料 5-2-4】。常任理事会は、原則として、月 2 回開催され、法人の日常的な業務に関する事項や大学経営に関する諸課題等を審議の上、処理方針等を決定し、迅速な業務の執行に資するとともに、これらに関連した情報連絡等が行われている。なお、常任理事会には、常任理事会メンバー以外に学長特別補佐、大学の事務局長と高校の事務長及び法人職員も常に陪席し、経営部門と教学部門との有益な情報共有、意見交換が行われている【資料 5-2-5】。

### 【エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】 寄附行為（第 18 条）（【資料 F-1】と同じ）

【資料 5-2-2】 理事会・評議員会の開催状況及び理事・評議員・監事の出席状況一覧

【資料 5-2-3】 役員名簿（【資料 F-10】と同じ）

【資料 5-2-4】 寄附行為施行規則（第 7 条）（【資料 F-1】と同じ）

【資料 5-2-5】 常任理事会開催要領（【資料 5-1-8】と同じ）

#### (3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会は、関係法令、寄附行為及び寄附行為施行規則に基づき、厳正に運営されており、適正な意思決定が行われている。

今後とも、法人の目的、大学及び大学院の使命・目的に沿った業務執行ができるよう適切な理事会運営を行っていく。

### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

##### (1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

##### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学長は、寄附行為第 6 条第 1 号の規定により、学長就任と同時に理事に就任する【資料 5-3-1】。大学の管理運営機関の長である学長が、理事会の構成員となることにより、法人と大学間の緊密な連携・協力が迅速に行われる体制が整っている。また、学長は、理事会の方針を踏まえた大学運営を行っており、法人及び大学の意思決定の円滑化に有効な役割を果たしている。

学長、学長特別補佐及び事務局長は、寄附行為施行規則第 7 条第 2 項及び第 5 項の規定に基づき、原則として、毎月 2 回開催される常任理事会に出席及び陪席している【資料 5-3-2】。また、大学の事務局長補佐は、学長及び事務局長のサポートを行うとともに、審議・決定事項等を把握し、大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化のため、迅速な情報伝達に努めている。一方で、学長、学長特別補佐及び事務局長は、教授会や各種学内委員会における審議経過や審議結果等の情報を、常任理事会を通じ、関係者に随時発信している【資料 5-3-3】。



学長、教授、事務局長等教学部門から 5 人の役職員が、寄附行為第 25 条に基づき、評議員として選任されており、評議員会の審議状況は学長及び事務局長を通じて、随時、教学部門等に伝達するとともに、必要に応じ、教学部門等の意見を集約し、評議員会に報告するなど、双方向で適時適切に情報交換が行われ、同部門の意見等が評議員会の諮問結果に反映されている。

このような体制において、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定は円滑に行われている。

### 【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-1】 寄附行為（第 6 条）（【資料 F-1】と同じ）

【資料 5-3-2】 寄附行為施行規則（第 7 条第 2 項及び第 5 項）（【資料 F-1】と同じ）

【資料 5-3-3】 常任理事会開催要領（【資料 5-1-8】と同じ）

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事会は、法人の最高意思決定機関として、法人の業務に関する重要事項に関して決定し、業務執行理事の執行状況を監督している。また、日常業務の決定については、寄附行為第 19 条及び寄附行為施行規則第 6 条の規定により、理事会から理事長に委任されており、理事長が法人の管理運営を行う上で、リーダーシップを発揮できる内部統制環境が整備されている【資料 5-3-4】【資料 5-3-5】。

理事長は、寄附行為第 21 条第 3 項に基づき、評議員会を招集し、寄附行為第 23 条に定められている事項について、評議員会の意見を聴くなど、適切に評議員会を開催している【資料 5-3-4】。このことにより、評議員会は、法人や業務執行理事の執行状況を確認するとともに、大学の運営、大学の各管理運営機関の執行状況等も厳正にチェックしている。

監事は、寄附行為第 7 条の規定に基づき、理事会において、この法人の理事、職員若しくは評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外のものから候補者を選出し、理事長は候補者の中から評議員会の同意を得て、2 人の監事を選任している。これらの監事は、理事会及び評議員会に出席するとともに、法人本部、大学等に関する事業内容、決算及び財産状況、事業計画、予算編成状況、理事の業務執行の状況等について、監査を実施している。なお、監事の理事会及び評議員会への出席状況は、毎回 100%となっており、適切に職務が遂行されている【資料 5-3-6】【資料 5-3-7】。また、監事の監査結果については、監査報告書として、毎年度 5 月に開催される理事会及び評議員会に提出されている。この報告書は、私立学校法第 63 条の 2 及び寄附行為第 39 条の定めにより、ホームページでも公表している【資料 5-3-8】。

評議員会の設置及び運営は寄附行為第 21 条で、評議員会への諮問事項は寄附行為第 23 条で、評議員の選任は寄附行為第 25 条で、それぞれ定められている【資料 5-3-4】。評議員の評議員会への出席数は、全て定足数を満たしている。なお、評議員が評議員会当日に出席できないときは、評議員会に付議する事項について、書面をもってあらかじめ意思表示すれば出席者とみなされ、書面出席者を加えた場合には、殆ど 100%の出席率となっている。評議員の出席状況は、良好に保たれ、評議員会も、寄附行為の規定に基づき適切に運営されている。

以上のことから、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックは、適切かつ有効に機能している。

### 【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-4】 寄附行為（第 7 条、第 19 条、第 21 条、第 21 条第 3 項、第 23 条、第 25 条）（【資料 F-1】と同じ）

【資料 5-3-5】 寄附行為施行規則（第 6 条）（【資料 F-1】と同じ）

【資料 5-3-6】 役員名簿・評議員名簿（【資料 F-10】と同じ）

【資料 5-3-7】 理事会・評議員会の開催状況及び理事・評議員・監事の出席状況一覧（【資料 5-2-2】と同じ）

【資料 5-3-8】 監査報告書（【資料 F-11】と同じ）

### (3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

管理部門と教学部門との緊密な情報共有及び意見の交換、内部統制環境のあり方等の不断の見直しを通じて、引き続き法人の意思決定が円滑に行われるよう努める。また、理事会、監事、評議員会等の相互チェック機能がこれまで以上に機能するよう、体制の整備に努めていく。

## 5-4. 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

#### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

法人で取り組んできた川平地区再整備事業（高校校舎建替、仙台大学仙台サテライト拠点、法人本部、連絡橋等）は、令和元(2019)年度～令和 5(2023)年度の工期で竣工した。総工費は、仕様変更及び建築資材の高騰はあったものの 63 億円を計上し予算（総工費 65 億円）内に収まった【資料 5-4-1】。

過去 5 年間の財務推移は、概ね川平地区再整備事業の工期と重なっている。

川平地区再整備事業において、スポーツ科学の進展に伴う教育環境の充実のための支出、資産処分差額及び旧高校校舎解体費等の臨時的費用計上、コロナ禍対応として iPad を全学生へ無償貸与、ウクライナ情勢等に起因する諸物価高騰等により、経常収支差額の黒字計上が 2 期に留まった。第 I 期中期経営計画との対比では、経常収支差額において、令和 4(2022)年度と令和 5(2023)年度は、想定外の外部環境の変化及び臨時的要因により未達となったものの令和元(2019)年度～令和 3(2021)年度までは予定を上回っており、中期経営計画に基づく適切な財務運営を確立している。また、川平地区再整備事業開始にあたり、財務運営の目安として長期財務計画を策定し、財務目標シナリオと財務限界シナリオを定め、その間に財務状況が収まるように運営を行い、安定的な財務構造の構築を目標とした。

経常収支差額においては、全期間を通して限界シナリオを下回らず、目標シナリオより上振れした期間もあり、安定した財務運営を実現している【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】。

評価機構による大学機関別認証評価の結果を踏まえて作成した第Ⅱ期中期経営計画は、令和 6(2024)年 3 月開催の評議員会に諮問し、同日の理事会で承認を得た【資料 5-4-5】。第Ⅱ期中期経営計画は、以下の点に留意して作成を行った。

第一に、計画進捗の明確化のために KGI（重要目標達成指標）、KPI（重要業績評価指標）を設定した。

第二に、財務計画の精緻化のために、事業活動収支見込に加え資金収支見込を追加した。

第三に、多様な意見の聴取に努め内容に反映させた。令和 5(2023)年 12 月開催の理事会・評議員会に第Ⅱ期中期経営計画原案を報告し、理事、評議員並びに監事から意見聴取を行った。公認会計士及び取引銀行にも同様に説明し、意見聴取を実施した。進捗については、第Ⅰ期中期経営計画と同様に毎年度終了後の理事会・評議員会へ報告し、法人のホームページ上で情報公開を行っていく。

各年度予算編成時には、特殊事由を除き、経常収支差額及び基本金組入前当年度収支差額の確保に努めている。収入面では、あらゆる収入確保の機会（入学者の充足、中退者数の圧縮、外部資金の獲得等）を捉え、一方、支出面では、理事長に出席を求めた予算会議を開催し、支出全項目の徹底した見直しを行い、経費の圧縮を図るとともに、新規案件については、導入効果等を検討し計画している。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-1】川平地区再整備事業概要

【資料 5-4-2】学校法人朴沢学園財務推移

【資料 5-4-3】第Ⅰ期中期経営計画（【資料 1-2-7】と同じ）

【資料 5-4-4】長期財務計画（目標シナリオ、限界シナリオ）

【資料 5-4-5】第Ⅱ期中期経営計画（【資料 1-2-9】と同じ）

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

法人は、最大の投資である川平地区再整備事業を令和元(2019)年度から取組み、教育環境の充実、再整備事業に伴う臨時的支出増、コロナ禍対応として iPad を全学生に無償貸与並びにウクライナ情勢等の予測不能な事態による諸物価高騰に見舞われ過去 5 年間では、経常収支差額は、2 期黒字に留まった。財務基盤の安定のため、支出項目の継続した全面見直しを行い、加えて大学においては年度末手当の業績連動への支給方法変更、高校においては年度末手当の廃止等に踏み込んだ取組みを行っている。

法人収入の源泉となる学生募集動向は、【表 5-4-1】のとおりである。入学定員充足率は、過去 5 年間 110%前後を維持している。内部進学者数増強にも取り組んでいる。但し、高校において定員未充足の拡大があったが、令和 6(2024)年度には回復の兆しが見られた。さらなる経費見直し、募集活動の見直しの強化を行い、財務基盤の安定に向けて取り組んでいる。

【表 5-4-1】 入学者・在籍者推移（含む大学院）（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入学者数	694	687	668	657	672
入学定員充足率	111%	110%	107%	105%	108%
(大学への内部進学者数)	(19)	(40)	(26)	(29)	(47)
在籍学生数	2,613	2,631	2,654	2,624	2,600
収容定員充足率	111%	107%	105%	104%	103%

学生の入学定員の充足による学納金収入の安定した確保への取組みに加えて、教育の質の向上のため、外部資金の獲得ができるよう以下の取組みを行っている。

補助金獲得については、【表 5-4-2】のとおり取り組んでいる。また、平成 30(2018)年度には3年間の「私立大学研究ブランディング事業」に選定され、令和 4(2022)年度には「若手・女性研究者奨励金」の補助金を獲得した【資料 5-4-6】【資料 5-4-7】。さらに、設備関連補助金は、令和 5(2023)年度には、「高解析 Human Calorimeter (27 百万円)」「第三体育館 LED 改修工事 (11 百万円)」「空調施設整備事業 (30 百万円)」等を獲得し、教育環境の充実を図っている。

【表 5-4-2】 補助金獲得推移（単位：百万円）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常費等 補助金	全体	651	806	889	943	976
	大学	274	434	498	563	610
施設設備 補助金	全体	11	41	19	24	153
	大学	11	0	10	7	153

受託事業収入は、【表 5-4-3】のとおりである。受託事業は、令和 2(2020)年度と令和 3(2021)年度は、コロナ禍の影響により減少していたが、令和 4(2022)年度から以前の水準に回復してきた【資料 5-4-8】。

【表 5-4-3】 受託事業収入推移（単位：件、千円）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
金額	全体	41,087	20,048	26,034	38,878	26,716
	大学	30,453	10,125	15,280	27,696	15,566
件数	全体	20	31	37	50	50
	大学	19	29	36	49	48

科学研究費補助金は、【表 5-4-4】のとおりである【資料 5-4-9】。

【表 5-4-4】 科学研究費補助金採択状況推移（単位：件、千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請数	15	13	11	10	8
新規 採択数	2	3	3	2	2
新規 研究費（＊）	780	2,860	8,320	2,210	1,560
継続 件数	3	4	5	5	5
継続 研究費（＊）	3,900	5,330	4,420	3,380	4,420
総計（件）	5	7	8	7	7
総額（新規＋研究費）	4,680	8,190	12,740	5,590	5,980

＊研究費：直接経費＋間接経費

寄付による浄財獲得のために行ってきた学校法人朴沢学園創立140周年記念夢実現寄付金が令和6(2024)年3月末に完了することから、継続した寄付募集について、令和6(2024)年3月28日開催の評議員会に諮問し、同日開催の理事会で承認を得た【資料5-4-10】。

寄付の裾野を広げるために、令和5(2023)年10月に税額控除対象法人の承認を得た。

資産運用については、「特定資産運用指針」を定めているものの、余裕資金は、安全性重視で譲渡性預金を中心に運用を行っている【資料5-4-11】。

### 【エビデンス集・資料編】

【資料5-4-6】 私立大学研究ブランディング事業選定資料

【資料5-4-7】 若手・女性研究者奨励金選定資料

【資料5-4-8】 受託事業一覧表

【資料5-4-9】 学術会運営規程

【資料5-4-10】 朴沢学園未来サポート寄付金資料

【資料5-4-11】 学校法人朴沢学園特定資産運用指針

### (3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

18才以下の人口が減少し続ける厳しい経営環境の中、生成AI等の技術革新による社会変動が進む状況では、教育機関には社会的ニーズを迅速かつ的確に捉えて、質の高い教育を提供することが求められている。そのため、中期経営計画に則り計画的な財務運営を行い、安定した財務基盤の確立を目指す。

多様な収入獲得手段である外部資金の獲得については、引き続き、採択制特別補助金、受託事業、科学研究費等の獲得に取り組む。

予算編成及び執行管理の精度を高め、法人一体となって資金効率を高めていく。教育研究の質の向上の観点からも、教育研究費の配分に留意して予算編成を行うように努める。

## 5-5. 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**5-5-① 会計処理の適正な実施**

法人の会計処理は、学校法人会計基準を遵守し、「経理規程」その他の関連学内規程に則り、適正に行われている【資料 5-5-1】。

会計処理に当たっては、経理全般の責任者を常務理事（財務担当）、各部門責任者として、法人本部は常務理事（財務担当）、大学は事務局長、高校は事務長と定め、厳格で効率的な業務の執行に努めている。

予算は、予算編成実施計画に基づき、各部門で予算編成資料（積算書）を作成し、予算の適正かつ効率的な運用に資するため、理事長出席の下で、予算会議を部門ごとに開催し、編成している。予算の執行途中において、状況の変化等により予算の追加又は重要な変更を必要とするときは、補正予算を編成している。

計算書類は、学校法人会計基準に則り、公認会計士による監査及び指導により厳正に作成している。財務に関する情報公開は、「学校法人朴沢学園情報公開及び開示に関する規程」に基づき、決算確定後に行っている。法人ホームページに、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、基本金明細表、財産目録、監事監査報告書及び事業報告書等を公開している【資料 5-5-2】【資料 5-5-3】【資料 5-5-4】。また、「学校法人朴沢学園情報公開及び開示に関する規程」に基づき、閲覧請求にも対応している【資料 5-5-5】。

**【エビデンス集・資料編】**

【資料 5-5-1】 学校法人朴沢学園経理規程

【資料 5-5-2】 計算書類（過去 5 年間）（【資料 F-11】と同じ）

【資料 5-5-3】 事業報告書（【資料 F-7】と同じ）

【資料 5-5-4】 監事監査報告書（【資料 F-11】と同じ）

【資料 5-5-5】 学校法人朴沢学園情報公開及び開示に関する規程

**5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施**

会計監査は、学校法人会計基準及び関連法規等を遵守し、適正な会計処理が行われているか否かを公認会計士による会計監査及び監事による監事監査により、厳正に行われている。

公認会計士による会計監査（通常 4 人、決算監査 5 人）は、年 9 回（会計監査 6 回、金庫検査 2 回、決算監査 1 回）にわたり、【表 5-5-1】のとおり実施している。会計処理について、その都度、指導・助言を受けている。

**【表 5-5-1】 公認会計士監査（含む金庫検査）状況**

	令和 4 年度	令和 5 年度
実施延べ日数	9 日	9 日
監査延べ時間数	328 時間	328 時間

監事監査は、目的及び内容の明確化を図るために新たに制定した「学校法人朴沢学園監事監査規程」〈令和 5(2023)年 4 月 1 日施行〉に基づき、期末監査として業務遂行状況及び決算状況等の監査を実施、また、期中監査として設置校ごとに教務を含む業務遂行状況の監査〈令和元(2019)年度より開始〉を実施し、その結果を理事会及び評議員会へ報告を行っている【資料 5-5-6】【資料 5-5-7】【資料 5-5-8】。

内部監査は、「学校法人朴沢学園事務組織規程」を改正して新設された監査室（常勤職員 2 人を配置）が、新たに制定した「学校法人朴沢学園内部監査規程」〈令和 5(2023)年 4 月 1 日施行〉に基づき、会計監査並びに他の業務監査を計画的に実施し、その結果を常任理事会、理事会及び評議員会へ報告している【資料 5-5-9】【資料 5-5-10】【資料 5-5-11】。

令和 5(2023)年度より、公認会計士、監事、監査室による三様監査体制を整備するとともに、三者合同による情報交換会を定期的の実施し、会計監査を厳正に実施している【資料 5-5-12】。

### 【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-6】 学校法人朴沢学園監事監査規程

【資料 5-5-7】 令和 5 年度監事監査計画

【資料 5-5-8】 監事監査報告書（【資料 F-11】と同じ）

【資料 5-5-9】 学校法人朴沢学園事務組織規程（【資料 4-1-10】と同じ）

【資料 5-5-10】 学校法人朴沢学園内部監査規程

【資料 5-5-11】 令和 5 年度内部監査計画書

【資料 5-5-12】 令和 5 年度三様監査スケジュール

### (3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計基準等の定めに従い適切に会計処理を行うため、予算・会計担当者の専門知識・問題発見能力・課題解決能力を向上させ、適切な会計処理を行っていく。

### 【基準 5 の自己評価】

経営の規律は、教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係法令を遵守し、寄附行為及び学内規程に基づき、適切に保持・確保している。また、経営に当たっては、理事会、評議員会、常任理事会等法人の機関が寄附行為等に基づき、それぞれの役割を適正に行っており、法人と大学の管理運営機関が連携協力し、誠実な経営に努めている。

法人及び大学の運営管理は、理事長及び学長のリーダーシップの下で、迅速な意思決定が行われ、適切な業務執行が行われている。

財務運営については、中期経営計画及び長期財務計画に則り、財政基盤が一層安定するよう計画的に行われている。会計処理については、学校法人会計基準、経理規程等に則り、公認会計士の指導・助言を受けながら適正に行われている。公認会計士による会計監査、監事による監事監査、監査室による内部監査の三様監査体制を確立し、厳格な内部統制を図っている。

以上のことから、本学は「基準 5. 経営・管理と財務」を満たしている。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、学則第 2 条の 2 において「本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない」と定めている【資料 6-1-1】。また、大学院学則第 3 条においても「本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定めている【資料 6-1-2】。

内部質保証を担保するための組織として、「委員会に関する規程」に基づき、学長を責任者とする常置の「自己点検・評価運営委員会」を設置している【資料 6-1-3】【資料 6-1-4】。

「自己点検・評価運営委員会」は、本学全体を俯瞰する組織であることから、本学全体の運営に関する重要事項の調整及び審議を行う「学内調整会議」の構成員に加え、教学組織の図書館長、5 人のセンター長が構成員となり、法人事務局の常務理事 2 人も陪席している。「自己点検・評価規程」第 4 条に基づき、「教育理念及び目標」「教育活動」「研究活動」「教員組織」「施設整備」「国際交流」「教育研究に係る予算」「社会との連携」「自己評価体制」について点検及び評価を行っている。「自己点検・評価運営委員会」の運営や学内における自己点検・評価の一切の取りまとめは IR 課が担っており、自己点検・評価は組織的かつ責任ある体制が確立されている。なお、「自己点検・評価運営委員会」で審議した自己点検・評価活動に関する事項については、速やかに教授会及び「部長会議」に報告し、全教職員との情報共有と共通理解を図っている。

令和元(2019)年度の評価機構による大学機関別認証評価受審以降も不断の自己点検・評価活動を継続し、令和 3(2021)年度と令和 5(2023)年度には自己点検評価書を作成し、そこで浮き彫りとなった課題、時代や社会のニーズへの対応を図るなど全学的に取組み、内部質保証の充実に努めている。令和 3(2021)年度の自己点検・評価活動において、学修成果の点検・評価の推進が必要と判断したため、アセスメント・ポリシーの改定を行った。そして、令和 5(2023)年度の自己点検・評価活動では、内部質保証の方針を明示する必要があると判断し、内部質保証に関する方針を策定して改善に取り組んでいる【資料 6-1-5】。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】 学則（第 2 条の 2）（【資料 F-3】と同じ）

【資料 6-1-2】 大学院学則（第 3 条）（【資料 F-3】と同じ）

【資料 6-1-3】 委員会に関する規程（【資料 1-2-1】と同じ）

【資料 6-1-4】 自己点検・評価規程

【資料 6-1-5】 内部質保証に関する方針



### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、不断の自己点検・評価活動の改善に取組み、学内外における教育研究活動の質向上を図る。定期的実施している各種自己点検・評価や日頃の業務等において、内部質保証の充実及び全教職員の自己点検・評価に対する意識向上を図る。

学長のリーダーシップの下、PDCA サイクルが実質的なものであり続ける体制づくりを進める。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

#### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は平成 20(2008)年度から毎年度、各教学組織や事務組織の長を対象とした自己点検・評価を実施している。組織・担当業務の振り返り及び業務目標の設定と、全教員による研究活動や教育活動での「目標と結果」「次年度に向けた課題と目標」（前期は「後期に向けた課題と目標」）の整理を行い、その内容をポータルサイトで全教職員が閲覧できるようにし、共有している【資料 6-2-1】【資料 6-2-2】【資料 6-2-3】【資料 6-2-4】。

また、令和 2(2020)年度からは本学が所在する柴田町の役場職員や、柴田町社会福祉協議会の職員を対象に、そして、令和 3(2021)年度には「仙南地域におけるスポーツ活性化支援コンソーシアム」の構成メンバーである本学近隣の市町や企業を対象に、本学の三つのポリシーに関する点検・評価を目的としたアンケート調査を実施している。アンケートの結果や分析した内容については、「自己点検・評価運営委員会」や教授会及び「部長会議」への報告を通して、全教職員と共有されている【資料 6-2-5】。

さらに、令和 3(2021)年度と令和 5(2023)年度には、本学独自の評価基準並びに評価機構の評価基準に基づいた自己点検評価書を作成し、「自己点検・評価運営委員会」や教授会及び「部長会議」での報告を通して全教職員に共有しているほか、ホームページでも公表している【資料 6-2-6】。

## 【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-1】 教学組織・事務組織等の長の年度業務目標（【資料 4-1-12】と同じ）

【資料 6-2-2】 教学組織・事務組織等の長の年度目標に対する自己点検・評価報告書

【資料 6-2-3】 前期振り返りと後期に向けて（【資料 3-3-6】と同じ）

【資料 6-2-4】 年度の振り返りと次年度に向けて（【資料 3-3-7】と同じ）

【資料 6-2-5】 三つのポリシーを踏まえた点検・評価

【資料 6-2-6】 ホームページで評価書等を公表していることを示す資料

## 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

教学組織の IR 部、事務組織の企画部 IR 課（以下、総称して「IR 部門」）が連携し、さまざまな調査への対応とそこから得られた結果分析を行い、教育の質的向上につなげる体制を整えている。

具体的な取組みとして、IR 基礎データ集（以下「基礎データ」という。）がある。基礎データは 16 章で構成されており、学校基本調査や評価機構のエビデンス集（データ編）で求められているデータをはじめ、本学独自に設けたデータ項目について、毎年度収集、整理し全教職員が閲覧できるようにしている【資料 6-2-7】。

また、令和 4(2022)年度からは、IR 部と教育企画部が連携し、学生の学修成果の達成状況を検証することについても取り組んでいる。アセスメント・ポリシーに基づき、「科目（授業）レベル」「教育課程（学科）レベル」「機関（大学）レベル」ごとの検証分析を実施した。さらに、基準項目 6-2-①で示した三つのポリシーに関するアンケート調査の結果等も踏まえ多角的な検証を行うなど、IR 機能を十分に活用しながら教育の質の向上に努めている【資料 6-2-8】。

さらに、令和 3(2021)年度と令和 5(2023)年度に実施した自己点検評価書作成にあたっては、IR 部門が主導して取りまとめ、その過程で明らかになった課題抽出とその解決に対しても学長の指示のもと中心的な役割を果たすなど、内部質保証の組織体制における IR の機能強化が図られている【資料 6-2-9】。

### 【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-7】 IR 基礎データ集

【資料 6-2-8】 卒業時アンケート結果を踏まえた三つのポリシーの点検・評価

【資料 6-2-9】 認証評価に向けて早急に改善が必要な事項及び対応スケジュール

### (3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

これまで、IR 部門が中心となって収集してきた基礎データについては今後も継続し、得られた結果分析等を大学執行部や法人に積極的に提供していく。

また、現在は学内のみで閲覧可能となっている基礎データについては内容を精査し、ホームページ等で学外にも積極的に情報公開していく。

令和 5(2023)年度からは、学生の学修成果の把握とフィードバックを行っているが、この内容をさらに充実させ、大学全体の教育の質の向上に向けて、不断の検討と改善を進めていく。

## 6-3. 内部質保証の機能性

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### (1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

#### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学の内部質保証の体制は、学則に定める使命・目的及び教育目的を反映させた三つのポリシーを実現するために確立され、各組織及び教職員がそれぞれ責任を明確化しながら自主的・自律的な点検・評価に取り組んでいる。

教員は前期末と年度末の年 2 回「前期（年度）振り返りと後期（次年度）に向けて」を作成し、学生からの授業改善アンケートの結果、自らが付与した成績と学生がルーブリックから自己評価した差異を確認している【資料 6-3-1】。このことにより、自ら担当する科目における学修成果の状況が可視化され、後期あるいは次年度における授業改善にも役立っている。また、教学組織の長と事務組織の長については、年度初めには業務目標を、年度末には業務目標に対する成果を報告することとしている。これらは全教職員に共有されており、内部質保証を確立する上での取組みの一つとしている【資料 6-3-2】。

さらに、アンケート調査等を通して外部からの評価も適宜取り入れ、教育研究活動をはじめ大学全体の改善につなげている【資料 6-3-3】。

また、令和元(2019)年度の認証評価結果によって付された指摘事項や、自己点検・評価等を通して浮かび上がった本学の課題等については、改善を図り内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みを確立し機能させている。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 6-3-1】 前期授業ごとの点検における分析結果（【資料 3-3-6】と同じ）

【資料 6-3-2】 教学組織・事務組織等の長の年度目標に対する自己点検・評価（【資料 6-2-2】と同じ）

【資料 6-3-3】 三つのポリシーを踏まえた点検・評価（【資料 6-2-5】と同じ）

#### (3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き内部質保証を機能させるため、大学、教育課程、教学及び事務組織レベルにおいて PDCA サイクルが確立する仕組みをさらに充実させていく。

「自己点検・評価運営委員会」において、令和 5(2023)年度の点検・評価結果の検証に基づく改善状況について把握するとともに、三つのポリシーを起点とする教育の質保証と第Ⅱ期中期経営計画を踏まえた大学全体の質保証の関係性を整理し、内部質保証システムの見直しを行っていく。

#### 【基準 6 の自己評価】

本学の内部質保証のための自己点検・評価は、学則第 2 条の 2 及び大学院学則第 3 条に則り、本学の使命・目的及び教育目的を踏まえて自主的かつ自律的に実施している。また、学内の自己点検・評価活動の中心的役割を担う「自己点検・評価運営委員会」は、学長のリーダーシップの下、その機能を十分に発揮し、学内外の教育研究活動の充実、発展に寄与している。

各種自己点検・評価の結果や成果については、教授会及び「部長会議」での共有をはじめ、学内ポータルサイトで常に閲覧できる環境を整えており、教職員全体の自己点検・評

価に対する意識向上につなげている。さらに、それらの結果は内部質保証につなげるための PDCA サイクルの中で改善にも役立てられている。

以上のことから、本学は「基準 6. 内部質保証」を満たしている。

#### IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 社会貢献・連携

##### A-1. 教育研究活動の成果の提供による社会貢献

##### A-1-① 地域社会への教育研究成果の提供

##### A-1-② 体育・スポーツ及び健康科学面での社会貢献活動

###### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 地域社会への教育研究成果の提供

本学は、教育基本法第 7 条及び学校教育法第 83 条第 2 項により「大学の教育研究活動の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」ことが謳われていることを踏まえ、本学の基本理念「スポーツ・フォア・オール」に基づく体育・スポーツ及び健康分野に係る教育研究活動の成果を地域社会に提供することを本学の重点的課題として取り組んでいる。これを通じ、地域との協力関係の強化を図り、地方小規模大学の安定的な運営という視点からも、本学の教育研究に係る物的・人的資源の社会への提供について組織的に対応している。

令和 2(2020)年度以降の主な取組みは、以下のとおりである。

##### 1) 地域自治体・企業との共同研究

共同研究は、「産学共同研究等取扱規程」に基づき、教育研究上有意義で、本学の教育研究に支障をきたさない場合に実施している。また、優れた研究成果が期待できるものを受入条件としている。令和 5(2023)年度には、鹿島建設株式会社と共同で「人口減少化において、身体活動に関する素養を保有する『適材の確保』につながる人材育成と建設業の直面する課題解決」に関するテーマの研究を行っているほか、株式会社 J-オイルミルズ、エイチ・ホルスタイン株式会社とも共同研究を開始した【資料 A-1-1】。

##### 2) 教育研究に係る大学施設の地域への開放

大学施設の地域社会への教育研究に係る大学施設の利用開放を積極的に行うことにより、大学が地域で知（地）の拠点として理解されるよう努めている。大学が所在する柴田町や各種スポーツ協会、その他関連団体等へ利用開放を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2(2020)年度には大幅に減少し、利用実績は 4 件であった。しかし、令和 3(2021)年度は 17 件、令和 4(2022)年度には 25 件、令和 5(2023)年度には 37 件となっている【資料 A-1-2】。

##### 3) 公開講座の推進

###### ア. みやぎ県民大学仙台大学開放講座

本学は、宮城県教育委員会が実施している「みやぎ県民大学」に参加し、平成 4(1992)年度以降、毎年開講している。令和 2(2020)年度から令和 5(2023)年度までのテーマは、【表 A-1-1】のとおりである（令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）。

この開放講座では、体育系大学としての専門科目を担当する教員だけでなく、教養科目を担当する教員を含めた本学の教育研究の成果を体育や健康といった領域に加え、一般教養の領域にも拡大して実施している【資料 A-1-3】。

【表 A-1-1】みやぎ県民大学仙台大学開放講座テーマ（過去 4 年間）

年 度	講座名（テーマ）	受講生
令和 2 年度	野球をより身近に体験しよう～手打ち野球を体験～	中止
令和 3 年度	武道／競技と社会の安全安心	9 人
令和 4 年度	子ども理解を深めるためには	14 人
令和 5 年度	アスリートはフィールドの中だけでは育たない～チャンスの創造～	6 人

#### イ.ジュニアスポーツ教室等

平成 15(2003)年度より、本学の体育館等を使用し、学生補助員も活用して未就学児から中学生までを対象にした各種教室を開講している。令和 2(2020)年度から令和 4(2022)年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響で開催を中止していたが、柔道塾は令和 5(2023)年度から再開した【表 A-1-2】。また、サッカーJ リーグのベガルタ仙台と連携し、本学サッカー・ラグビー場を会場として開催しているジュニアサッカースクールに学生を派遣し、ジュニア選手の育成も行っている。

これらの教室は、学生にとってはスポーツ指導のノウハウを学ぶ実践の場としての役割も果たしている【資料 A-1-4】。

【表 A-1-2】令和 5(2023)年度ジュニアスポーツ教室実施状況

名称	日程	回数	受講生数
柔道塾	令和5年6月10日～令和6年3月30日	19回	12人

#### ウ.川平キャンパス公開講座

川平キャンパスの知名度向上及び本学の教育研究活動を周知することを目的として、高大連携事業の一環として、令和 5(2023)年度から市民向けに年間 40 回以上の講座を開講することとした。この講座は、「寄附講座」としてカメイ株式会社との共同事業として同社からの寄付金を活用して開講している。対象は 18 歳以上としているが、希望があれば中高生の参加も可能としている。近隣の地域住民だけでなく、県外からの参加者もあり、好評を得ている【資料 A-1-5】。

#### 4) 高大連携事業の実施

本学は、附属明成高等学校への出前授業をはじめ、県内では令和 2(2020)年度に聖和学園高等学校、県外では令和 3(2021)年度に福島県の聖光学院高等学校などと積極的に連携協定を締結し、令和 5(2023)年度からは出前授業を行っている。具体的には、連携協定校での「探求活動」等の授業に対して、本学の 6 学科に所属する専任教員から最適な講師を

高校からの要望に応じて派遣している【資料 A-1-6】。

### 5) 地域防災人材育成プログラム (SDGs) 防災セミナーの実施

地域防災のあり方や、自然災害時にどのような行動を取るべきか等について共有し、地域防災における中心的な役割を担う人材の育成、防災士や防災指導員の資格取得の促進を目的として実施している。令和 3(2021)年度からこのプログラムを開始し、令和 5(2023)年度には川平キャンパスを主会場として、会場参加とオンライン参加を併用するハイブリッド形式で開催し、ニュージーランドのカンタベリー大学の教員を招聘して基調講演も行った【資料 A-1-7】。

#### 【エビデンス集・資料編】

- 【資料 A-1-1】 地域自治体・企業との共同研究における関連資料
- 【資料 A-1-2】 教育研究に係る大学施設の地域への開放における関連資料
- 【資料 A-1-3】 みやぎ県民大学仙台大学開放講座における関連資料
- 【資料 A-1-4】 ジュニアスポーツ教室等における関連資料
- 【資料 A-1-5】 川平キャンパス公開講座における関連資料
- 【資料 A-1-6】 高大連携事業の実施における関連資料
- 【資料 A-1-7】 地域防災人材育成プログラム (SDGs) 防災セミナーにおける関連資料

### A-1-② 体育・スポーツ及び健康科学面での社会貢献活動

本学は、体育・スポーツ及び健康分野での教育研究活動の成果を地域社会に提供することで、知（地）の拠点としての役割を果たしている。これにより、地域社会の理解と協力を深めるため、以下の事業を実施している。

#### 1) 近隣市町における健康増進事業及び運動・スポーツ習慣化促進事業

本学では、従来から大学所在地である柴田町をはじめとする近隣市町等の要請に応じて、高齢者を対象とした「転倒予防教室」を平成 13(2001)年度に開設するなど、各種健康増進事業を展開してきた。また、教育委員会等からの要請に応じて、小学校の児童を対象とした体力・スポーツ力向上プログラム等を実施している。近年では、これらの取組みは近隣の市町だけでなく、県内外の各地にも拡大している。さらに、平成 30(2018)年度より柴田町からの委託を受け、柴田町民及び在勤者を対象とした運動・スポーツ習慣化促進事業も行っている。令和 2(2020)年度と令和 3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止したが、令和 4(2022)年度より再開している【表 A-1-3】【資料 A-1-8】。

【表 A-1-3】 令和 5(2023)年度に実施した主な健康増進事業

自治体等	事業名
柴田町	「生活習慣病予防教室」
	「みんなで歩こうぞ」
	「健康しばたサポーター養成講座」
	「一般介護予防事業 元気はつらつお達者 day」

	「まちジム 2023」
	「未来アスリート育成事業」
大和町	「健康増進事業 元気いっぱいタイム」
山元町	「山元町みのりプロジェクト推進事業」
大河原町	「仙台大学と大河原町 3 小学校との体力づくり連携事業」
JA グループ宮城	「百歳元気プロジェクト」
SWCC (株)	「健康支援プロジェクト」

## 2) 地域社会の学校等に対する支援事業等

平成 15(2003)年 4 月に「学生支援センター」を設置し、同センターが窓口となり、地域社会からボランティアの派遣依頼を受けている。主な派遣依頼の内容は、近隣の小中学校や教育委員会等からの部活動指導補助、学校行事補助等への学生派遣要請が多く、「学校支援ボランティア人材バンク」に登録した主に教職を目指している学生がきめ細かく対応している。これらの活動は、学生にとって貴重な経験となっており、インターンシップとしての側面も持ち合わせている。

現在、大河原町、角田市、仙台市、柴田町、岩沼市、大崎市、名取市の各教育委員会と学校支援ボランティアの派遣に関する連携協力に関する協定を締結しており、この協定に基づき学生の派遣を行っている【表 A-1-4】【資料 A-1-9】。

【表 A-1-4】 ボランティアの依頼件数、実施件数、参加人数（過去 5 年間）

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
依頼件数	120 件	5 件	12 件	35 件	67 件
実施件数	84 件	4 件	10 件	23 件	36 件
参加延べ人数	437 人	138 人	115 人	292 人	164 人

## 3) 東北こども博の開催

東北こども博は、東日本大震災によって被災した子どもたちの心身のリフレッシュと心身ともに健康的な生活への回復を目指し、平成 23(2011)年度より日本玩具協会の協力を得て、柴田町との共催で開催している。学生のアイデアと工夫により、スポーツや玩具で遊ぶことで心身のリフレッシュを図る機会を提供している。

令和元(2019)年度は台風、令和 3(2021)年度は新型コロナウイルスの感染状況の悪化により、開催を中止した。令和 2(2020)年度と令和 4(2022)年度は新型コロナウイルス感染症の影響で規模を縮小し、参加人数を制限しながら開催した。令和 5(2023)年度には参加人数の制限を解除したことで 5,368 人の来場があり、盛会裏に終了している【表 A-1-5】【資料 A-1-10】。

【表 A-1-5】 東北こども博の来場者数の推移（過去 4 年間）

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
来場者数	376 人（雨天）	中止	1,028 人	5,368 人



#### 4) タレント発掘事業

日本オリンピック委員会(JOC)と国立スポーツ科学センター(JISS)が国策として実施している将来オリンピック等としての可能性を見出すことを狙いとしたタレント発掘事業に対して、本学ではスポーツ健康科学研究実践機構を中心に、その知的資源を活用し連携協力を行っている。

令和 5(2023)年度において、東北地方では以下の各地域のスポーツ協会やスポーツ科学センターと連携し、事業に協力している【表 A-1-6】【資料 A-1-11】。

【表 A-1-6】 協力している団体及び事業

団 体	事業名
宮城県スポーツ協会	みやぎジュニアトップアスリートアカデミー事業
岩手県スポーツ協会	いわてスーパーキッズ発掘・育成事業
秋田県スポーツ科学センター	AKITA スーパーわか杉っ子発掘プロジェクト
山形県スポーツタレント発掘事業実行委員会	YAMAGATA ドリームキッズ
山形県高等学校体育連盟	選手強化講習会

#### 5) 中学校等への部活動支援事業

令和元(2019)年度から、気仙沼市とソフトバンク株式会社の3者間での協定により、地域スポーツ力の向上と教員の部活動の働き方改革の実現を目指し、ICT等を活用した部活動支援事業を実施している。令和 2(2020)年 9 月には、福島県郡山市とも連携協定による ICT等を活用した支援を開始した。これは、各中学校から送られてくる動画を、専門的な知識を持った本学の教職員や各部に所属する学生が、画面や音声で遠隔指導を行うというもので、中学校の部活動のレベルアップと競技経験が少ない顧問の負担軽減を図っている。中学校等の教育現場では、長時間労働が問題となっており、本学の資源を有効に活用するとともに、学生の教育の場の創出という点からも、今後も規模を拡大することとしている。

また、令和 3(2021)年度には、本学が持つ体育・スポーツ、健康面などの教育研究資源を活用し、地域に貢献するとともに地域の活性化に寄与することを目的として、産学官で地域の課題とその解決策について議論するために連携する近隣の自治体及び企業等に呼びかけ、「仙南地域におけるスポーツ活性化支援コンソーシアム」を立ち上げた。それと同時に、地域の中学校の部活動における指導者不足などの課題解決のために、希望する中学校に対し、本学の学生を派遣した部活動支援を実施している。令和 5(2023)年度は、亘理町と山元町の中学校に学生を派遣して部活動支援を実施するなど、自治体の課題解決に向けた事業を積極的に展開している。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-8】 近隣市町での健康増進事業及び運動・スポーツ習慣化促進事業における関連資料

【資料 A-1-9】 地域社会の学校等に対する支援事業等における関連資料

【資料 A-1-10】 東北こども博における関連資料

【資料 A-1-11】 タレント発掘事業における関連資料

### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育研究活動の成果の提供による社会貢献は、基本理念である「スポーツ・フォア・オール」に基づく体育・スポーツ及び健康分野に係る教育研究活動の成果を地域社会に提供することであり、重点事項として地方自治体、企業との共同研究の実施や大学施設の地域への開放、ジュニアスポーツ教室開催、公開講座実施など多岐にわたる活動を実施してきた。これらの活動はそれぞれ限られた地域での貢献活動に留まっており、今後は、コンソーシアムなどの活用を通じて、教育研究活動の成果をより広い地域の人々に提供し、社会に対して多くの貢献をすることにつなげていく。

また、本学の知（地）の拠点としての役割について地域社会の理解と協力を深めるために、大学所在地である柴田町を含む近隣市町等の要請に応じて、高齢者を対象とした「転倒予防教室」の実施や各教育委員会と学校支援ボランティアの派遣を実施することにより、本学の教育研究活動の成果を地域社会へ提供している。また、学生の教育の場の創出という観点から中学校の部活動支援事業を実施している。これらについては、人的な制約もあることから、今後はこれまで以上に ICT を活用し、より多くの企業や住民と連携し、広がりをもった社会貢献活動につなげていく。

### 〔基準 A の自己評価〕

教育研究活動の成果の提供による地域社会との連携及び社会貢献は、本学が存続し発展していく上で極めて重要なものと位置づけている。このため、本学では大学の物的・人的資源の社会への提供を重点事項とし、さまざまな取組みを展開している。特に地域社会の知（地）の拠点として体育系大学であるという特性を生かしながら地方自治体や企業等との多面的な連携関係を構築しており、本学は「基準 A. 社会貢献・連携」を満たしている。

## **基準 B. 国際交流と連携**

### **B-1. 協定校との留学生派遣・受入れプログラムの整備**

#### **B-1-① 協定校との留学生派遣・受入れプログラムの整備**

##### (1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

##### (2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **B-1-① 協定校との留学生派遣・受入れプログラムの整備**

##### **1) 協定・提携関係の現状**

体育・スポーツ及び健康分野のグローバル化は、これまでも増して一層加速している。このような状況に対応していくためには、これらの分野における教育研究上の国際交流の深化拡大が不可欠である。

本学の国際交流は、平成 14(2002)年 5 月の中国・東北師範大学や上海体育大学との協定書の締結により組織的・本格的に始まり、「スポーツ・フォア・オール」の基本理念のもと、国際感覚を有する体育・スポーツ及び健康分野の専門家の養成を目指し、現在では、アジア、アメリカ、ヨーロッパ、オセアニアの 11 カ国・地域、18 校・1 機関と協定・提携関係にある【資料 B-1-1】。

特に、教育研究上の国際連携関係は、近年さらに拡大し、日本学生支援機構による令和 5(2023)年度海外留学支援制度（協定派遣）に 10 件が採択されている【資料 B-1-2】。

##### **2) 留学生の派遣・受入れについての実施体制**

留学生の派遣については、国際交流協定を締結しているアジア圏（中国、韓国、台湾、タイ、ベトナム）及び英語圏（アメリカ、ニュージーランド、フィンランド）の大学で実施している。

留学生の派遣・受入れの業務は、国際交流センター及び国際交流課が担当し、受入れ後は、大学院事務課や学生支援センター等が留学生の支援に対応している。船岡キャンパスに隣接して国際交流会館を整備し、留学生寮管理オフィサーによる全般的な管理を行うとともに、寮生活規律担当による生活指導を行い、日本語学修を支援する担当者による日本語能力の向上等の指導を行うとともに、学生支援センターのインターナショナル・ラーニングサポート・グループも日本語学修の支援をしている。また、国際交流会館の運営については、国際交流課が担当している。

派遣学生の語学支援については、随時、国際交流センターの委員や英語教員等による英語指導を行っている。

また、海外への派遣学生に対し、保護者会及び同窓会より助成金（派遣地域別に 2～3 万円、成績基準あり）を支給している。受入れ学生には、日本語修得のための奨学制度や、国際交流会館の寮費と学生食堂の利用料を補助するなどの優遇措置を講じている【資料 B-1-3】。

##### **3) 海外研修および協定校交換留学生の派遣・受入れについて**

協定校との研修プログラムは、海外に興味関心をもつ学生が実際に海外に出てグローバ

ルな学びを深める機会となり、さらなる長期海外留学へつながるよう両大学の国際交流担当部局間で緊密に連携し、参加学生の希望も踏まえたプログラムを作成している。本学の海外研修プログラム(短期派遣)では、学生が1か月程度の期間を通じて体育・スポーツ、健康福祉、栄養、武道、幼児教育を中心とした授業を受け、受入れ国の言語や文化を実体験から学び、実践的な語学力を身に付け、受入れ国の体育・スポーツ関連の諸科学についての理解を深める機会となっている。また、交換留学生派遣プログラム(長期派遣)では、本学が協定を締結している大学に学生を半期または1年間派遣し、受入れ大学のプログラムや授業を受講している。さらに、相互交流を通じて、国際感覚や国際協調の精神を醸成することも目的の一つとしている。参加学生は、外国語で専門分野を学ぶことの重要性を認識し、両国の体育・スポーツを中心とした文化や歴史、教育方法等の異なる部分と共通点などについて学び、「国際感覚を有するスポーツ健康科学の専門家」としての素養を身に付けている【資料 B-1-4】。

交換留学生派遣プログラムは、中国・東北師範大学とのダブルディグリー制度に関する覚書の締結(平成 20(2008)年 9 月)以降、本格的に開始している。令和 2(2020)年度から令和 5(2023)年度までの派遣状況は、【表 B-1-1】のとおりである。

【表 B-1-1】協定校への交換留学生の派遣実績 (単位：人)

国名	大学名	人数	派遣期間
中国	上海体育大学	2	令和 5 年 6 月 20 日～7 月 21 日
		2	令和 5 年 11 月 30 日～1 月 2 日
	瀋陽師範大学	2	令和 5 年 11 月 28 日～1 月 2 日
台湾	台東大学	2	令和 4 年 2 月 21 日～3 月 28 日
		3	令和 5 年 2 月 18 日～3 月 22 日
韓国	龍仁大学	4	令和 4 年 2 月 12 日～3 月 16 日
		5	令和 5 年 2 月 14 日～3 月 17 日
		10	令和 5 年 7 月 4 日～7 月 9 日
タイ	シーナカリンウィロート大学	3	令和 4 年 2 月 8 日～2 月 16 日
		1	令和 5 年 9 月 11 日～9 月 23 日
ベトナム	ハノイ大学	7	令和 4 年 2 月 13 日～3 月 16 日
		3	令和 5 年 2 月 19 日～3 月 27 日
	ホーチミン市体育大学	3	令和 5 年 2 月 19 日～3 月 27 日
アメリカ	ハワイ大学	11	令和 4 年 2 月 20 日～2 月 28 日
		1	令和 4 年 2 月 9 日～3 月 10 日
		1	令和 5 年 2 月 5 日～3 月 8 日
		5	令和 5 年 2 月 12 日～2 月 20 日
	カリフォルニア州立大学ロングビーチ校	3	令和 5 年 2 月 4 日～2 月 18 日
ニュージーランド	カンタベリー大学	4	令和 4 年 3 月 16 日～3 月 28 日
		2	令和 5 年 2 月 14 日～3 月 19 日

一方、交換留学生の受入れ（長期）は、台湾・台東大学とのダブルディグリー制度に関する覚書の締結（平成 19(2007)年 5 月）以降、本格的に開始している。

令和 2(2020)年度から令和 5(2023)年度までの学部留学生の受入れ状況は、【表 B-1-2】のとおりである【資料 B-1-5】。

【表 B-1-2】 協定校への交換留学生の受入れ実績 (単位：人)

国名	大学名	人数	受入期間	備考
中国	上海体育大学	1	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月	留学
		2	令和 4 年 9 月～令和 5 年 8 月	留学
		1	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月	留学
		3	令和 5 年 9 月～令和 6 年 8 月	留学
	瀋陽師範大学	3	令和 2 年 11 月～令和 3 年 3 月	留学
		4	令和 4 年 5 月～令和 5 年 3 月	留学
		3	令和 4 年 9 月～令和 5 年 8 月	留学
吉林体育学院	1	令和 2 年 3 月～令和 5 年 9 月	留学	
台湾	台東大学	2	令和 2 年 9 月～令和 4 年 8 月	留学
		1	令和 2 年 12 月～令和 4 年 8 月	留学
		3	令和 2 年 12 月～令和 4 年 3 月	留学
		2	令和 5 年 2 月 18 日～3 月 22 日	留学
		8	令和 5 年 4 月 6 日～8 日	留学
韓国	龍仁大学	2	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月	留学
		2	令和 5 年 9 月～令和 6 年 3 月	留学
		1	令和 5 年 9 月～令和 6 年 8 月	留学
タイ	シーナカリンウィロー ト大学	1	令和 5 年 6 月 1 日～6 月 30 日	留学
		5	令和 5 年 6 月 1 日～7 月 14 日	留学
		1	令和 5 年 4 月 3 日～5 月 3 日	研修
アメリカ	ハワイ大学	1	令和 5 年 6 月 27 日～7 月 1 日	研修
ドイツ	オルデンブルグ大学	2	令和 4 年 9 月～令和 5 年 3 月	留学
		1	令和 5 年 4 月～令和 5 年 9 月	留学
ニュージーランド	カンタベリー大学	7	令和 5 年 1 月 11 日～2 月 11 日	研修

【エビデンス集・資料編】

【資料 B-1-1】 国際交流に関する協定一覧

【資料 B-1-2】 海外留学支援制度採択プログラム一覧

【資料 B-1-3】 留学生の派遣・受入れについての実施体制における関連資料

【資料 B-1-4】 海外研修の派遣及び受入れプログラムにおける関連資料

【資料 B-1-5】 受入れ留学生一覧

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

派遣学生については、派遣前の語学指導を強化すると同時に、半期以上の派遣留学生在が派遣先の大学で修得した科目の単位を本学科目として認定できるよう検討するとともに、学生に対して留学の意義を理解させるような取組みを強化し、留学志願の増加につなげていく。

受入れ学生については、日本語指導や英語支援、修学指導を強化すると同時に、来日後の状況把握をさらに組織的に検討するとともに、ダブルディグリー制度に基づく留学生の受入れ数を増加させるために、英語による学位取得コースの開設を引き続き検討していく。

## **B-2. 協定校との交流の推進**

### **B-2-① 協定校の教員による集中講義の開講及び交流事業の推進**

#### **(1) B-2 の自己判定**

基準項目 B-2 を満たしている。

#### **(2) B-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

協定校との交流の具体的なものとして、以下のとおり、集中講義の開講及び交流事業を推進している。

#### **1) 協定校との連携授業及び集中講義の開講**

平成 16(2004)年度にアスレティックトレーニングに関する研修交流に合意したアメリカのハワイ大学と連携し、同時双方向の遠隔授業方式によりハワイ大学教員による「NATA アスレティックトレーナーの実際 I・II」を開講している。この結果、受講生の中からは、本学卒業後にハワイ大学大学院に進学・修了し、NATA 公認アスレティックトレーナー資格を取得した学生も出ている。

また、現代武道学科の科目を中心に、韓国、中国の協定校の教員を招聘し、各国の武術を学べる集中講義「韓国伝統武道」「中国武術 I・II」を開講しているほか、集中講義「海外武道実習」で協定校を訪問し、現地で武術を学ぶ機会を提供している。

#### **2) 協定校との交流事業の推進**

##### **ア. カンタベリー大学との交流事業**

令和 5(2023)年度にニュージーランドのカンタベリー大学へ学生 1 人が科目履修生として留学したことを契機として、両大学の教員及び職員が密に連携を図り、防災教育の共同研究に取り組み、学生や教職員の交流事業を進めている。また、カンタベリー大学の学生 7 人を本学としては初めて受入れ、インターンシップ生として活動した。これはカンタベリー大学の学生にとって海外の企業とコンタクトをとる貴重な機会となった。カンタベリー大学の学生は、インターンシップを通じて日本の文化及び日本企業の実際について理解を深めることができ、サポートした本学の学生も海外学生の視点を通じて自国の理解を深めることができ、双方に利益をもたらす事業として成果がもたらされた【資料 B-2-1】。

##### **イ. シーナカリンウィロート大学との交流事業**

令和 5(2023)年度末から令和 6(2024)年度初めに、タイのシーナカリンウィロート大学からのインターンシップ生 1 人も受入れている。協定校からの「危機管理への理解を深める」

という要望に応じ、本学の施設管理や健康管理の業務に携わりながら学ぶ機会を提供している。これは留学生の学びの場としてだけでなく、支援する教職員にも留学生の視点を通じた新たな気づきをもたらされ、インターンシップ生の本学への受入れによる効果が双方に認められている。

### 【エビデンス集・資料編】

#### 【資料 B-2-1】 インターンシップ関連資料

#### (3) B-2 の改善・向上方策（将来計画）

現在、協定校との連携事業について、インターンシップや共同研究など新たな取組みを進めることで、国際交流のさらなる発展を目指している。しかしながら、現時点では派遣や受入れは少人数に留まっており、今後さらに希望留学生数が増加することを考慮して、留学生向けの支援策の整備を徹底し、全学を挙げて国際交流の推進を図っていく。

また、双方向での交流と連携の深化を図るうえで、英語や中国語等の語学力向上と、これらの言語での講義の拡充についても検討を進めていく。

#### 【基準 B の自己評価】

本学は、11 カ国・地域、18 校・1 機関と協定・提携関係を築き、留学生の派遣・受入れの拡充、教員間交流や共同研究、インターンシップ生の受入れ、その他を着実に推進することを通じ、体育・スポーツ及び健康分野の国際化が促進され、これらの分野での教育研究上の国際交流の深化拡大が図られてきていることから、本学は「基準 B.国際交流と連携」を満たしている。

## V. 特記事項

### 1. 仙台市に本拠地を置くプロスポーツ4団体とのアカデミックパートナーシップ

本学ではプロスポーツが保有する有形無形の資産を活用した人材育成を目的に、仙台市に本拠地を置く株式会社仙台 89ERS、株式会社楽天野球団、株式会社ベガルタ仙台、株式会社マイナビフットボールクラブの4つのプロスポーツ団体とアカデミックパートナーシップ協定を締結し、学生がプロスポーツの現場で学ぶ機会を確保している。

具体的には、学生がプロスポーツの現場に赴き、コーチングやトレーニング方法、各試合会場で開催される試合やイベントの運営等について実践的に学んでいる。また、チームスタッフとしてのインターンシップを行うなど、学内での学びを現場で実践する取組みを行っている。さらに、各チームの運営会社のスタッフが本学を訪れ、現場における体験談や技術指導、栄養指導など、学生の専門性に応じた出前講義も行い、協定を生かしたスポーツを「支える」機能に係る多彩なプログラムを学生に提供している。このような取組みにより、本学卒業生のチーム運営会社への就職にもつながっている。

今後もこの取組みを継続し、学生がプロスポーツ団体を舞台とした「生きた学び」を経験することで卒業後の実践力の向上を図り、建学の精神の具現化を目指していく。

### 2. 附属高校との高大接続教育の深化及び ICT 教育の充実による人材の育成

本学では、法人が設置する附属高校とのスポーツ科学をベースとした高大接続教育を深化させることで、7年間の一貫教育という視点に基づく人材育成を図っている。具体的には、附属高校からの進学者・保護者で組織する「明仙育進会」を組織し、大学進学後の修学状況等に関する情報共有と生活や進路の相談体制を整備している。附属高校が所在する仙台市川平地区に新設した大学キャンパスでは、スポーツ科学実践施設（川平 KMCH）を新アリーナに付設整備し、進学希望の高校生等に対し、AIカメラによる動作解析、インボディ等による身体・生理特性分析その他、高校専門学科「体育」の学習指導要領を踏まえた実技授業等において、各種スポーツに関する基礎的な科学的知識の習得等に係る教育を、本学アスレティックトレーナー等の常駐、大学教員の出前授業、教員志望学生の指導実践等を通じ、大学教育研究の一環として実施している。令和 6(2024)年度からは、高校の運動部活動についても教員志望の本学卒の大学職員等による技術指導ができる体制を整備し、高大接続教育を通して、部活動の地域移行など、時代の要請を踏まえた専攻領域に係る人材育成を深化させている。

併せて、社会全体で「デジタル革命(DX)」が加速している中であって、ソフトバンク株式会社と連携し、福島県郡山市など遠隔での中学校の部活動支援事業を実施するとともに、令和 4(2022)年度には文部科学省から「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」の選定を受け、さらに、令和 5(2023)年度にはスポーツ情報マスメディア学科で高校の教科「情報」教員免許の課程認定を受け、令和 6(2024)年度同学科への入学生においては、その約 65%が、教科「情報」の教員免許取得を希望している状況にある。以上のように、高大接続教育の深化及び ICT 教育の一層の充実によって、スポーツ科学の分野において DX その他、時代の要請に対応できる人材育成に努めている。



VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 2 条第 1 項において、「体育・スポーツ、健康福祉、スポーツ栄養、スポーツ情報マスメディア、現代武道及び子ども運動教育に関する諸科学を教授研究し、当該分野における指導者としての専門的知識と技能を体得させるとともに、高い識見と広い視野とをもって、社会の指導的な役割を果し得る有能な人材を育成する」と大学の目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条において、体育学部を置くことを定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 6 条において、修業年限を 4 年と定めている。	3-1
第 88 条	○	学則第 19 条において、再入学、転入学及び編入学を許可された者の修得した授業科目、単位及び在学期間については、審査のうえ、その全部又は一部を認めている。	3-1
第 89 条	—	早期卒業の制度を設けていないため、該当しない。	3-1
第 90 条	○	学則第 12 条において、入学資格として高等学校を卒業した者、通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者等を定めている。	2-1
第 92 条	○	学則第 47 条において、本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員等を置くことができることを定めている。また、学長、副学長等の責務については、教学組織に関する規程第 10 条～第 17 条において適切に定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 48 条において、教授会を置くことを定めており、教授会運営規程に定める学長がつかさどる教育研究に関する事項等について審議している。	4-1
第 104 条	○	学則第 35 条及び学則第 36 条において、卒業要件と学士（体育学、健康福祉学、スポーツ栄養学、スポーツ情報マスメディア学、現代武道学、子ども運動教育学）の学位を授与することを定めている。また、大学院については、大学院学則第 44 条及び学位規程第 3 条において、大学院の修士課程を修了した者に対し修士（スポーツ科学）の学位を授与することを定めている。	3-1
第 105 条	○	履修証明プログラム規程に基づき、本学の学生以外の者を対象とした体系的な知識・技術等の習得を目指し、修了した者に対して、修了の事実を証明する履修証明書を交付している。	3-1
第 108 条	—	短期大学を設置していないため、該当しない。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条の 2 及び大学院学則第 3 条において、自己点検及び評価について定め、また、自己点検・評価規程に基づき、自己点検	6-2

仙台大学

		及び評価を実施し、その結果を公表している。 認証評価機関による評価についても政令で定める期間ごとに受審している。	
第 113 条	○	教育研究活動の公表は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定められた 9 項目及び教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に定められた 6 項目に加えて、本学が独自に設定した項目をホームページ上で公表している。	3-2
第 114 条	○	事務組織規程第 4 章第 2 節の各条項において、事務職員・技術職員の職務について適切に定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 16 条第 3 号において、編入学資格について定めており、「高等専門学校の卒業生」としている。	2-1
第 132 条	○	学則第 16 条第 4 号において、編入学資格について定めており、「専修学校の専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者」としている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	<p>以下のとおり定めている。</p> <p><b>〔大学学則〕</b>                      修業年限（第 6 条）                      学年・学期（第 8 条・第 9 条）                      授業を行わない日（第 10 条）                      部科及び課程の組織に関する事項（第 3 条）                      教育課程及び授業日数等に関する事項（第 27 条～第 30 条）                      学習の評価及び課程修了の認定に関する事項（第 31 条第 2 項及び第 35 条）                      収容定員及び職員組織に関する事項（第 5 条及び第 47 条）                      入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項（第 11 条～第 26 条及び第 35 条～第 36 条の 2）                      授業料、入学金その他の費用徴収に関する事項（第 42 条～第 46 条）                      賞罰に関する事項（第 37 条及び第 38 条）                      寄宿舎に関する事項（第 4 条の 2）</p> <p><b>〔大学院学則〕</b>                      修業年限（第 8 条）                      学年・学期（第 11 条・第 12 条）                      授業を行わない日（第 13 条）                      部科及び課程の組織に関する事項（第 4 条）</p>	3-1 3-2

仙台大学

		<p>教育課程及び授業日数等に関する事項（第 31 条～第 34 条）</p> <p>学習の評価及び課程修了の認定に関する事項（第 37 条第 2 項及び第 43 条）</p> <p>収容定員及び職員組織に関する事項（第 7 条及び第 5 条）</p> <p>入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項（第 15 条～第 30 条、第 43 条及び第 44 条）</p> <p>授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項（第 47 条～第 51 条）</p> <p>賞罰に関する事項（第 45 条及び第 46 条）</p> <p>寄宿舎に関する事項（第 57 条）</p>	
第 24 条	○	学生の学修状況及び健康状況を記録した書類を作成し、適切に管理している。また、成績証明書等の各種証明書を学長名で発行している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 38 条及び大学院学則第 46 条において、懲戒に関する手続きを定めている。	4-1
第 28 条	○	文書保存期間基準において、保存する文書の種類と保存期間を適切に定め、所管部署において保存している。	3-2
第 143 条	—	代議員会等の制度を設けていないため、該当しない。	4-1
第 146 条	○	学則第 32 条において、入学前の既修得単位等の認定を定めている。	3-1
第 147 条	—	早期卒業の制度を設けていないため、該当しない。	3-1
第 148 条	—	修業年限が 4 年を超える学部を有していないため、該当しない。	3-1
第 149 条	—	早期卒業の制度を設けていないため、該当しない。	3-1
第 150 条	○	学則第 12 条において、入学資格を定めている。	2-1
第 151 条	—	飛び入学の制度を設けていないため、該当しない。	2-1
第 152 条	—	飛び入学の制度を設けていないため、該当しない。	2-1
第 153 条	—	飛び入学の制度を設けていないため、該当しない。	2-1
第 154 条	—	飛び入学の制度を設けていないため、該当しない。	2-1
第 161 条	○	学則第 16 条第 3 号及び編入学試験要項に基づき、適切に運用している。	2-1
第 162 条	—	外国の大学等に在学した者の転入学を受入れていないため、該当しない。	2-1
第 163 条	○	学則第 8 条において、学年は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終ると定めている。	3-2
第 163 条の 2	○	本学では Society5.0、デジタルトランスフォーメーション（DX）に対応した人材を養成するため、「仙台大学 DX 人材育成プログラム」を全学科で実施している。本プログラムは、文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」に認定（認定の有効期限：令和 9(2027)年 3 月 31 日ま	3-1

仙台大学

		で)されており、修了した者に対し、学修証明書を電子データで交付している。	
第 164 条	○	履修証明プログラム規程に基づき、適切に運用している。	3-1
第 165 条の 2	○	学則に本学の目的や学部学科における人材養成に関する目的と教育目的を定める他、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）について一貫性を持って定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価規程に基づき、適切に運用している。	6-2
第 172 条の 2	○	必要な教育研究活動等の状況についての情報をホームページ上で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 36 条において、卒業を認定した者に対して学位を授与することを定めている。また、大学院については、大学院学則第 44 条において、修士の学位を授与することを定めている。	3-1
第 178 条	○	学則第 16 条第 3 号及び編入学試験要項に基づき、適切に運用している。	2-1
第 186 条	○	学則第 16 条第 4 号及び編入学試験要項に基づき、適切に運用している。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準に基づき、大学設置基準を必要最低限と確認し、その水準の向上を図ることに努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 2 条第 2 項において、学部、学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	学則第 14 条、入学試験委員会規程に審議事項を定め、公平かつ適切な方法により、入学者選抜を適切に実施している。	2-1
第 3 条	○	学則第 3 条において、体育学部を置くことを定めている。同学部は、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数を適切に配置している。	1-2
第 4 条	○	学則第 3 条において、体育学科、健康福祉学科、スポーツ栄養学科、スポーツ情報マスメディア学科、現代武道学科、子ども運動教育学科を設置することを定めている。各学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するのに必要な組織を備えている。	1-2
第 5 条	—	学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設置	1-2

仙台大学

		していないため、該当しない。	
第 6 条	—	学部以外の教育研究上の基本となる組織を置いていないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	本学は、学則第 2 条の目的を達成するため、教育研究実施組織の規模並びに学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員その他必要な職員を置いている。また、学長、副学長、各学科に学科長、各部長、各センター長を置き、教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在を明確にしている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	主要授業科目については、原則として教授、准教授が担当している。主要授業科目以外の授業科目については、可能な限り専任の教授、准教授、講師又は助教が担当している。	3-2 4-2
第 9 条	—	授業を担当しない教員を置いていないため、該当しない。	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	専任教員数及び教授数は、大学設置基準が定める基準数を上回っている。	3-2 4-2
第 11 条	○	教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を身に付け、能力及び資質を向上させるための組織的な研修を実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	学長選任規程第 2 条及び第 6 条～第 9 条において、学長の選考基準及び選考の方法を定めている。	4-1
第 13 条	○	専任教員の職位再任・昇任手続等に関する要綱に基づき、大学設置基準を踏まえた教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第 14 条	○	専任教員の職位再任・昇任手続等に関する要綱に基づき、大学設置基準を踏まえた准教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	専任教員の職位再任・昇任手続等に関する要綱に基づき、大学設置基準を踏まえた講師の資格を定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	専任教員の職位再任・昇任手続等に関する要綱に基づき、大学設置基準を踏まえた助教の資格を定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	専任教員（助手）の職位再任手続等に関する要綱に基づき、大学設置基準を踏まえた助手の資格を定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 5 条において、収容定員を定めている。	2-1
第 19 条	○	教育課程はカリキュラム・ポリシーに基づき、授業科目を自ら開設するとともに、体系的に編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	連携開設科目を開設していないため、該当しない。	3-2
第 20 条	○	教育課程及び履修方法に関する規程第 2 条において、教育課程は、	3-2

仙台大学

		各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、各年次に配分して構成している。	
第 21 条	○	1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成し、学則第 28 条の 2 において、講義及び演習については 15 時間の授業で 1 単位とし、実験、実習及び実技については 30 時間の授業で 1 単位とすることを定めている。	3-1
第 22 条	○	学則第 29 条において、1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とすることを定めている。	3-2
第 23 条	○	学則第 30 条において、各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行うことを原則とすることを定めている。	3-2
第 24 条	○	一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の内容・方法、施設・設備、免許・資格の関係法令等を考慮して、教育効果を十分に上げられるような適当な人数に設定している。	2-5
第 25 条	○	学則第 28 条において、授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うことを定め、適切に運用している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画については、各授業科目のシラバスにおいて、あらかじめ明示している。 教育課程及び履修方法に関する規程第 18 条において、学修の成果に係る評価基準を定めている。	3-1
第 26 条	—	昼夜開講制は実施していないため、該当しない。	3-2
第 27 条	○	学則第 31 条において、授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の方法により単位を授与することを定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	教育課程及び履修方法に関する規程第 11 条の 2 において、1 年間に履修登録できる単位数の上限を 49 単位とすることを定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目を開設していないため、該当しない。	3-1
第 28 条	○	学則第 31 条の 2 において、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位は、60 単位を限度として、単位を与えることを定めている。	3-1
第 29 条	○	学則第 31 条の 3 において、大学以外の教育施設等において学修した授業科目について修得した単位は、60 単位を超えない範囲で単位を与えることを定めている。	3-1
第 30 条	○	学則第 32 条において、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について本学に入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、60 単位を超えない範囲で単位を与えることを定めている。	3-1
第 30 条の 2	○	学則第 55 条の 5 において、長期にわたる教育課程の履修を定めている。	3-2

仙台大学

第 31 条	○	学則第 55 条において、科目等履修生等を定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 35 条において、卒業要件は 4 年以上在学し、124 単位以上を修得することを定めている。	3-1
第 33 条	—	授業時間制をとっていないため、該当しない。	3-1
第 34 条	○	本学は、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有しており、学生間の交流、休息の場としてラーニングコモンズ等を設置している。	2-5
第 35 条	○	本学は、校舎と同一の敷地内に運動場（陸上競技場）、五つの体育館その他スポーツ施設及び国際交流会館を有している。	2-5
第 36 条	○	本学は、学長室、会議室、事務室、研究室、教室（講義室、演習室、実習室）図書館、医務室、学生自習室、学生控室等を有している。	2-5
第 37 条	○	本学の校地面積は、173,422 m <sup>2</sup> であり、大学設置基準で定める 23,560 m <sup>2</sup> を十分に満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	本学の校舎面積は、22,064.0 m <sup>2</sup> であり、大学設置基準で定める 13,993.9 m <sup>2</sup> を満たしている。	2-5
第 38 条	○	本学は、附属図書館を設置し、教育研究上必要な資料を備えている。また、専任の司書を配置し、閲覧室、ニューメディア室、書庫等を有し、十分な座席数（220 席）を備えている。	2-5
第 39 条	○	本学は、体育学部を設置しており、複数の体育館を有している。	2-5
第 39 条の 2	—	薬学に関する学部を設置していないため、該当しない。	2-5
第 40 条	○	必要な種類及び数の機械、器具を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	船岡キャンパス、川平キャンパスにそれぞれ必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	本学の校名、学部及び学科の名称は教育研究上の目的にふさわしい名称である。	1-1
第 41 条	—	学部等連係課程実施基本組織を置いていないため、該当しない。	3-2
第 42 条	—	専門職学科を設置していないため、該当しない。	1-2
第 42 条の 2	—	専門職学科を設置していないため、該当しない。	2-1
第 42 条の 3	—	専門職学科を設置していないため、該当しない。	4-2
第 42 条の 4	—	専門職学科を設置していないため、該当しない。	3-2
第 42 条の 5	—	専門職学科を設置していないため、該当しない。	4-1
第 42 条の 6	—	専門職学科を設置していないため、該当しない。	3-2
第 42 条の 7	—	専門職学科を設置していないため、該当しない。	2-5
第 42 条の 8	—	専門職学科を設置していないため、該当しない。	3-1
第 42 条の 9	—	専門職学科を設置していないため、該当しない。	3-1

仙台大学

第 42 条の 10	—	専門職学科を設置していないため、該当しない。	2-5
第 43 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	2-5
第 48 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	2-5
第 49 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部を設置していないため、該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部を設置していないため、該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部を設置していないため、該当しない。	4-2
第 58 条	—	外国に学部、学科を設置していないため、該当しない。	1-2
第 59 条	—	大学院大学を設置していないため、該当しない。	2-5
第 61 条	—	新たな大学、薬学を履修する課程を設置していないため、該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 36 条において、本学の卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与することを定めている。	3-1
第 10 条	○	学則第 36 条において、学士の学位に付記する専門分野の名称を、体育学科は「学士(体育学)」、健康福祉学科は「学士(健康福祉学)」、スポーツ栄養学科は「学士(スポーツ栄養学)」、スポーツ情報マスメディア学科は「学士(スポーツ情報マスメディア学)」、現代武道学科は「学士(現代武道学)」、子ども運動教育学科は「学士(子ども運動教育学)」と適切に定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第 13 条	○	学位に変更が生じた場合は、学則改正時に文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	「仙台大学ガバナンス・コード」を定め、自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保に努めている。	5-1



仙台大学

第 26 条の 2	○	特別の利益供与の禁止については、事業を行うに当たって、理事、監事、評議員、職員等に対して特別の利益を供与していない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 38 条第 2 項において、寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないことを定めている。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条において、理事 5 人以上 14 人以内、監事 2 人以上 3 人以内とし、現在、理事 8 人と監事 2 人で構成している。理事のうち 1 人を理事長とし、理事会において、理事総数の過半数の議決により選任することを定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係については、委任に関する規定に従い遵守している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 18 条において、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。また、理事会の組織及び運営等について、規定に従い適正に運営している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 11 条において、理事長は、この法人を代表し、業務を総理している。また、監事は、寄附行為第 15 条に定める業務を遂行している。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 5 条第 2 項において、適正な手続きを経て、理事長を選任している。また、寄附行為第 7 条において、監事を選任している。寄附行為第 10 条に役員解任及び退任について定めている。	5-2
第 39 条	○	監事 2 人は、理事、評議員又は学校法人の職員を兼ねていない。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条において、理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 か月以内に補充しなければならないことを定め、規定に従い適正に運営している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 21 条において、評議員 29 人以内とし、現在、評議員は 19 人である。また、評議員会の組織及び運営等について、規定に従い適正に運営している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 23 条において、理事長は、同 23 条に定める事項について、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 24 条において、評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 25 条において、適正な手続きを経て評議員を選任している。	5-3
第 44 条の 2	○	寄附行為第 16 条及び寄附行為第 17 条において、役員が学校法人に対する損害賠償責任に係る責任の免除及び責任限定契約について定めており、役員が任務を怠ったときに学校法人に対してこれによって生じた損害を賠償する責任を負うことを示している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたとき	5-2

仙台大学

		は、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うとしている。	5-3
第 44 条の 4	○	役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者としている。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	一般社団・財団法人法の規定を準用している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 46 条において、寄附行為の変更は、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けることとしている。届出事項の場合は、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣に届出ている。	5-1
第 45 条の 2	○	毎会計年度、予算及び事業計画を作成するとともに、5 年を目途とした期間ごとに、事業に関する中期的な計画を作成している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 37 条第 2 項において、学校法人の決算及び事業の実績について、毎年度終了後 2 か月以内に評議員会に報告し、その意見を求めている。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 38 条において、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿を作成している。また、同第 38 条 2 項において、財産目録等を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 40 条において、役員の報酬は、別に定めた「学校法人 朴沢学園役員の報酬等に関する規程」に従って支給している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 42 条において、会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとしている。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 39 条において、寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿、役員に対する報酬等の支給の基準を本学ホームページ上で適切に公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 2 条において、「広い視野に立って、体育・スポーツ、健康福祉、スポーツ栄養、スポーツ情報マスメディア、現代武道及び子ども運動教育に関する学術の理論と応用を教授研究し、当該分野における高度の専門的な職業等を担うための卓越した能力を培い、もって体育・スポーツ及び健康分野の発展に寄与する有為な人材を育成することにより、広く社会に貢献する」と大学院	1-1

仙台大学

		の目的を定めている。	
第 100 条	○	大学院学則第 4 条において、スポーツ科学研究科を置くことを定めている。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 16 条において、入学資格として大学を卒業した者、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者等を定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 16 条において、入学資格として大学を卒業した者、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者等を定め、当該学則に基づき、運用している。	2-1
第 156 条	—	博士課程を置いていないため、該当しない。	2-1
第 157 条	—	飛び入学制度を実施していないため、該当しない。	2-1
第 158 条	—	飛び入学制度を実施していないため、該当しない。	2-1
第 159 条	—	飛び入学制度を実施していないため、該当しない。	2-1
第 160 条	—	飛び入学制度を実施していないため、該当しない。	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準に基づき、大学院設置基準を必要最低限と確認し、その水準の向上を図ることに努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 2 条第 2 項において、研究科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則第 18 条、大学院各種係運営会議及び各種係に関する規程に審議事項を定め、公平かつ妥当な方法により、入学者選抜を適切に実施している。	2-1
第 2 条	○	大学院学則第 4 条において、修士課程を置くことを定めている。	1-2
第 2 条の 2	—	専ら夜間において教育を行う課程を置いていないため、該当しない。	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 2 条第 1 項において、「広い視野に立って、体育・スポーツ、健康福祉、スポーツ栄養、スポーツ情報マスメディア、現代武道及び子ども運動教育に関する学術の理論と応用を教授研究し、当該分野における高度の専門的な職業等を担うための卓越した能力を培い、もって体育・スポーツ及び健康分野の発展に寄与する有為な人材を育成する」と大学院の目的を定めている。また、大学院学則第 8 条において、標準修業年限を 2 年コースは 2	1-2

仙台大学

		年、1年コースは1年と定めている。	
第4条	—	博士課程を置いていないため、該当しない。	1-2
第5条	○	本大学院は、大学院学則第2条の目的を達成するため、スポーツ科学研究科を設置しており、1学年23人定員としている。教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数、その他が研究科として大学院設置基準を十分に満たしている。	1-2
第6条	○	大学院学則第4条において、スポーツ科学研究科を設置することを定めている。スポーツ科学研究科は、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有している。	1-2
第7条	○	研究科（スポーツ科学研究科）と学部（体育学部）は、同じ体育関係の分野であり、適切な連携を図っている。	1-2
第7条の2	—	複数の大学が協力して教育研究を行う研究科を設置していないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	研究科以外の基本組織を置いていないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な教学組織及び事務組織を編成している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条	○	研究指導担当教員及び授業担当教員審査基準に関する内規において、大学院の担当教員については、高度の教育上の指導能力があると認められた者と定めている。また、大学院設置基準で定める必要な教員数を十分に満たしている。	3-2 4-2
第9条の3	○	教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を身に付け、能力及び資質を向上させるための組織的な研修を実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第10条	○	大学院学則第7条において、収容定員を定めており、学生の数を収容定員に基づき適正に管理している。 なお、外国に研究科、専攻その他の組織を設けていない。	2-1
第11条	○	教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、授業科目を自ら開設するとともに、研究指導に係る計画を策定して体系的に編成している。2年コースの教育課程は、コア科目、領域科目に分け、	3-2

仙台大学

		1年コースの教育課程は、コア科目、領域科目、共通科目に分けて、高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、専門分野に関連する分野の基礎的素養の涵養を図る授業科目を配置している。	
第12条	○	大学院学則第32条において、授業科目は別表に定める科目を配置し、授業及び研究指導で構成している。	2-2 3-2
第13条	○	教育課程及び履修方法に関する規程第22条において、各大学院生に対して、研究指導教員1名と定めている。また、大学院学則第40条において、他の大学院、研究所等における研究指導の委託を定めている。	2-2 3-2
第14条	○	大学院学則第14条において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は修士論文の作成等に対する指導を行っている。	3-2
第14条の2	○	成績評価基準、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導計画については、各授業科目のシラバスに明示し、学生にあらかじめ示している。また、学修成果に当たってはポートフォリオ学修成果報告を活用し、学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、学生に対してその基準をあらかじめ明示し、適切に行っている。	3-1
第15条	○	大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学院設置基準を準用し、適切に運用している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	大学院学則第8条において、標準修業年限を2年コースは2年、1年コースは1年以上2年未満と定め、同学則第32条の別表に定める授業科目から30単位以上修得し、同学則第43条において、修士論文(2年コース)又はリサーチ・ペーパー(1年コース)を提出し、学位論文審査及び試験に合格した者と定めている。	3-1
第17条	—	博士課程を置いていないため、該当しない。	3-1
第19条	○	教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備え、学部と共用している。	2-5
第20条	○	必要な種類及び数の機械、器具を備えている。	2-5
第21条	○	学部と共用する図書館において、研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、電子ジャーナル、電子書籍、その他教育研究上必要な資料を備えている。	2-5
第22条	○	教育研究上支障を生じない範囲で、学部と施設及び設備を共用している。	2-5
第22条の2	—	二以上の校地において教育研究を行っていないため、該当しない。	2-5
第22条の3	○	教育研究環境の整備については、必要な経費等を確保し、教育研	2-5

仙台大学

		究にふさわしい環境の整備に努めている。	4-4
第 22 条の 4	○	大学院学則第 4 条において、研究科及び専攻の名称については、スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻と定めている。この名称は、研究科等として適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしいものになっている。	1-1
第 23 条	—	独立大学院を設置していないため、該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	—	独立大学院を設置していないため、該当しない。	2-5
第 25 条	—	通信教育を行う課程を設置していないため、該当しない。	3-2
第 26 条	—	通信教育を行う課程を設置していないため、該当しない。	3-2
第 27 条	—	通信教育を行う課程を設置していないため、該当しない。	3-2 4-2
第 28 条	—	通信教育を行う課程を設置していないため、該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	通信教育を行う課程を設置していないため、該当しない。	2-5
第 30 条	—	通信教育を行う課程を設置していないため、該当しない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	研究科等連係課程実施基本組織を置いていないため、該当しない。	3-2
第 31 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-2
第 32 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第 33 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	2-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科を設置していないため、該当しない。	3-2
第 34 条の 3	—	工学を専攻する研究科を設置していないため、該当しない。	4-2
第 42 条	○	学校法人朴沢学園事務組織規程第 4 条第 10 号において、適当な事務組織を設けている。	2-3
第 43 条	○	授業料等の情報については、大学院ガイドブック、大学院入学試験要項及びホームページで公表し、大学院生及び入学を志望する者に対し明示している。	2-4
第 45 条	—	外国に研究科、専攻その他の組織を設けていないため、該当しない。	1-2
第 46 条	—	新たに大学院及び研究科等を設置していないため、該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3

仙台大学

第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1

仙台大学

第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 44 条及び学位規程第 3 条において、本大学院の修士課程を修了した者に対して、修士の学位を授与することを定めている。	3-1
第 4 条	—	博士課程を置いていないため、該当しない。	3-1
第 5 条	○	学位規程第 5 条第 5 項において、論文審査専門委員会が学位論文の審査のため必要があると認めたときは、研究科会議の議を経て、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができることを定めている。	3-1
第 12 条	—	博士課程を置いていないため、該当しない。	3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1



仙台大学

第7条			3-1
第8条			3-2 4-2
第9条			2-5
第10条			2-5
第11条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人朴沢学園寄附行為、施行規則	
【資料 F-2】	大学案内	
	仙台大学大学案内 GUIDE BOOK2025	
	仙台大学大学院大学案内 GUIDE BOOK2025	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	仙台大学学則、仙台大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	令和 7 年度仙台大学入学試験要項	
	令和 7 年度仙台大学大学院学生募集要項 修士課程 2 年コース	
	令和 7 年度仙台大学大学院学生募集要項 修士課程 1 年コース	
【資料 F-5】	学生便覧	

仙台大学

	令和6年度仙台大学体育学部学生便覧 令和6年度仙台大学大学院便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和6年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和5年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	仙台大学アクセスマップ、キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人朴沢学園規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人朴沢学園役員名簿、評議員名簿	
	令和5年度学校法人朴沢学園理事会・評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）及び監事監査報告書（過去5年間）	
	計算書類及び監事監査報告書（令和元年度～令和5年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	仙台大学の三つのポリシー一覧	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	—	該当なし
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	—	該当なし

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学則（第2条第1項）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	学生便覧 p.13	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-3】	学則（別表第1）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-4】	学生便覧 p.31	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-5】	大学院学則（第2条第1項）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-6】	大学院学則（第2条第2項）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-7】	大学院便覧 p.3	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-8】	大学案内 p.3～p.4	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-9】	入学試験要項 p.3	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-1-10】	大学院ガイドブック p.2	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-11】	ホームページ〈仙台大学の「建学の精神」および「基本理念」について〉	
【資料 1-1-12】	ホームページ「仙台大学学則別表第1（学部及び各学科の人材養成の目的等）」	
【資料 1-1-13】	ホームページ「教学組織体系図」	
【資料 1-1-14】	大学案内「免許・資格一覧」 p.73～p.74	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-15】	ホームページ「取得できる資格」	
【資料 1-1-16】	2033 プロジェクトチーム中間報告書	
【資料 1-1-17】	体育学部6学科・大学院研究科の設置認可通知、養成施設（介護福祉士・栄養士・保育士）指定通知	

仙台大学

【資料 1-1-18】	高等学校教諭一種免許状（情報）課程認定通知	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	委員会に関する規程	
【資料 1-2-2】	大学案内 p.4	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-3】	ホームページ〈仙台大学の「建学の精神」および「基本理念」について〉	【資料 1-1-11】と同じ
【資料 1-2-4】	オリエンテーション資料	
【資料 1-2-5】	「建学の精神」および「基本理念」パネル掲示マップ	
【資料 1-2-6】	教職員全体集会資料	
【資料 1-2-7】	第Ⅰ期中期経営計画	
【資料 1-2-8】	第Ⅰ期中期経営計画進捗報告	
【資料 1-2-9】	第Ⅱ期中期経営計画	
【資料 1-2-10】	大学案内 p.50（体育学部） p.20（体育学科） p.24（健康福祉学科） p.28（スポーツ栄養学科） p.32（スポーツ情報マスメディア学科） p.36（現代武道学科） p.40（子ども運動教育学科）	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-11】	仙台大学の三つのポリシー一覧	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-12】	大学院ガイドブック p.3～p.4	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-13】	教学組織に関する規程	
【資料 1-2-14】	委員会に関する規程	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 1-2-15】	令和6年度委員会等構成表	
【資料 1-2-16】	スポーツ健康科学研究実践機構運営規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	大学案内 p.50（体育学部） p.20（体育学科） p.24（健康福祉学科） p.28（スポーツ栄養学科） p.32（スポーツ情報マスメディア学科） p.36（現代武道学科） p.40（子ども運動教育学科）	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-2】	ホームページ「三つのポリシー」	
【資料 2-1-3】	入学試験要項 p.4～p.7	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	オープンキャンパス入場者数（過去2年間）	
【資料 2-1-5】	高校訪問状況	
【資料 2-1-6】	高校出前授業等派遣一覧	
【資料 2-1-7】	入試説明会等参加状況	
【資料 2-1-8】	入試懇談会次第及び関連資料	
【資料 2-1-9】	同窓会開催状況	
【資料 2-1-10】	大学院ガイドブック p.3～p.4	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-11】	ホームページ「大学院の三つのポリシー」	
【資料 2-1-12】	入試区分ごとの選考方法	
【資料 2-1-13】	入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-14】	入学者を対象とした追跡調査	
【資料 2-1-15】	高等学校関係者への検証依頼文書	
【資料 2-1-16】	入学試験問作委員名簿	
【資料 2-1-17】	大学院入試区分ごとの選考方法	
【資料 2-1-18】	大学院学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-19】	大学院春・秋入学外国人留学生特別選抜学生募集要項	
【資料 2-1-20】	大学院各種係名簿	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	学生支援センター運営規程	

仙台大学

【資料 2-2-2】	手話カフェの関連資料	
【資料 2-2-3】	学生支援センター活動報告書（抜粋）と日本語教室時間割表	
【資料 2-2-4】	教職支援センター運営規程	
【資料 2-2-5】	教職支援課月別業務	
【資料 2-2-6】	教職支援プログラム	
【資料 2-2-7】	教員採用試験対策「チーム教採」「未来先生」の関連資料	
【資料 2-2-8】	キャリアセンター運営規程	
【資料 2-2-9】	資格取得推進のための各種資格担当主管一覧	
【資料 2-2-10】	各種資格試験の受験結果	
【資料 2-2-11】	国際交流課職員リスト	
【資料 2-2-12】	国際交流センター運営規程	
【資料 2-2-13】	国際交流協定大学等一覧	
【資料 2-2-14】	入学準備課題資料	
【資料 2-2-15】	「体育系大学の基礎教養」の資料	
【資料 2-2-16】	「導入演習」学生配付資料	
【資料 2-2-17】	英語プレイスメントテスト資料	
【資料 2-2-18】	総合英語 ABCD テキスト集	
【資料 2-2-19】	「スポーツに何故英語が必要か」の資料	
【資料 2-2-20】	クラス担任一覧	
【資料 2-2-21】	修学サポート委員会規程	
【資料 2-2-22】	令和 6 年度修学サポート委員会活動について	
【資料 2-2-23】	修学改善勧告対象者及び復学者の支援担当者	
【資料 2-2-24】	個人面談記録（修学改善勧告）	
【資料 2-2-25】	教員オフィスアワー時間帯一覧	
【資料 2-2-26】	シラバス（オフィスアワー）	
【資料 2-2-27】	ティーチング・アシスタント規程	
【資料 2-2-28】	大学院の正・副指導教員について	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	シラバス「キャリアプランニングⅠ・Ⅱ・Ⅲ」	
【資料 2-3-2】	プロスポーツ団体とのアカデミックパートナーシップの協定書及び契約書	
【資料 2-3-3】	プロスポーツ団体との取組み報告	
【資料 2-3-4】	「ボランティア活動実践 A・B・C・D」単位取得者数の推移	
【資料 2-3-5】	就職指導計画	
【資料 2-3-6】	就職指導計画に基づく関連資料	
【資料 2-3-7】	卒業後の進路（過去 4 年間の主な就職先一覧）	
【資料 2-3-8】	就職ガイドブック（大学生編）	
【資料 2-3-9】	就職個別面談実施について	
【資料 2-3-10】	公務員採用塾 開講式 次第	
【資料 2-3-11】	シラバス「キャリアマネジメント演習」	
【資料 2-3-12】	スポーツ科学インターンシップ実習について	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	自己管理システムの説明と全体図及び学生基本属性調査資料	
【資料 2-4-2】	携帯緊急メールシステムについて	
【資料 2-4-3】	給付型奨学金規程	
【資料 2-4-4】	スポーツ奨学生規程	
【資料 2-4-5】	学費滞納を理由とした除籍の運用に関する規程	
【資料 2-4-6】	クラブ運営要綱	
【資料 2-4-7】	学友会クラブ費・同好会費の予算算出・執行に関する申合わせ	

【資料 2-4-8】	保護者会振興特別助成規程	
【資料 2-4-9】	保護者会報奨内規	
【資料 2-4-10】	健康管理センター運営規程	
【資料 2-4-11】	健康管理センターにおける関連資料（学年・診療科別受診件数一覧、月別・学科別受診件数一覧、レントゲン撮影利用状況、健康診断書発行状況、他機関との連携件数）	
【資料 2-4-12】	船岡アスレティックトレーニング室の運営に関する内規	
【資料 2-4-13】	学生相談室の運営に関する内規	
【資料 2-4-14】	学生相談における関連資料（学生相談室年間活動報告、学生相談室利用状況、学生相談室だより第 34 号～36 号）	
<b>2-5. 学修環境の整備</b>		
【資料 2-5-1】	学生寮規則	
【資料 2-5-2】	防火・防災管理規程	
【資料 2-5-3】	防火・防災管理組織図	
【資料 2-5-4】	耐震診断報告書（専門研究棟、第一体育館、第二体育館、学生寮）	
【資料 2-5-5】	附属図書館運営規程	
【資料 2-5-6】	附属図書館利用規程	
【資料 2-5-7】	附属図書館ライブラリーガイド	
【資料 2-5-8】	附属図書館ブログ「書燈」	
【資料 2-5-9】	e 図書館関連資料	
【資料 2-5-10】	学内 LAN の利用について	
【資料 2-5-11】	バリアフリー施設状況	
【資料 2-5-12】	クラス担任一覧	【資料 2-2-20】と同じ
【資料 2-5-13】	時間割（全学科分）	
<b>2-6. 学生の意見・要望への対応</b>		
【資料 2-6-1】	学修状況及び学生生活に関する調査における意見・要望等への大学回答	
【資料 2-6-2】	健康調査集計結果	
【資料 2-6-3】	健康管理センター公式 LINE ポスター	
【資料 2-6-4】	「けが・事故・熱中症等」の定型報告フォーム	
【資料 2-6-5】	AT ルームスタッフリスト	
【資料 2-6-6】	学生相談室アンケート結果	
【資料 2-6-7】	学生からの意見・要望に対する取組み状況	

**基準 3. 教育課程**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定</b>		
【資料 3-1-1】	学生便覧 p.35（体育学部） p.42（体育学科） p.60（健康福祉学科） p.94（スポーツ栄養学科） p.116（スポーツ情報マスメディア学科） p.136（現代武道学科） p.154（子ども運動教育学科）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-2】	大学案内（体育学部） p.50	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-1-3】	ホームページ「三つのポリシー」	【資料 2-1-2】と同じ
【資料 3-1-4】	大学院便覧 p.4	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-5】	大学院ガイドブック p.3～p.4	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-1-6】	ホームページ「大学院の三つのポリシー」	【資料 2-1-11】と同じ
【資料 3-1-7】	学則（第 31 条、第 35 条、第 36 条、第 38 条）	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-8】	シラバス（成績評価方法）	
【資料 3-1-9】	6 学科の「教育課程及び履修方法に関する規程」	
【資料 3-1-10】	学生便覧 p.17～p.19	【資料 F-5】と同じ

仙台大学

【資料 3-1-11】	ホームページ「学則」	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-12】	大学院便覧 p.18～p.19	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-13】	ホームページ「大学院学則」	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-14】	学則（第 28 条の 2、第 31 条第 2 項、第 35 条）	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-15】	GPA について	
【資料 3-1-16】	CAP 制について	
【資料 3-1-17】	成績不振者及び卒業判定に係る GPA の基準について	
【資料 3-1-18】	修学サポート委員会規程	【資料 2-2-21】と同じ
【資料 3-1-19】	大学院学則（第 32 条、第 33 条、第 37 条、第 37 条第 2 項、第 43 条）	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-20】	大学院シラバス（成績評価方法）	
【資料 3-1-21】	大学院学位規程（第 4 条、第 5 条、第 8 条）	
<b>3-2. 教育課程及び教授方法</b>		
【資料 3-2-1】	学生便覧 p.35（体育学部） p.42（体育学科） p.60（健康福祉学科） p.94（スポーツ栄養学科） p.116（スポーツ情報マスメディア学科） p.136（現代武道学科） p.154（子ども運動教育学科）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-2】	大学案内 p.50	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-3】	ホームページ「三つのポリシー」	【資料 2-1-2】と同じ
【資料 3-2-4】	大学院便覧 p.4～p.5	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-5】	大学院ガイドブック p.3～p.4	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-6】	ホームページ「大学院の三つのポリシー」	【資料 2-1-11】と同じ
【資料 3-2-7】	シラバス（DP との関連性）	
【資料 3-2-8】	開講科目における三つの領域区分別到達目標一覧	
【資料 3-2-9】	ホームページ「学士力基盤科目について」	
【資料 3-2-10】	科目ナンバリング及びカリキュラムマップ	
【資料 3-2-11】	カリキュラム・ツリー（履修系統図）	
【資料 3-2-12】	CAP 制について	【資料 3-1-16】と同じ
【資料 3-2-13】	シラバス「テーマ・内容」「ループリック」「授業外学修」「オフィスアワー」「実務経験の有無」	
【資料 3-2-14】	シラバス・ループリック作成の手引き	
【資料 3-2-15】	シラバス・ループリック承認作業について	
【資料 3-2-16】	大学院学則別表・授業科目	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-2-17】	シラバス「キャリアマネジメント演習」	【資料 2-3-11】と同じ
【資料 3-2-18】	シラバス「スポーツ科学指導研究」	
【資料 3-2-19】	スポーツ科学インターンシップ実習について	【資料 2-3-12】と同じ
【資料 3-2-20】	体育系大学としての「教養教育」の実施について	
【資料 3-2-21】	シラバス「体育系大学の基礎教養」「仙台大学の専門教養演習Ⅰ～Ⅲ」	
【資料 3-2-22】	総合英語 ABCD テキスト集	【資料 2-2-18】と同じ
【資料 3-2-23】	オープンエデュケーション	
【資料 3-2-24】	シラバス「学習基礎教養演習」	
【資料 3-2-25】	「学習基礎教養演習」に関する教員研修会資料	
【資料 3-2-26】	「仙台大学の専門教養演習」モデル・シラバス	
【資料 3-2-27】	「仙台大学の専門教養演習」学修ポートフォリオ	
【資料 3-2-28】	SUFD Report（過去 4 年間）	
【資料 3-2-29】	SPLYZA Motion 関連資料	
【資料 3-2-30】	スポーツ動作計測室構成図	
【資料 3-2-31】	令和 4 年度私立学校施設整備費補助金 交付決定通知	
【資料 3-2-32】	ポートフォリオと学修成果報告書について	
【資料 3-2-33】	大学院授業改善アンケート調査結果	

3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	アセスメント・ポリシー（学修成果の評価方針）	
【資料 3-3-2】	令和 4(2022)年度機関・教育課程・科目レベルの達成状況の検証資料	
【資料 3-3-3】	授業改善アンケート調査フォーム	
【資料 3-3-4】	科目レベルでの点検イメージ	
【資料 3-3-5】	成績評価の配分比率基準	
【資料 3-3-6】	前期振り返りと後期に向けて	
【資料 3-3-7】	年度振り返りと次年度に向けて	
【資料 3-3-8】	令和 4 年度「教育課程レベル」の学修成果の達成状況分析	
【資料 3-3-9】	アセスメント・ポリシー（学修成果の評価方針）改正資料	
【資料 3-3-10】	令和 5 年度からのアセスメントに関するスケジュール	
【資料 3-3-11】	英語の学修成果分析（令和 5 年度卒業生）	
【資料 3-3-12】	卒業生アンケート概要報告	
【資料 3-3-13】	就職先企業に対する大学教育の成果に関するアンケート調査結果	
【資料 3-3-14】	ポートフォリオと学修成果報告書について	【資料 3-2-32】と同じ
【資料 3-3-15】	授業改善アンケート集計結果	
【資料 3-3-16】	学修状況に関する調査報告	
【資料 3-3-17】	シラバス（ループブック）	
【資料 3-3-18】	学修成果の指標（卒業生配付）	
【資料 3-3-19】	ディプロマ・サプリメント（就職活動）	
【資料 3-3-20】	学修成果の可視化（ポータルサイト）	
【資料 3-3-21】	大学院授業改善アンケート調査結果	【資料 3-2-33】と同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	教学組織に関する規程	【資料 1-2-13】と同じ
【資料 4-1-2】	委員会に関する規程	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 4-1-3】	副学長の担当職務	
【資料 4-1-4】	学長特別補佐の担当職務	
【資料 4-1-5】	学事顧問の職務内容	
【資料 4-1-6】	令和 6 年度委員会等構成表	【資料 1-2-15】と同じ
【資料 4-1-7】	教授会運営規程	
【資料 4-1-8】	研究科会議運営規程	
【資料 4-1-9】	学長のガバナンス及び学内規程における「学長権限」の記載方法の基準	
【資料 4-1-10】	学校法人朴沢学園事務組織規程	
【資料 4-1-11】	令和 6 年度事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 4-1-12】	教学組織・事務組織等の長の年度業務目標	
【資料 4-1-13】	学校法人朴沢学園事務職員等採用・昇任に関する規程	
【資料 4-1-14】	新規任用事務職員初任者研修次第	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	再任・昇任に際し求められる研究実績の基準	
【資料 4-2-2】	再任・昇任申請の検討・審査に際しての評価項目等	
【資料 4-2-3】	専任教員の職位再任・昇任手続等に関する要綱	
【資料 4-2-4】	SUFD Report（過去 4 年間）	【資料 3-2-28】と同じ
【資料 4-2-5】	授業改善アンケート集計結果の比較検討シート	



仙台大学

【資料 4-2-6】	授業改善アンケートにおける高評価授業の表彰について	
【資料 4-2-7】	シラバス・ルーブリック作成の手引き	【資料 3-2-14】と同じ
【資料 4-2-8】	コモン・ルーブリック	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	各種研修会への参加状況一覧	
【資料 4-3-2】	法人・大学・高校合同 SD 研修会次第	
【資料 4-3-3】	新規任用事務職員初任者研修次第	【資料 4-1-14】と同じ
【資料 4-3-4】	桜美林大学大学院（通信教育課程）修了生修士論文題目一覧	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	公的研究費管理推進委員会規程	
【資料 4-4-2】	倫理審査会規程	
【資料 4-4-3】	動物実験等に関する規程	
【資料 4-4-4】	動物実験に関する自己点検・評価報告書	
【資料 4-4-5】	動物実験委員会名簿	
【資料 4-4-6】	紀要投稿規程	
【資料 4-4-7】	研究計画に基づく研究費研究成果発表会資料	
【資料 4-4-8】	メディア情報科学研究	
【資料 4-4-9】	教職支援センタージャーナル	
【資料 4-4-10】	公的研究費の管理・監査に関する実施基準	
【資料 4-4-11】	公募型公的研究資金の運営・管理大綱	
【資料 4-4-12】	研究活動上の不正行為防止に関する取扱要領	
【資料 4-4-13】	「コンプライアンス教育」「研究倫理教育」に関する研修資料	
【資料 4-4-14】	公的研究費管理推進委員会規程	【資料 4-4-1】と同じ
【資料 4-4-15】	倫理審査会規程	【資料 4-4-2】と同じ
【資料 4-4-16】	研究計画に基づく研究費に関する規程	
【資料 4-4-17】	研究計画に基づく研究費申請一覧（過去4年間）	
【資料 4-4-18】	「科学研究費補助金」取扱要領	
【資料 4-4-19】	科学研究費（間接経費）の執行に関する規程	
【資料 4-4-20】	CER 申請要領	
【資料 4-4-21】	CER 事業一覧（過去4年間）	
【資料 4-4-22】	研究費教育費ハンドブック	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	寄附行為（第3条）	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人朴沢学園船岡地区就業規則	
【資料 5-1-3】	学校法人朴沢学園における公益通報等に関する規程	
【資料 5-1-4】	懲戒処分ガイドライン	
【資料 5-1-5】	倫理審査会規程	【資料 4-4-2】と同じ
【資料 5-1-6】	ヒトを対象とした研究倫理規程	
【資料 5-1-7】	寄附行為施行規則（第6条、第7条）	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-8】	常任理事会開催要領	
【資料 5-1-9】	寄附行為（第19条）	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-10】	クールビズと節電についての協力依頼	
【資料 5-1-11】	学校法人朴沢学園個人情報管理基本規程	
【資料 5-1-12】	学校法人朴沢学園におけるハラスメントの防止等に関する規程、ハラスメント防止規程	

仙台大学

【資料 5-1-13】	学校法人朴沢学園における公益通報等に関する規程	【資料 5-1-3】と同じ
【資料 5-1-14】	危機管理に関する指針・個別マニュアル	
【資料 5-1-15】	学生生活は危険がいっぱい（目次）	
【資料 5-1-16】	避難訓練実施計画	
【資料 5-1-17】	防災用品点検表	
【資料 5-1-18】	AED 設置状況に関する資料	
【資料 5-1-19】	ASRP（運動部活動の安全安心プロジェクト）実施報告	
【資料 5-1-20】	「ながら見守り隊」関連資料	
【資料 5-1-21】	熱中症予防情報メール	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	寄附行為（第 18 条）	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	理事会・評議員会の開催状況及び理事・評議員・監事の出席状況一覧	
【資料 5-2-3】	役員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-4】	寄附行為施行規則（第 7 条）	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-5】	常任理事会開催要領	【資料 5-1-8】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	寄附行為（第 6 条）	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-2】	寄附行為施行規則（第 7 条第 2 項及び第 5 項）	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-3】	常任理事会開催要領	【資料 5-1-8】と同じ
【資料 5-3-4】	寄附行為（第 7 条、第 19 条、第 21 条、第 21 条第 3 項、第 25 条）	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-5】	寄附行為施行規則（第 6 条）	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-6】	役員名簿・評議員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-7】	理事会・評議員会の開催状況及び理事・評議員・監事の出席状況一覧	【資料 5-2-2】と同じ
【資料 5-3-8】	監査報告書	【資料 F-11】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	川平地区再整備事業概要	
【資料 5-4-2】	学校法人朴沢学園財務推移	
【資料 5-4-3】	第 I 期中期経営計画	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 5-4-4】	長期財務計画（目標シナリオ、限界シナリオ）	
【資料 5-4-5】	第 II 期中期経営計画	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 5-4-6】	私立大学研究ブランディング事業選定資料	
【資料 5-4-7】	若手・女性研究者奨励金選定資料	
【資料 5-4-8】	受託事業一覧表	
【資料 5-4-9】	学術会運営規程	
【資料 5-4-10】	朴沢学園未来サポート寄付金資料	
【資料 5-4-11】	学校法人朴沢学園特定資産運用指針	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人朴沢学園経理規程	
【資料 5-5-2】	計算書類（過去 5 年間）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-3】	事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 5-5-4】	監事監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-5】	学校法人朴沢学園情報公開及び開示に関する規程	
【資料 5-5-6】	学校法人朴沢学園監事監査規程	
【資料 5-5-7】	令和 5 年度監事監査計画	
【資料 5-5-8】	監事監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-9】	学校法人朴沢学園事務組織規程	【資料 4-1-10】と同じ

【資料 5-5-10】	学校法人朴沢学園内部監査規程	
【資料 5-5-11】	令和 5 年度内部監査計画書	
【資料 5-5-12】	令和 5 年度三様監査スケジュール	

**基準 6. 内部質保証**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>6-1. 内部質保証の組織体制</b>		
【資料 6-1-1】	学則（第 2 条の 2）	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	大学院学則（第 3 条）	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-3】	委員会に関する規程	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 6-1-4】	自己点検・評価規程	
【資料 6-1-5】	内部質保証に関する方針	
<b>6-2. 内部質保証のための自己点検・評価</b>		
【資料 6-2-1】	教学組織・事務組織等の長の年度業務目標	【資料 4-1-12】と同じ
【資料 6-2-2】	教学組織・事務組織等の長の年度目標に対する自己点検・評価報告書	
【資料 6-2-3】	前期振り返りと後期に向けて	【資料 3-3-6】と同じ
【資料 6-2-4】	年度振り返りと次年度に向けて	【資料 3-3-7】と同じ
【資料 6-2-5】	三つのポリシーを踏まえた点検・評価	
【資料 6-2-6】	ホームページで評価書等を公表していることを示す資料	
【資料 6-2-7】	IR 基礎データ集	
【資料 6-2-8】	卒業時アンケート結果を踏まえた三つのポリシーの点検・評価	
【資料 6-2-9】	認証評価に向けて早急に改善が必要な事項及び対応スケジュール	
<b>6-3. 内部質保証の機能性</b>		
【資料 6-3-1】	前期授業ごとの点検における分析結果	【資料 3-3-6】と同じ
【資料 6-3-2】	教学組織・事務組織等の長の年度目標に対する自己点検・評価	【資料 6-2-2】と同じ
【資料 6-3-3】	三つのポリシーを踏まえた点検・評価	【資料 6-2-5】と同じ

**基準 A. 社会貢献・連携**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>A-1. 教育研究活動の成果の提供による社会貢献</b>		
【資料 A-1-1】	地域自治体・企業との共同研究における関連資料	
【資料 A-1-2】	教育研究に係る大学施設の地域への開放における関連資料	
【資料 A-1-3】	みやぎ県民大学仙台大学開放講座における関連資料	
【資料 A-1-4】	ジュニアスポーツ教室等における関連資料	
【資料 A-1-5】	川平キャンパス公開講座における関連資料	
【資料 A-1-6】	高大連携事業の実施における関連資料	
【資料 A-1-7】	地域防災人材育成プログラム（SDGs）防災セミナーにおける関連資料	
【資料 A-1-8】	近隣市町での健康増進事業及び運動・スポーツ習慣化促進事業における関連資料	
【資料 A-1-9】	地域社会の学校等に対する支援事業等における関連資料	
【資料 A-1-10】	東北子ども博における関連資料	
【資料 A-1-11】	タレント発掘事業における関連資料	

**基準 B. 国際交流と連携**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考

<b>B-1. 協定校との留学生派遣・受入れプログラムの整備</b>		
<b>【資料 B-1-1】</b>	国際交流に関する協定一覧	
<b>【資料 B-1-2】</b>	海外留学支援制度採択プログラム一覧	
<b>【資料 B-1-3】</b>	留学生の派遣・受入れについての実施体制における関連資料	
<b>【資料 B-1-4】</b>	海外研修の派遣及び受入れプログラムにおける関連資料	
<b>【資料 B-1-5】</b>	受入れ留学生一覧	
<b>B-2. 協定校との交流の推進</b>		
<b>【資料 B-2-1】</b>	インターンシップ関連資料	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。